

# 第2次東近江市総合計画

## 後期基本計画





# 第2次東近江市総合計画

---

## 後期基本計画

# 目次

## 第1部 序論

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要                      | 6  |
| 第1節 策定の趣旨                      | 6  |
| 第2節 計画の構成と期間                   | 7  |
| 第2章 まちづくりの課題                   | 8  |
| 第1節 ひと(地域・子ども・教育・文化・スポーツ)に係る課題 | 8  |
| 第2節 暮らし(健康福祉・市民環境)に係る課題        | 10 |
| 第3節 まち(産業振興・都市整備・水道)に係る課題      | 12 |
| 第4節 行政経営(企画・総務・税務)に係る課題        | 14 |

## 第2部 基本構想

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 東近江市の将来性                     | 18 |
| 第1節 東近江市のアイデンティティ                | 18 |
| 第2節 東近江市の未来に向けて                  | 20 |
| 第2章 将来都市像とまちづくりの基本方針             | 21 |
| 第1節 将来都市像                        | 21 |
| 第2節 まちづくりの基本方針                   | 22 |
| 基本方針1 ひと ～人と地域が共に成長できるまちづくり～     | 24 |
| 基本方針2 暮らし ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～  | 26 |
| 基本方針3 まち ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～ | 28 |
| 基本方針4 行政経営 ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～   | 30 |
| 共通の認識                            | 32 |
| 第3章 将来人口                         | 33 |
| 第4章 将来の土地利用の方向性                  | 34 |
| 第5章 計画の推進に当たって                   | 36 |

## 第3部 後期基本計画

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 計画の体系                          | 38  |
| 第1章 ひと ～人と地域が共に成長できるまちづくり～     | 40  |
| 政策1 地域を愛し課題を解決する人材が育つまち        | 40  |
| 政策2 子どもが健やかに育つまち               | 45  |
| 政策3 未来を創造するひとをつくるまち            | 55  |
| 第2章 暮らし ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～  | 73  |
| 政策4 共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち         | 73  |
| 政策5 誰もが輝き快適な生活環境が整うまち          | 91  |
| 政策6 共につくり安全に暮らせるまち             | 114 |
| 第3章 まち ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～ | 118 |
| 政策7 活力とにぎわいのあるまち               | 118 |
| 政策8 市民の暮らしを支える都市機能が整ったまち       | 139 |
| 政策9 安全安心な上下水道のあるまち             | 158 |
| 第4章 行政経営 ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～   | 162 |
| 政策10 戦略的な地域の創生                 | 162 |
| 政策11 安定した行政経営                  | 171 |
| 政策12 公平公正な課税と徴収                | 185 |
| 政策13 議会・行政委員会                  | 189 |
| 計画の推進                          | 194 |

## 資料編

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| ● 成果指標一覧                       | 196 |
| ● 第2次東近江市総合計画後期基本計画に関連する個別計画一覧 | 208 |
| ● 東近江市総合計画策定条例                 | 213 |
| ● 東近江市総合計画策定条例施行規則             | 214 |
| ● 審議会諮問文                       | 215 |
| ● 審議会答申文                       | 215 |
| ● 東近江市総合計画策定委員会規程              | 216 |
| ● 東近江市政策推進戦略本部要綱               | 217 |
| ● 東近江市総合計画審議会 委員名簿             | 218 |
| ● 第2次東近江市総合計画後期基本計画策定体制        | 219 |
| ● 策定経過                         | 220 |





第 1 部

序 論

# 第1章 計画の概要

## 第1節 策定の趣旨

本市は、日本のほぼ中央部、近畿圏と中京圏の中間に位置しており、東の鈴鹿山脈から西は琵琶湖に面し、山地からなだらかな丘陵地や平野へと広がり、森・里・川・湖といった多様な姿を見せる自然豊かなまちです。

豊かな自然環境の中で、本市の歴史は縄文の昔に始まり万葉集に詠われるなど、古代から現代に綿々と続く歴史や文化・伝統が大切に育まれてきたまちであり、古くから複数の街道が交わる交通の要衝という利点をいかし、市場町や商業都市として栄えてきました。

名神高速道路、新幹線等が開通した高度経済成長期から道路交通の利便性や大都市圏に近接する条件をいかし、電気機器、IT関連など多くの企業や事業所が集積する内陸工業都市として国土軸の一翼を担い、まちが発展してきました。また、肥沃な大地と温暖な気候に恵まれて稲作、果樹、野菜、畜産等の農業が盛んで、京阪神の大消費地の食を支えてきた地でもあります。

国全体の人口減少や少子高齢化の流れの中で、本市においても人口減少が進んでおり、人口構造が大きく変化する中で人口減少を少しでも食い止め、持続可能なまちづくりを進めていくことが大きな課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大は、人々の生活行動や経済活動に変化を生じさせ、社会の構造にも影響を及ぼしました。大都市部への人口や経済の集中がもたらす諸課題が明らかになる中で、都市集中型の社会から地方分散型の社会への移行が求められており、人々の価値観や社会経済情勢の変化に対応したまちづくりを進めていく必要があります。

こうした中で、平成29年(2017年)3月に策定した第2次東近江市総合計画では、基本構想に掲げる将来像「うるおいとにぎわいのまち 東近江市」の実現に向け、前期基本計画に基づいた各種施策に着実に取り組んできました。

前期基本計画の計画期間が令和3年度(2021年度)をもって終了することから、基本構想に示す将来都市像やまちづくりの基本方針を引き継ぎながら、令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)までの後期基本計画を策定するものです。



## 第2節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」と「基本計画」により構成します。

### 1 基本構想

基本構想は、長期的に本市のあるべき姿を展望する将来ビジョンを表すものとして、まちの将来像とまちづくりの基本方針を示すもので、総合的かつ計画的な行政運営の指針とするものです。

基本構想の期間は、平成29年度(2017年度)から令和7年度(2025年度)までの9年間とします。

### 2 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策の基本的な体系を表すものとして、各施策の方針及び実現に向けた目標や取組を示すものです。

計画期間は、基本構想期間の後期に相当する令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)の4年間とします。

## 第2章 まちづくりの課題

### 第1節 ひと(地域・子ども・教育・文化・スポーツ)に係る課題

#### 地 域

本市は、古くから惣村(集落)が形成され、住民の合議による様々な規律を定め、共同で祭事、農事、普請等が行われ、村内の強い結びつきにより自治精神が育まれてきた地域です。

合併後はそれまで育まれてきた各地域の個性をいかしたまちづくりや培われてきた歴史・文化・伝統を引き継ぐとともに、次代に即応した地域づくりを行うため、各地区に「まちづくり協議会」が設立され、地域の課題解決に住民自らが取り組んできているところです。

また、福祉、環境など様々な地域課題を解決するため、地域資源をいかした多彩な活動が展開される中で地域活動の担い手が育ってきました。

しかし、市民意識調査の結果では、「身近な地域で、住民同士の助け合いができています」という回答が低下傾向にあるなど、地域の関係性が更に希薄になっており、高齢化や人口減少の進行もあって、運営が厳しい自治会も生まれてきています。

長年育まれてきた地域自治の精神を大切にして地域の特性がいかされ、その多様性が融合することにより、より高い価値が生まれるよう、地域を守り育てる意識の醸成や人材の育成、多世代にわたるひとづくり、持続可能な協働の仕組みづくり等地域活動が更に発展する取組が必要です。

#### 子 ども

子どもを取り巻く様々な環境の変化は、発達年齢に応じた能力の獲得など、子どもの育ちに大きな影響を与えています。核家族化が進み、子育てと仕事の両立が困難な家庭が増え、特に母親の負担感が大きく、一人で子どもと向き合って孤立している保護者等に対して早期の相談、対応等が求められているとともに、保護者や家族間の関わりの変化の中で愛情あふれる親子の絆を培うことが必要です。

また、地域のつながりが希薄化している一方で、核家族世帯や単独世帯が増加していることから、子育て交流の場など地域とのつながりの重要性を認識した子育てに取り組む地域もあり、子育てニーズの多様化に対応していくため、子どもを家庭だけでなく、地域ぐるみで見守り育てることができる環境をつくる必要があります。

子育て支援の一つとして、認定こども園化による施設や機能の充実を強力に推し進めてきたものの、幼児教育・保育の無償化の影響に伴う保育ニーズの高まりにより入所希望者が増加しており、待機児童解消のためには保育士等の人材確保が必要です。また、幼児施設の整備や老朽化対策を行い、良好な保育環境を提供する必要があります。

さらに、地域子育て支援拠点事業の利用ニーズも高く、乳幼児とその保護者への情報提供を充実させることが必要となっています。

## 教育・文化・スポーツ

まちの活力を維持発展させるためには、未来を担う人材をしっかりと育成していくことが重要であり、子どもたちが心と体を健やかに育てていくことができるよう、地域住民の協力のもと関係機関が連携し、豊かな人間性の育成、さらには、社会の変動にも柔軟に対応できる生き抜く力をつけることが必要です。

また、教育の根幹となる学力面では、基礎学力の定着や主体的に学ぶ態度の育成が課題となっています。そのため子どもたち自身がしっかりと目的意識が持てるような授業改善による学力向上が必要となっています。

さらに、特別な支援を必要とする児童生徒や外国人児童生徒の増加、いじめ、不登校、児童虐待、保護者対応など学校の抱える課題は年々多様化・複雑化しています。教職員が本来業務である教育活動に専念できるよう学校への支援体制を構築していくことが必要です。

子どもたちが安心して学ぶことができる環境をつくるため、校舎等の学校教育施設については施設の長寿命化対策、GIGAスクール構想への対応など快適な学習環境を目指して引き続き学校施設等の改修が必要です。

また、高等教育及び研究機能を有する大学や企業等との連携により、幅広い学校教育活動の提供が求められています。

加えて、子どもがたくましく成長し、社会で活躍していくためには、新たな社会課題に対応した教育の充実が求められており、情報活用能力や情報モラルの向上といった情報教育の強化を図るとともに、国際的な視野やコミュニケーション能力を持ち、国際社会の平和と発展への寄与など国際的に通用する人材の育成も必要です。

生涯を通じての新たな知識や技能、教養の習得は、充実し豊かな人生を送る上で必要なことです。出産や子育て等、ライフステージに対応した女性の活躍支援や、若者の活躍促進、生き生きとした高齢者の暮らし等の観点からも、社会人の学び直し(リカレント教育)を始め、教養を高める取組が求められています。

本市の多様な歴史文化は、古くは縄文の時代から森里川湖の豊かな自然環境の中で育まれてきたかけがえのない貴重な宝です。本市が発祥の地である木地師や近江商人、ガリ版印刷は全国に展開することで日本経済や文化の礎を築いてきました。また、市内各地域には、長年にわたり地域の人々によって守り育てられてきた豊かな歴史・文化・伝統があり、これら一つ一つを磨き上げ、その価値を高めることで後世に伝えていかなければなりません。

スポーツでは、健康・体力の増進だけでなく、人々の交流、中高年者の健康・生きがいづくりなど、多様な点からニーズが高まっています。2021年に開催された東京オリンピック・パラリンピックや2025年に滋賀県で開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会などのスポーツイベントの開催は、市民の生涯スポーツへの意識や意欲の向上につながる好機でもあり、本市のスポーツ施設を更に充実するとともに活用していくことが必要です。

## 第2節 くらし(健康福祉・市民環境)に係る課題

### 健康福祉

高齢化率は年々上昇し、今後も医療や介護を必要とする人が増えることが予測されます。高齢者の多くは、介護が必要になっても現在の住居に住み続けることを望んでおり、住み慣れた場所で安心して暮らし続けることができる環境整備や高齢者の能力を地域でいかすことが求められています。

また、障害のある人も増加傾向にあり、施設や設備のバリアフリー化はもちろん、雇用や就学等の社会活動への参加に関する課題や日常生活における問題解決が重要となっています。

高齢者、障害者、子ども、生活困窮といった対象者ごとのサービスでは十分対応できない様々な課題が複合化・複雑化したケースも増加しており、こうした制度の狭間で生じる問題や貧困など新たな課題への対応が求められています。

こうした支援ニーズの複雑化・多様化だけではなく、労働力人口の減少等による福祉サービスの持続性という課題があり、これらに対応するための福祉人材の確保が必要となります。

また、誰もが支え、支えられる社会の実現を目指し、地域全体で支える互助・共助の取組の再構築や多様なサービス提供体制の整備が急務となっています。

さらに、市民の健康面については、高齢化の進行や生活習慣の変化によって疾病構造が変化し、がん、循環器疾患、糖尿病等の疾患を抱える人が増加するとともに、生活習慣病の重症化により要介護状態になる人も増加しています。

これらのことから、全ての市民が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、市民の健康保持・増進に取り組むとともに、誰もが安心して医療を受けられる体制づくりを進め、健康寿命の延伸を図ることが重要な課題となっています。

また、令和2年の年明けから感染者が急増し、世界的な大流行(パンデミック)となった新型コロナウイルス感染症など、多数の人々の生命・健康に甚大な被害を及ぼし、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがある感染症などについての予防対策が必要です。

### 市民環境

人権に関する今日までの取組の成果がみられる一方、依然として様々な人権問題が存在しており、全ての人の人権が尊重される社会づくりを目指さなければなりません。

また、男女が共に性別にとらわれることなく、お互いを認め合い、個性と能力を発揮し、ワーク・ライフ・バランス\*が実現できる社会づくりが必要となっています。

地球温暖化による世界的な気候変動や生物多様性の損失などの問題は、人類のみならず地球上の生物すべてに危機的な状況を生じさせており、その一因とされる温室効果ガスの発生を減らしていくため、ごみの減量化や資源化、資源循環型のまちづくりの推進、石油等の化石燃料に頼りすぎない社会づくり及び持続可能な再生可能エネルギーの導入等を進めていくことが重要です。

また、本市の森里川湖が有する豊かで多様性のある自然を保全・活用し、次代につなげていくため、幼少期から自然に触れ親しむなど、ふるさとへの愛着を高めていくことが必要となっています。

福祉医療については、医療費の一部助成を中学校まで拡大し市民生活の安定に努めてきました。しかし、医療保険や給付制度については、高齢者の増加や医療の高度化により国民健康保険や後期高齢者医療の財政を圧迫しており、福祉医療を含め安定的で持続可能な制度を確保する必要があります。また、消費者問題へのきめ細やかな対応等が必要です。

近年、全国各地で地震や風水害等の大規模な自然災害が発生し、一瞬にして市民の生命や財産を奪うなど甚大な被害が発生しており、自助・共助・公助による防災・減災対策の一層の充実が必要です。

さらに、市民を犯罪や事故から守るため、関係団体や機関と連携しながら防犯活動に取り組むなど、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進が重要です。

---

※ワーク・ライフ・バランス：「仕事」と「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

## 第3節 まち(産業振興・都市整備・水道)に係る課題

### 産業振興

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、各種産業の担い手や労働力の不足が懸念されており、新たな担い手の育成や受入れ体制の整備など、就農、創業、起業、事業継承、技術や技能の伝承、就業等の支援により、農林水産業や商工業の活力の維持や増進を図っていくことが重要です。

農業については、米価の下落や深刻な担い手の不足、耕作条件不利地域における耕作放棄地の発生、野生鳥獣による農作物被害の拡大など、農業の活力を維持していくことが困難になることが予想されます。今後、優良な農地の保全、農業基盤の整備、担い手への農地の集約、経営体の育成及び米・麦・大豆中心の作付けから野菜など高収益作物栽培への転換と、マーケットインの視点からの生産振興、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の導入等によって、もうかる農業の確立を図っていくことが重要です。

林業については、これまでの木材価格低迷や担い手不足等により、適切な管理が行われていない森林が増加しており、森林経営管理制度の推進による効率的な森林の管理、地元産材の活用の促進など市域の6割近くを占める森林の有効利用を図る必要があります。

また、漁業においても担い手不足が進んでおり、担い手の確保、特産品の開発等による漁業振興に取り組むことが必要となっています。

工業については、市内企業には優れた技術があることから、新技術や新商品の開発による販路拡大、それらを担う人材の確保と育成、企業同士の連携強化が必要となっています。

商業については、市街地等での新規出店があるものの、依然として多くの空店舗があることや個店の廃業も見られることなどから、受入れ環境を整備するとともに担い手を育成し、中心市街地でのにぎわいづくりを始め、市民が日々の買い物を市内で完結でき、市外からも多くの人買い物に訪れる魅力づくりが必要です。

また、名神高速道路等の交通の利便性をいかし、既存企業への支援や企業ニーズに合った事業用地を確保することにより企業立地を促進するとともに、雇用の創出を図ることで地域経済を活性化し、まち全体のにぎわいづくりにつなげていくことが求められています。

さらに、本市を訪れる人を増やすため、本市の認知度と知名度を高めるとともに地域の自然や歴史・文化等の魅力に磨きをかけて発信し、新たな観光産業の展開を図っていくことが必要です。

### 都市整備

本市は、地形的にも森林、河川、丘陵地や平野が広がり、そこに一定のまとまりを持った集落が分散しており、それぞれの地域のバランスと連携を図る都市基盤の整備を進めていくことが必要です。

具体的には、鈴鹿の山々とそれを源とする河川、里山、田園、そして琵琶湖など豊かな自然と美しい風景があり、これら本市を特徴づける空間の構造を維持していく土地利用が必要です。

また、蒲生スマートインターチェンジや石榑トンネル等の整備により本市へのアクセス性が向上したことをいかし、近畿圏や中京圏との結びつきを強め、産業の活力向上など地域のにぎわいづくりを展開していくことが重要です。

一方で、広域的な道路ネットワークの形成や広域幹線道路における慢性的な渋滞、離合が困難な区間の解消、さらには、市の一体性を強め、活力あるまちづくりにつながる各地域を結ぶ道路体系の強化、特に中心市街地とJR能登川駅を結ぶ交通軸の強化が重要になっています。

加えて、道路、橋梁、公園等のインフラ施設の多くが老朽化し、更新時期を迎えていることから、人口規模や財政状況に見合った適切な維持管理や更新が求められています。

河川整備では、愛知川、日野川、蛇砂川、大同川など市内を流れる主要な河川の整備、八日市新川広域河川改修事業の早期完了を進めていくことが必要です。

公共交通では、新たな運営形態でスタートする近江鉄道線や域内交通を担うちょこっとバスの利用者の増加を図る必要があります。

近年、市内において空家が増加し、建物の老朽化による倒壊のおそれや衛生環境の悪化が危惧されており、危険な空家の撤去、危険箇所の改善など生活環境を整える必要があります。

---

## 水 道

---

上下水道については、これまでの計画的な整備の結果、安定的な水道水の供給及び汚水の適正処理により市民の衛生的な生活環境が確保されています。

しかし、これまでに整備された上下水道施設の老朽化の進行により、維持管理経費が増大し、経営の圧迫につながっていることから、今後、上下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改築更新に取り組んでいくことが必要です。

## 第4節 行政経営(企画・総務・税務)に係る課題

### 企画

少子高齢化による社会構造の変化は、労働力不足や経済成長の鈍化、社会保障費の増大等をもたらし、地域全体の活力を弱めていくおそれがあります。

このため、地域全体の課題を解決し、本市の有する強みをいかして、活力あるまちの創出に向けた取組を進める必要があることから、平成27年に「東近江市人口ビジョン」、「東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年改定)」を策定し、人口減少社会の中でまちの活力の維持発展に取り組んでいます。

本市には、鈴鹿山脈から琵琶湖まで、豊かな自然や奥深い歴史文化などの地域資源があり、これらに磨きをかけ結び付けるなど、森里川湖のつながりをいかした取組を更に進める必要があります。

また、本市の中心市街地は、古くから街道が交わる交通の要衝であり市場町や商業地として栄えてきた歴史があります。しかし、郊外への大型商業施設の進出とともに商店街を中心に小売店が減少するなど、空家・空店舗が増加していることから、まちの核としてにぎわいの創出に取り組む必要があります。

本市は、合併後15年が経過しましたが、「東近江市」という名称が十分に浸透していない、「わがまち」としての一体感が薄いといった声が聞かれます。まちの一体感を醸成し、地域のアイデンティティを形成していくとともに、自然・歴史・文化・特産品等を含め「東近江市」の魅力をあらゆる媒体を通じて積極的に発信し、知名度向上を図っていくことが必要です。

加えて、本市の在留外国人は近年増加傾向にあり、この地域で暮らし、働き、学ぶ全ての人が、国籍などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性をいかして活躍できるまちづくりが必要です。



---

## 総務

---

社会経済情勢の変化による行政サービスの多様化・複雑化、人口減少や少子高齢化の進行による過去に例を見ない社会構造の変化等によって生じる様々な課題に的確に対応し、まちづくりを進めていくことが必要です。

また、インフラ施設の老朽化や高齢化に伴う社会保障関係費の増加、生産年齢人口の減少などにより、財政状況が一層厳しくなることが予測されます。このことから、庁内体制の見直しや職員の能力が十分に発揮できる環境を整えていくなど、一層の効率的かつ効果的な行政運営を進めていく必要があります。

さらに、国が進めるデジタル技術を活用したSociety5.0<sup>\*</sup>の実現に向けた取組を始め、各分野での施策を効率的・効果的に実施するため、デジタル技術・データ活用に関する取組を推進する必要があります。

---

## 税務

---

人口減少や少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が見込まれており、自律的な行政経営ができるよう、自主財源の軸となっている市税の安定的かつ効率的な確保に向けた取組が必要です。

---

<sup>\*</sup>Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会





第2部

基本構想

# 第1章 東近江市の将来性

## 第1節 東近江市のアイデンティティ※

### 1 豊かな自然と歴史・文化を備えたまち

本市は、森里川湖の多様な自然系の上に千年を超える歴史文化が蓄積された豊かなまちです。鈴鹿山脈を水源として、琵琶湖に流れ込む愛知川、日野川等の大小の河川が市内を東西に流れるほか、集落を流れる小川、地域に点在する湖沼等が美しい水辺の景観を形成しています。

丘陵部等には、人々の暮らしと密接につながってきた里山が点在し、人と自然が調和した地域となっています。また、これらの美しく豊かな自然を背景に、古刹百済寺、紅葉の名所である大本山永源寺、岩峰が特徴的な赤神山に鎮座する太郎坊宮等の寺社を始め、歴史遺産が数多く残されています。

本市は、こうした多様で豊かな自然と奥深い歴史・文化を地域活性化の資源とすることができるまちです。

### 2 多様な産業が発達したまち

本市は、古くから主要街道が交わる交通の要衝として、人、物、情報、文化等が行き交う市場町として栄え、近世には近江商人の活躍が見られました。

近江商人は「陰徳善事」の理念を持ち、社会貢献の一環として、社寺や教育機関への寄附、寺子屋の運営などを行い、優れた人材を輩出してきました。「売り手によし、買い手によし、世間によし」の「三方よし」の精神を実践したことにより、商人文化が結実し、現代にもその精神は受け継がれています。

また、現在も交通網が発達し、道路では八日市インターチェンジ、蒲生スマートインターチェンジを有する名神高速道路、国道8号、307号、421号、477号等が広域幹線網を形成しており、鉄道においては近江鉄道が市域を縦横し、JR琵琶湖線の能登川駅には新快速電車が停車するなど京阪神への通勤・通学圏としての利便性を有しています。

これらの交通網により、インターチェンジ周辺や工業団地等を中心に電気機器、IT関連等先端産業の企業や事業所の進出が進み、内陸型の工業地として地域の雇用が支えられています。

一方、市域には広大かつ肥沃な農地が広がり、古くから集落単位で守られてきた水田で近江米が盛んに生産されているほか、近江牛を始め、メロン、梨等の特産品も多く生産され、滋賀県下一位の農業産出額を誇っています。また、市域の6割近くを占める森林資源を活用した林業、琵琶湖周辺で営まれる漁業など多様な産業が展開する地域です。

本市は、こうした多様な産業が更に発展することで雇用が確保され、地域を活性化することができるまちです。

※アイデンティティ：地域の個性、特性など自信を持って将来に引き継いでいくことができる地域らしさ

### 3 近畿圏と中京圏の交流連携の窓口位置するまち

本市は、京都・大阪・神戸といった大都市を有する近畿圏と名古屋を中心とする中京圏の結節点に位置しています。

また、高速道路網や鉄道網が発達した地域でもあり、それぞれの圏域への交通利便性も高く、平成23年(2011年)には、三重県とつながる国道421号の石樽トンネルが開通し、中京圏との新たな交流の窓口が開いたことで交通量が飛躍的に増加しています。

本市は、こうした近畿圏と中京圏の中間に位置する立地性、交通利便性等をいかし、二つの大都市圏域との交流を物的にも文化的にも深め、連携することで地域の活性化につなげていくことができるまちです。

### 4 地域性豊かなまち

本市は、1市6町の合併により誕生しましたが、それぞれの地域では、豊かな自然環境の中、その地域で育まれた歴史、暮らしの文化や伝統などが脈々と現代に受け継がれています。

また、農村集落においては、お互いに助け合いながら日々の生活を営み、普請や農事を共同で行うなど、自らの地域は自ら守り築くという、惣村の自治精神が古くから育まれてきました。各地域において長年にわたり培われてきたこうした歴史文化や精神性は、現代の本市の暮らしやまちづくり、産業活動と密接な関わりを持ち、豊かな地域性を見せています。

さらに、福祉、環境、教育など多様な地域活動が展開されており、多くの方が地域で活躍しています。

本市は、こうした地域住民自らが考え、取組を実践する地域性をいかし、そこに関わる市民がまちづくりの主人公として人材が育ち、豊かな地域性を更に発展させることができるまちです。

## 第2節 東近江市の未来に向けて

人口減少や少子高齢化の進行に対応するため、全国で「地方創生」の取組が進められていますが、本市においては、平成17年(2005年)以降、人口の減少が続き、今後もその傾向が続くと予測されており、今後のまちづくりの方向性を定める上で重要な局面を迎えています。

本市の立地特性、人口規模、面積、産業構造等をみると、日本の縮図ともいえるべき地域として様々な課題や可能性が凝縮しているとも捉えることができ、この地域での課題の解決と活力や魅力のある地域づくりの取組は、日本全体が発展するモデルにつながるという夢が描ける地域といえます。

さらに、大消費地に近い地理的優位性を持ち、豊かな自然と歴史や文化、多様な産業があり、地域性豊かな精神性や文化が現代にも受け継がれ、多様な人材が育っているまちとして、将来に向け大きく発展する可能性を有しています。

合併後15年が経過した今、そうした本市の「アイデンティティ」について、市民と行政が互いに確認や理解をし、改めて見つめ直し、磨き上げ、最大限に活用することで、次世代を見据えたまちづくりや地域の誇りにつながると考えます。

そこで、多様な「ひと」があふれ、脈々と受け継がれるとともに、現代に対応した多様な「暮らし」、それを支える様々な産業や基盤がある「まち」といった本市の魅力を点から線につなげ、異分野の取組や考え方を融合し、新たな価値や発想を創出することで、将来に向け新たなステージに駆け上がることができるものと考えます。

## 第1節 将来都市像

## うるおいとにぎわいのまち 東近江市

～鈴鹿から琵琶湖の恵みをいかし 人が輝くまちづくり～

本市は、東の鈴鹿山脈から西の琵琶湖まで、森・里・川・湖といった多様な姿を見せる水と緑の豊かな自然を大切にきた調和のとれた美しいまちであり、古代から近世に至る歴史遺産、惣村や近江商人等の精神を育み綿々と続く地域の暮らしなど、悠久の歴史・文化が脈々と息づくまちです。

こうしたそれぞれの地域の個性や魅力的で豊かな資源をいかしつつ、共に力を合わせ市民自らの手でまちを創り出し、産業経済活動が活性化し、地域全体が元気でにぎわいのあふれる自立的なまちを目指します。

そして、個性豊かなまちを舞台に、若い世代からお年寄りまで、誰もが健康で明るく生き生きと輝きながら暮らし、「このまちで素晴らしい人生を過ごしている」と実感できる東近江市でありたいと考えます。

## 第2節 まちづくりの基本方針

### 基本的な視点

人口減少社会を克服し将来都市像を実現するため、まちづくりを担う「ひと」を育て、生き生きとした「くらし」があり、活力に満ちたにぎわいのある「まち」をつくっていく必要があります。

これらを推進するためには市民に信頼される「行政経営」が必要です。

そこで、将来都市像を実現するため、次の4つの視点をまちづくりの基本方針とします。

**基本方針 ① ひと** ～人と地域が共に成長できるまちづくり～

**基本方針 ② くらし** ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～

**基本方針 ③ まち** ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

**基本方針 ④ 行政経営** ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～



## 共通の認識

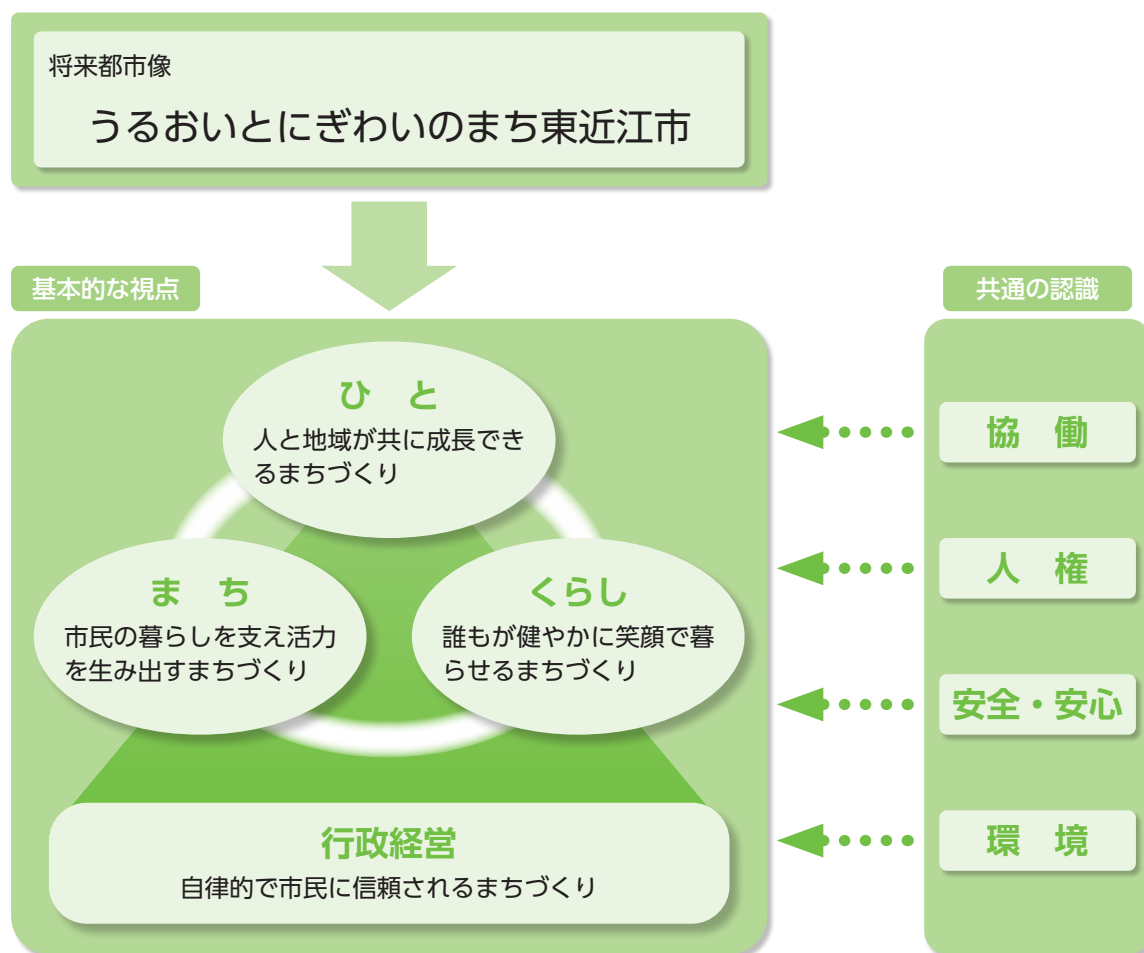
人口減少社会を迎え財政的にもますます厳しくなる状況を認識し、市民と行政がそれぞれの役割を担い協働でまちづくりに取り組む必要があります。

また、市民一人一人の人権が尊重され安全で安心な暮らしを実現することが重要です。

さらに、先人から引き継いだ素晴らしい環境を将来世代にしっかりと引き継ぐため、持続可能な成熟した社会をつくることが求められています。

そこで、将来都市像を目指して、まちづくりの基本方針を推進するための施策の実施に当たっては、次の4つの視点を常に念頭に置くべき「共通の認識」とします。

- ① 協働    ② 人権    ③ 安全・安心    ④ 環境



## 基本方針 ① ひと ～人と地域が共に成長できるまちづくり～

地域自治に対する意識が高く多様な地域活動が活性化し、地域の課題を解決する能力が高いまちを目指します。

保護者が子育ての第一義の責任を有するという基本的な認識のもとに、全ての人が知識と経験を結集し、喜びも悩みも分け合い、人がつながり互いに育ち合い、社会全体で子どもと子育て家庭の健やかな成長を支援し、楽しく子育てができるまちを目指します。

子どもから大人まで全ての市民が生き生きと暮らし、自らを更にはお互いを高め合い、相互に信頼し成長していくことができるまちを目指すとともに、生涯を通じて学び続けることができ、学んだことを地域にいかし活躍できるまちを目指します。

また、まちの魅力を認識し、地域との関わりを通じてふるさとへの愛着を育み、誰もが住み続けたいと思うまちを目指します。

### 政策1 地域を愛し課題を解決する人材が育つまち

最も基礎的な自治の組織である地縁で結ばれた自治会組織の在り方について共に考え、その取組を支援するとともに、地域に対する愛着やまちづくりへの意識の向上を図り、自治組織において地域の課題を自らが解決する力を高めるよう地域コミュニティの強化を推進します。

また、様々な地域課題に対応する市民活動の活性化に向けて、人材の育成や活動の場づくり、多世代にわたる人づくり、新たな資金調達の仕組みづくり等に対する支援を強化します。

さらに、市職員が積極的に地域活動に参加し、市民と共に知恵を出して地域課題の解決に努め、多様な主体による協働のまちづくりを推進します。

### 政策2 子どもが健やかに育つまち

結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援を始め、子育て家庭の負担軽減を図るなど若い世代が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。

また、保育を必要とする人の希望をかなえ、一方で、家庭での保育を含め多様化する子育てニーズに対応できる子育て環境の充実を図ります。

併せて、幼児教育と保育の質の向上を図り、全ての子どもの健全な発達が保障される保育環境づくりを推進します。

さらに、地域で活動する様々な団体等と連携した子育て支援を展開し、子育て家庭の不安の解消、地域ぐるみで児童虐待等から子どもを守り育てる地域ネットワークの強化を図ります。



### 政策3 未来を創造するひとをつくるまち

年少人口が年々減少する中、次代を担う子どもの健全な育成は重要な課題となっています。

そのため、子どもたちの豊かな心と確かな学力を育み、社会を生き抜く力を身につけられるよう、地域住民と協力し保幼小中が連携を図り一人一人に応じた指導や支援、障害のあるなしにかかわらず共に学ぶ環境づくりを進めるなど、全ての子どもの育ちを支える仕組みを構築します。

また、困難化する学校の様々な課題を解決する教育環境を整えるとともに、大学や研究機関との連携等により、教職員を支援し、指導力の向上を図るとともに、社会の情報化や国際化に対応したカリキュラムの導入やICTの活用などにより、教育内容の充実や質の向上を図ります。

さらに、地場農産物の積極的な活用など地域の農業と連携し、食や農と教育を結びつけ、より充実した安全安心な学校給食を提供します。

施設面については、老朽化しつつある学校施設や設備の計画的な改修など子どもが安心して快適に学ぶことができる環境づくりに取り組みます。

市民の学習ニーズや自己実現に向けた気運の高まりに対しては、図書館の特徴とネットワークをいかした質の高いサービスの提供を始め、生涯を通じて学ぶことができ学習の成果がいかせる仕組みを充実させます。

また、本市の豊かな自然の中で育まれた、木地師や近江商人発祥の地を始めとした数々の奥深い歴史や文化等を磨き上げ、活用することで市民のふるさと意識の醸成を図るとともに次世代に継承します。

さらに、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催などにより、生涯スポーツへの気運を高め、市民それぞれのライフステージでスポーツに親しむことができる機会づくりや市内スポーツ施設の有効活用を進めます。

## 基本方針 ② くらし ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～

子どもから高齢者まで全ての市民が住み慣れた地域で共に支え合い、健やかに暮らし続けることができるまちを目指します。

また、鈴鹿山脈から琵琶湖まで広がる豊かな自然環境をいつまでも大切にするとともに、快適な生活環境が整った安全で安心して笑顔で暮らすことができるまちを目指します。

### 政策4 共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

現代に受け継がれている相互扶助の精神をいかしながら、地域に合った市民の暮らしを支える仕組みを充実し、地域福祉力の向上を図ります。

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など地域住民の多様なニーズに応え、自立し充実した地域生活を実現するため医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する全世代対象の地域包括ケアシステムを推進します。

また、子どもの健やかな成長を目指して、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の充実と、一人一人の発達状況に応じたきめ細かな相談や支援ができる仕組みづくりを推進します。

健康づくりでは、ライフステージに応じた食育の推進を始め、生活習慣病予防や介護予防活動の推進、感染症への対策などにより、健康寿命の延伸を図ります。

誰もがいつでも質の高い医療を安心して受けられるよう地域医療の体制づくりを進めるとともに、家庭医を始めとした在宅医療を担う人材の育成を進め医療介護連携を強化することにより、地域完結型医療の実現を目指します。

このように、全ての人々の尊厳が守られ、自分らしく活躍できる生活を送ることができる地域共生社会の実現を図ります。

### 政策5 誰もが輝き快適な生活環境が整うまち

全ての人の人権が尊重され、市民一人一人が輝き、安全で安心して生活することができる環境を整えていくことが大切です。

そのため、市民、団体、事業者、行政等が連携し、一人一人が大切にされ、人権尊重の考え方を基本にした人間関係が広がる地域づくりを進めます。

また、企業等との連携のもと、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを進めるとともに、誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる男女共同参画の実現に向け取り組みます。

市民に身近な行政サービスについては、住民情報の適正な管理、迅速かつ正確な戸籍等事務や諸証明交付の利便性の向上を図るとともに、市民生活相談や消費者問題、交通安全の啓発に取り組むなど、市民が安心して暮らせる生活環境を整えます。

医療保険等については、誰もが安心して医療を受けることができ、暮らしを支える安定した医療保険や給付制度の確保を図ります。

さらに、再生可能エネルギーを導入するなど、脱炭素の取組を進めるとともに、自然環境の保全・活用や資源循環型社会の構築など、循環共生型のまちづくりを進めます。また、幼少期から身近な自然に触れる場や機会を創出するなど、環境体験学習を推進します。



## 政策6 共につくり安全に暮らせるまち

地震、台風、大雨等の自然災害、火災、犯罪などから市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らすことができる環境を整えていくことが重要です。

そのため、消防団活動の支援、消防施設や資機材の整備、災害関連情報の収集伝達体制の強化とともに、市民の防災意識の向上と減災対策の充実を図り、災害に強いまちづくりに取り組みます。


また、自治会や防犯活動団体への支援や市民の防犯意識の向上に努めるとともに、防犯灯の整備など安全な暮らしの確保を図ります。

## 基本方針 ③ まち ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

農林水産業、工業、商業、観光など様々な産業がバランスよく発達した本市の特徴をいかし、若い世代を始め、市民が働き住み続けることができる活力あるまちを目指します。

また、市民の暮らしを支えるため、地域の特性に応じた市街地や都市基盤の整備、計画的な土地利用を進めるなど、都市機能が充実したまちを目指します。

さらに、道路、橋梁、上下水道等のインフラ施設については、長期的な視点を持ち、安心して利用できる環境を目指します。



### 政策7 活力とにぎわいのあるまち


自然の恵みをいかした特色ある農林水産業の成長を目指し、担い手の確保や育成を図るとともに、東近江市産農産物の地域内流通や発信力、販売力の強化、食の教育や地産地消の推進、獣害対策の強化、水産品のブランド化などもうかる農業や漁業の確立を図り、農水産業の振興に努めます。

また、農業生産を支える優良な農地を保全するとともに、持続可能な農業経営を進めるため、スマート農業の導入や基盤整備の促進、農業の有する多面的機能の維持増進、農村環境をいかした地域の活性化等を図ります。

林業については、適切な森林管理を促進するため、林業の担い手の育成を図るとともに、森林経営管理制度の推進や森林境界の明確化、地元産材の活用を促す搬出間伐の拡大、木製品の開発、森林の有する多面的機能を発揮させるための取組等を推進します。

商工業については、集客力を高める商業施設の誘致や創業支援、異業種間の交流等を通じた魅力ある商品開発など本市のブランド力を高めるとともに、企業の立地促進による雇用の創出を始め、これまで培われてきた技術や技能の伝承や就労環境の向上など、地域経済の活性化につながる多様な商工業の振興を図ります。

観光については、鈴鹿の山々や琵琶湖等の豊かな自然、由緒ある社寺、木地師や近江商人の発祥の地を始めとした奥深い歴史文化等の地域資源に磨きをかけ、近畿圏と中京圏の結節点に位置する優位性をいかしつつ、受入れ態勢の充実や幅広い情報発信を行うなど交流人口の増加に努め、「東近江市」らしいテーマを持った観光振興を図ります。



### 政策8 市民の暮らしを支える都市機能が整ったまち

二度の合併で誕生した本市の広大な市域に形づくられた地域特性をいかしつつ、市民の快適な生活、地域の産業活動等を支えるため、基盤となる都市機能を整えることが必要です。そのため、都市と農村が自然と共生し、地域の特性をいかした自立的な発展及び駅やインターチェンジを活用した計画的で効果的な土地利用を進めます。

また、広域的な交通網の整備推進、鉄道駅を中心とした市街地の整備や地域内道路ネットワークの充実を図る一方、都市機能の集約化、街路や公園等の整備、空家等の対策、市内外を結ぶ公共交通機関の安定的な運営と利便性向上などを推進し、良好な住環境の形成を図ります。

さらに、安心してインフラ施設が利用できるよう施設の点検や機能向上を図るとともに、市民の生命と財産を守るための河川の整備を進めます。



## 政策9 安全安心な上下水道のあるまち

これまでに整備が進められた上下水道施設を基に、安全な水を安定的に供給するとともに、快適で衛生的な生活環境の確保に努めます。

また、老朽化が進む上下水道施設について、適正な維持管理と計画的な更新を図ります。

## 基本方針 ④ 行政経営 ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～

自然、歴史文化、暮らし等の地域資源をいかしたまちづくりを推進し、若い世代が結婚や子育て等の希望をかなえ、定住移住の促進や人口流出の抑制を図り、将来にわたって誰もが生き生きと暮らせる東近江市の創生を目指します。

また、自主財源の安定的な確保や効率的かつ効果的な行政経営による健全な財政運営を行い、市民ニーズを的確に把握し、市民から信頼される市政を目指します。

### 政策10 戦略的な地域の創生

社会経済情勢が大きく変化し財政状況が厳しくなる中、地域の活力や魅力を高め、定住移住策を始めとした人口減少に挑戦する戦略的な行政経営を進めます。

様々な角度から地域を見つめ直し、地域の歴史や文化、鈴鹿から琵琶湖まで広がる森里川湖の魅力を市民自らが再認識することで地域への愛着を醸成するとともに、新たな地域文化の創造に取り組みます。

また、近畿圏、中京圏の結節点に位置する強みをいかすなど戦略的な情報発信を通じて地域のブランド力や知名度を高めるシティプロモーションに取り組み、行きたいまち住みたいまちとして本市の魅力やアイデンティティを高めます。

さらに、地域自立の核となる中心市街地のにぎわいの創出、個性と活力を有した魅力ある地域づくりや人・企業・情報・モノが集まり新たな価値を創造するまちづくりに取り組み、地域経済や人の流れの好循環の実現を図ります。

### 政策11 安定した行政経営


市民の声をまちづくりに反映させる機会や情報公開の充実に努めるなど、透明性を高め市民に信頼される行政経営に努めます。

また、財政状況が厳しい中であっても、行政サービスの充実や行政課題に的確に対応するため、中長期的な財政計画を策定するとともに、行政評価を通じて事業の「選択と集中」の徹底を図り、遊休財産の整理や最新のデジタル技術を活用した業務改革など効率的かつ効果的な財政運営に努めます。

さらに、職員一人一人の能力や意欲を高めるとともに、組織の連携を強め、挑戦する組織風土を形成するなど職員力と組織力の向上を図ります。

加えて、人口減少や少子高齢化の進展に伴って生じる様々な課題の解決と市民生活の質の向上に向け、Society5.0の実現を念頭に置いた取組を推進します。





## 政策12 公平公正な課税と徴収

行政経営の軸となる税収の確保に向けて、市民の納税意識の向上や納税の利便性を高めることにより収納率の向上を図るとともに、公平公正な賦課と適切な納税管理や滞納整理を進め、税負担の公平性確保に努めます。



## 政策13 議会・行政委員会

議会や各行政委員会について、それぞれの組織の使命、役割及び活動が十分発揮でき、市民に分かりやすい情報発信や的確な事務執行等に努め、各組織の円滑な運営を支援します。

## 共通の認識

将来都市像の実現のため、基本方針に基づく具体的な施策の展開に当たり、次の共通の認識を踏まえて取組を進めます。

### 1 協働

目まぐるしく変動する社会や経済情勢の中で、地域課題や市民ニーズは多様化・複雑化し、公共的な課題を行政だけで解決することが困難になってきています。

本市では、環境、福祉、教育等の取組を進めていくに当たり、市民、事業者等の参画の下、地域の個性をいかしたまちづくりの展開を図ってきました。

今後も、持続可能な地域社会を構築するため、行政と市民がそれぞれの能力・役割・責任をしっかりと理解・尊重しつつ、あらゆる場面において地域人材を育成し、将来にわたって安心して暮らすことができる協働のまちづくりを推進します。

### 2 人権

我々の身の回りには、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在住外国人等の様々な人権問題が存在しています。

人権の世紀と言われる今日、市民、団体、事業者、行政等が一体となり様々な場面で人権に配慮した取組を行い、市民一人一人の人権意識を高め、誰もが自らの個性や能力をいかし、生き生きと暮らせる人権のまちづくりを推進します。

### 3 安全・安心

日常の暮らしの中には、自然災害、事故、犯罪、感染症など生命、身体、財産等に影響を及ぼす事態が生じるおそれがあり、市民の安全安心の確保に努める必要があります。

まちづくりを推進する際には、あらゆる事態を想定し、危機発生を未然に防ぐリスク管理に努めるとともに、事故発生時の被害を最小限に食い止めるための危機管理体制を構築するなど、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### 4 環境

地球規模での環境問題が深刻化する中、市民の暮らしや企業活動等地域の様々な場面で環境に配慮した取組が必要となります。

市民、事業者、行政等が環境に対する意識を高め、環境に配慮した都市基盤の整備や事業活動、ライフスタイルへの転換を図ることで、環境負荷を低減する持続可能なまちづくりを推進します。

# 第3章 将来人口

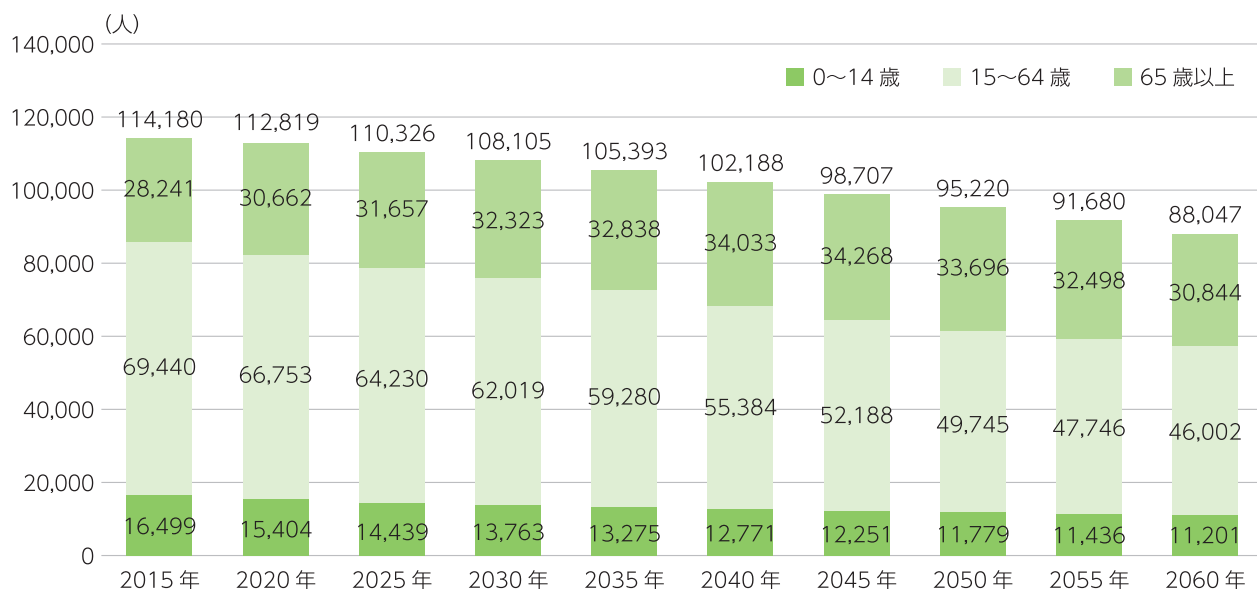
本市の人口は平成17年(2005年)をピークに減少の局面に入っており、令和2年(2020年)10月1日現在(国勢調査)の総人口は112,819人となっています。

今後も、人口の減少傾向は続くと考えられることから、人口に関する目指すべき方向性として、定住の促進と人口流出の抑制に取り組むとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現し、地域の資源をいかした活性化を行う必要があると考えます。

こうした取組により本市の将来目標人口を、2040年に10万人、2060年には9万人とします。

## ■ 総人口と年齢3区分別構成比の推移

|        |    | 2015年   | 2020年   | 2025年   | 2030年   | 2035年   | 2040年   | 2045年  | 2050年  | 2055年  | 2060年  |
|--------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口    |    | 114,180 | 112,819 | 110,326 | 108,105 | 105,393 | 102,188 | 98,707 | 95,220 | 91,680 | 88,047 |
| 0~14歳  | 人口 | 16,499  | 15,404  | 14,439  | 13,763  | 13,275  | 12,771  | 12,251 | 11,779 | 11,436 | 11,201 |
|        | 比率 | 14.4%   | 13.6%   | 13.1%   | 12.7%   | 12.6%   | 12.5%   | 12.4%  | 12.4%  | 12.5%  | 12.7%  |
| 15~64歳 | 人口 | 69,440  | 66,753  | 64,230  | 62,019  | 59,280  | 55,384  | 52,188 | 49,745 | 47,746 | 46,002 |
|        | 比率 | 60.8%   | 59.2%   | 58.2%   | 57.4%   | 56.2%   | 54.2%   | 52.9%  | 52.2%  | 52.1%  | 52.2%  |
| 65歳以上  | 人口 | 28,241  | 30,662  | 31,657  | 32,323  | 32,838  | 34,033  | 34,268 | 33,696 | 32,498 | 30,844 |
|        | 比率 | 24.7%   | 27.2%   | 28.7%   | 29.9%   | 31.2%   | 33.3%   | 34.7%  | 35.4%  | 35.4%  | 35.0%  |
| 75歳以上  | 人口 | 13,819  | 15,352  | 18,156  | 19,741  | 19,978  | 19,885  | 19,891 | 20,936 | 21,182 | 20,481 |
|        | 比率 | 12.1%   | 13.6%   | 16.5%   | 18.3%   | 19.0%   | 19.5%   | 20.2%  | 22.0%  | 23.1%  | 23.3%  |



※「総人口と年齢3区分別構成比の推移」は東近江市人口ビジョン(令和2年(2020年)3月改定)による。なお、2020年は令和2年国勢調査人口に置き換えている。

※平成27年及び令和2年国勢調査の実績人口データには年齢不詳分が含まれているため、年齢判明分の人口の割合で年齢不詳分を按分し年齢判明分に加算している。

# 第4章 将来の土地利用の方向性

本市は市域の6割近くを森林が占めており、市域の2割程度の農地、鈴鹿山脈を源とする愛知川、日野川等の河川、これらの河川が流れ込む琵琶湖など豊かな自然環境を有しています。また河川の流域には田園が広がり農村集落や里山が点在し、美しい田園風景を形成しています。

一方、古くから活発な経済活動の場として「市」が栄えた商業都市としての歴史を有し、近畿圏や中京圏の結節点に位置していることや交通の利便性等のポテンシャルをいかし、商業、工業等の多様な機能や住宅が集積しています。

これらの様々な特性を持った土地について、それぞれの特性を確保しつつ、本市の将来の発展に向けて、バランスのとれた都市基盤の整備を進めていくことが必要です。

## 1 農用地

平野部に広がる農用地は、県下有数の穀倉地帯であり、県下一位の農業産出額を誇っています。

農用地の周辺には、集落、里山など多様な景観が一体的に調和して存在し、美しい田園風景を形成しています。

農用地においては、農業生産を支える優良な農地を保全するとともに、持続可能な農業経営を進めるための基盤や住環境の整備、農業の持つ多面的機能の維持増進を図り、さらに、美しい自然と調和した農村環境を交流の資源として活用に努めます。

## 2 森林

鈴鹿の山々を中心とする森林は、木材の供給源としての役割だけでなく、国土の保全、水源涵養、災害防止、さらには、地球温暖化の防止など多面的な機能を有しています。

森林においては、自然環境や生活環境に配慮し、森林の保全や木材としての活用に努めるとともに、自然に親しむ癒しの場としての保健休養機能やレクリエーション、観光、教育等の場としての交流機能の向上を図ります。

## 3 河川・水辺

愛知川、日野川等の河川は、豊かな自然環境を有する一方、本市の農業を支える用水や自然災害から市民の命を守る役割等様々な機能を有しています。

また、国内最大の湖である琵琶湖は、京阪神の重要な水源であるとともに、水生生物の宝庫であり、市民を始めとする多くの人の憩いの場となっています。

河川や水辺においては、多様な生態系を育む自然環境の保全を基本としつつ、適正な管理と整備を図る一方、人々に潤いを与える空間として、観光、レクリエーション等の活用に努めます。

## 4 市街地等

市域には、国道8号や国道307号、国道421号が通り、近江鉄道やJRの鉄道駅、さらには名神高速道路八日市インターチェンジ等の交通結節点を有し、その周辺に市街地を形成しています。

また、八日市駅前を始めとする商業地や八日市インターチェンジ周辺を中心とした工業地のほか、住宅地、公共機関等の多様な機能が集積し、本市の都市機能の中核を担っています。

市街地においては、都市基盤の整備、居住環境の改善を始め、商業、工業、交流、サービス、文化、行政サービスなど魅力ある市街地としての機能の強化を図り、総合的な都市生活機能の拠点としてふさわしい市街地の形成とにぎわいの創出を図ります。

# 第5章 計画の推進に当たって

総合計画の推進に当たっては、職員一人一人が行政課題に共通の認識を持ち、行政の各部局が連携して政策の立案や事業実施に関わり、総合的に政策を推進する体制を強化し、効果的な施策の推進を図ります。

また、持続可能な地域づくりのため、中長期的な財政運営に努め、行政評価の実施や経営資源を最大限にいかすとともに、選択と集中を図った事業展開を行い、時代の潮流を見極め的確に対応する創造的な行財政運営に挑みます。

さらに、広域のエリアや近隣市町との連携による経済や産業圏域の形成、国や県と連携した広域的な視点による基盤の整備を図るなど、交流と連携による取組を効果的に進め、自立的な地域づくりに努めます。



第3部

# 後期基本計画

# 計画の体系

|        |               |  |   |   |   |  |  |
|--------|---------------|--|---|---|---|--|--|
| 基本構想   | 将来都市像         | うるおいとにぎわいのまち 東近江市  |   |   |   |  |  |
|        | 基本方針          | ひと   |   | くらし   |   |  |  |
|        | 共通認識          | 協働   | 人権  | 安全・安心   | 環境  |  |  |
| 後期基本計画 | 政策と政策の基本的な方向性 | <b>政策1</b><br>地域を愛し課題を解決する人材が育つまち  |   | <b>政策4</b><br>共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち  |   |  |  |
|        |               | <b>共生</b><br>1 地域の課題解決能力が育つまちをつくれます。   | 1 誰もが支え支えられ豊かに暮らせるまちをつくれます。<br>2 健康で文化的な生活ができるまちをつくれます。<br>3 住み慣れた地域で自立した暮らしができるまちをつくれます。<br>4 高齢者が生き生きと暮らせるまちをつくれます。<br>5 障害者が笑顔でいきあうまちをつくれます。<br>6 発達に障害のある人の個性が大切にされるまちをつくれます。 |   |   |  |  |
|        |               | <b>政策2</b><br>子どもが健やかに育つまち   |   | <b>福祉</b><br>4 高齢者が生き生きと暮らせるまちをつくれます。<br>5 障害者が笑顔でいきあうまちをつくれます。<br>6 発達に障害のある人の個性が大切にされるまちをつくれます。 | 7 健やかで心豊かに生活できるまちをつくれます。  |  |  |
|        |               | <b>子ども</b><br>1 様々な家庭の子育てを支援するまちをつくれます。<br>2 子育てへの悩みにきめ細かく対応できるまちをつくれます。<br>3 子どもが元気に育つ幼児教育・保育が充実したまちをつくれます。<br>4 多様化する子育てニーズに対応できる環境が整備されたまちをつくれます。 | <b>健康</b>   | <b>医療</b><br>8 質の高い医療が受けられるまちをつくれます。  |   |  |  |
|        |               | <b>政策3</b><br>未来を創造するひとをつくるまち  |   | <b>政策5</b><br>誰もが輝き快適な生活環境が整うまち   |   |  |  |
|        |               | <b>教育</b><br>1 子どもと大人と地域が共に育つまちをつくれます。<br>2 子どもが安全で快適な環境のもとと学べるまちをつくれます。<br>3 子どもが健やかに育つことができるまちをつくれます。<br>4 子どもの食を支えるまちをつくれます。                      | <b>保険年金</b><br>1 安心して医療を受けられるまちをつくれます。  |   | 2 戸籍、住民基本台帳等が適切に管理されるまちをつくれます。<br>3 一人一人の人権が尊重され、個性や能力が発揮できるまちをつくれます。<br>4 暮らしの困りごとを身近に相談できるまちをつくれます。 |  |  |
|        |               | <b>生涯学習</b><br>5 生涯にわたり学ぶことができ、学んだことがいかせるまちをつくれます。<br>6 生涯を通じて図書に親しめるまちをつくれます。   | <b>市民人権</b>   |   | 5 資源循環型社会への意識の高いまちをつくれます。<br>6 豊かな自然環境を未来につなげるまちをつくれます。<br>7 環境への負荷を軽減するまちをつくれます。                     |  |  |
|        |               | <b>文化スポーツ</b><br>7 豊かな歴史・文化・伝統をいかすまちをつくれます。<br>8 気軽にスポーツを楽しめるまちをつくれます。   | <b>環境</b>   |   | <b>交通安全</b><br>8 交通安全意識の高いまちをつくれます。   |  |  |
|        |               |  |   | <b>政策6</b><br>共にづくり安全に暮らせるまち  |   |  |  |
|        |               |  |   | <b>防災消防防犯</b><br>1 災害に強く防犯意識の高いまちをつくれます。  |   |  |  |



まち

行政経営

政策7

活力とにぎわいのあるまち

農林水産

- 1 活力と多様性のある農業水産が発展するまちをつくりま
- 2 森林や里山が適切に保全管理され資源を利活用するまちをつくりま
- 3 安定した生産性の高い農業が継続できるまちをつくりま
- 4 農地の適切な維持と有効利用

商工労働

- 5 活発な産業が展開され生き生きと働くことができるまちをつくりま
- 6 元気で魅力ある企業が立地するまちをつくりま

観光

- 7 多彩な魅力を感じ多くの人が訪れるまちをつくりま

政策8

市民の暮らしを支える都市機能が整ったまち

道路河川

- 1 広域的な都市基盤が整ったまちをつくりま
- 2 道路・河川が整備されたまちをつくりま
- 3 道路・橋梁・河川が適切に維持管理されたまちをつくりま

都市計画

- 4 計画的な土地利用を進め、良好な市街地が形成されたまちをつくりま
- 5 住まいの安全性が確保されたまちをつくりま
- 6 質の高い公共施設があるまちをつくりま

住宅

- 7 快適な居住環境が整ったまちをつくりま

公共交通

- 8 交通環境の整ったまちをつくりま

政策9

安全安心な上下水道のあるまち

水道

- 1 安定的に水道水が供給されるまちをつくりま

下水道

- 2 水質が保全され快適で衛生的な生活環境があるまちをつくりま
- 3 農村下水道施設が適正に維持管理されたまちをつくりま

政策10

戦略的な地域の創生

創生

- 1 持続可能な地域づくりに向けた施策の推進
- 2 重点プロジェクトの推進
- 3 市政情報の効果的な発信

政策11

安定した行政経営

行政経営

- 1 公正で透明性の高い行政事務の推進
- 2 職員力・組織力の向上
- 3 健全な財政運営
- 4 公有財産や公用車等の適正な管理
- 5 公平で透明性の高い契約管理
- 6 地域情報化・電子自治体の推進
- 7 公金の適正な管理

政策12

公平公正な課税と徴収

税

- 1 市民税の公正で適正な課税
- 2 固定資産税の公正で適正な課税
- 3 公正で適正な税の収納

政策13

議会・行政委員会

議会

- 1 円滑な議会運営と議会の活性化

行政委員会

- 2 適正な選挙の執行
- 3 正確な行政事務の監査
- 4 適正な公平委員会の運営

政策1

### 地域を愛し課題を解決する人材が育つまち

| 分野 | 基本施策：政策の基本的な方向性         | 施策  |
|----|-------------------------|---|
| 共生 | 1 地域の課題解決能力が育つまちをつくれます。 | 1 協働のまちづくりの推進<br>2 市民活動への支援<br>3 地域コミュニティへの支援<br>4 コミュニティセンターの適正な管理運営 |

# 基本施策1 地域の課題解決能力が育つまちをつくります

## ■施策1 協働のまちづくりの推進

### 現状分析

地域課題が多様化し、複雑化する中、今後ますます増大する地域課題に対応するためには、行政だけでなく、地域の多様な主体が協働してまちづくりを行うことが必要です。

### 達成目標

「協働のまちづくり」の意識のもとに、多様な主体が情報を共有し、地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

### 具体的な取組

- 郷土愛を育み、地域の困りごとを解決するため、知恵を出し合い、共に汗をかく人づくりを推進します。
- 多様な主体が地域課題の解決に取り組む仕組みづくりを検討します。
- 多様な主体が共に取り組める協働事業を拡大します。
- 市民と共に協働事業の評価と改善を行います。
- コミュニティビジネスに取り組む団体等を支援します。
- 市民活動の資金調達の仕組みづくりを行います。
- まちづくり協議会の地域包括的で自立的な活動ができるように支援します。
- 市職員が地域活動に参加し、市民と共に知恵を出し、地域課題の解決に向け活動します。

### 主な事業

- 協働のまちづくり事業
- まちづくり協議会支援事業

### 成果指標

| 指標名                             | 基準値(令和3年度)                    | 目標値(令和7年度) |
|---------------------------------|-------------------------------|------------|
| 協働のまちづくりができていると考える市民の割合(市民意識調査) | 16.7%                         | 21.0%      |
| 指標設定の考え方                        | 協働のまちづくりができているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠                        | 基準値の20%増を目指します。               |            |

## ■施策2 市民活動への支援

### 現状分析

NPO等の市民活動団体の裾野が広がっていますが、活動する人材や活動資金が不足しています。

### 達成目標

多彩な人材と安定的な活動基盤を持った市民活動団体の活動が広がるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 市民活動団体設立や運営を支援します。
- 市民活動情報を効果的に情報発信します。
- 中間支援組織を支援します。
- 市民活動団体をコーディネートできる人材を育成します。
- 市民活動を担う人材を発掘し、人材を活用できる体制をつくります。
- 市民活動の資金調達に関する情報提供や支援を行います。

### 主な事業

- 市民活動支援事業

### 成果指標

| 指標名               | 基準値(令和3年度)             | 目標値(令和7年度) |
|-------------------|------------------------|------------|
| 市民活動への参加度(市民意識調査) | 34.4%                  | 38.0%      |
| 指標設定の考え方          | 市民活動の広がりを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠          | 基準値の10%増を目指します。        |            |

## ■施策3 地域コミュニティへの支援

### 現状分析

地域の高齢化や個人の意識の変化による連帯感の希薄化により、自治会運営や地域での課題解決が難しくなっています。

### 達成目標

一人一人が地域を意識し、自治会等の組織において、地域の課題を自ら解決する力を高めることを目指します。

### 具体的な取組

- 自治会加入の啓発に取り組みます。
- 自治会の活動を支援し、集落機能を維持する取組を推進します。
- 地区自治会連合会の活動を支援します。
- 認可地縁団体の設立を支援します。
- コミュニティ活動を支援します。

### 主な事業

- 自治振興事業

### 成果指標

| 指標名                | 基準値(令和3年度)                    | 目標値(令和7年度) |
|--------------------|-------------------------------|------------|
| 自治会活動への参加度(市民意識調査) | 30.2%                         | 34.0%      |
| 指標設定の考え方           | 自治会活動に参加ができているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠           | 年1%の増加を目指します。                 |            |

## ■施策4 コミュニティセンターの適正な管理運営

### 現状分析

市内14地区のコミュニティセンターは、各地区まちづくり協議会が管理し、最も身近な公共施設として地域ニーズに基づき様々な事業を実施しています。また、老朽化が進行している施設があり、計画的な改修が必要となっています。

### 達成目標

市民活動の拠点として、身近で安全に安心して利用できるコミュニティセンターを目指します。

### 具体的な取組

- 地域の個性をいかしたコミュニティセンターの運営を進めます。
- 指定管理に係る労務管理等の助言を行います。
- コミュニティセンターで各種講座や講演を実施します。
- 時代に即し、地域課題の解決のためコミュニティセンターの必要な機能を検証し、整備改修を行います。

### 主な事業

- コミュニティセンター管理運営事業
- コミュニティセンター整備事業

### 成果指標

|          | 指標名  | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|--|------------|------------|
|          | 市民一人当たりの年間コミュニティセンター利用回数   | 1.95回      | 4.7回       |
| 指標設定の考え方 | 地域住民にとって身近で安心して利用できているかを見る指標として設定します。  |            |            |
| 目標値の設定根拠 | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較して利用率が低いいため、目標値は令和元年度の実績(3.9回)から年間0.2回の増加を目指します。 |            |            |



## 政策2 子どもが健やかに育つまち

| 分野  | 基本施策：政策の基本的な方向性                      | 施 策   |
|-----|--------------------------------------|---|
| 子ども | 1 様々な家庭の子育てを支援するまちをつくります。            | 1 子育て家庭への切れ目ない支援<br>2 学童保育の充実<br>3 ひとり親家庭への支援 |
|     | 2 子育てへの悩みにきめ細かく対応できるまちをつくります。        | 1 子どもを守る地域ネットワークの強化<br>2 子育て家庭の不安の解消          |
|     | 3 子どもが元気に育つ幼児教育・保育が充実したまちをつくります。     | 1 幼児教育・保育の充実<br>2 子育て支援拠点機能の充実                |
|     | 4 多様化する子育てニーズに対応できる環境が整備されたまちをつくります。 | 1 幼児教育・保育施設の充実<br>2 学童保育施設の充実                 |

## 基本施策1 様々な家庭の子育てを支援するまちをつくります

### ■施策1 子育て家庭への切れ目ない支援

#### 現状分析

核家族化に伴い地域とのつながりが希薄化し、育児不安を抱えながら孤立している家庭が増加しており、子育て期の切れ目ない支援が必要です。

#### 達成目標

子育て期の切れ目ない支援の充実したまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 子ども・子育て支援事業計画の進行管理を行います。
- 児童センターの運営内容の充実に努めます。
- 絵本を通じて赤ちゃんに触れ合うきっかけづくり（ブックスタート）に取り組みます。
- 見守りおむつ宅配便など子育て家庭の経済的な負担の軽減と声かけ見守りを行います。
- 結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援します。
- 児童手当を対象家庭に支給します。

#### 主な事業

- 児童福祉推進事業
- 次世代育成対策事業
- 児童手当支給事業

#### 成果指標

| 指標名         | 基準値(令和3年度)                           | 目標値(令和7年度) |
|-------------|--------------------------------------|------------|
| おむつ宅配による面談率 | 75.1%                                | 80.0%      |
| 指標設定の考え方    | 子育て家庭への切れ目ない支援が充実しているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠    | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。   |            |



## ■施策2 学童保育の充実

### 現状分析

保護者の就労や核家族化等により、放課後の子どもを見守る学童保育所を利用する児童が増加しており、待機児童が生じています。また、学童保育における保育の質の向上や安定した事業運営が求められています。

### 達成目標

就労等により児童の学童保育所利用を希望する保護者のため、放課後における子どもの健全育成を図る学童保育所が充実したまちを目指します。

### 具体的な取組

- 学童保育所を適正に管理・運営します。
- 指導員研修の開催など指導員のスキルアップを図ります。

### 主な事業

- 学童保育所運営事業

### 成果指標

| 指標名        | 基準値(令和3年度)                            | 目標値(令和7年度) |
|------------|---------------------------------------|------------|
| 学童保育所利用児童数 | 1,549人                                | 1,723人     |
| 指標設定の考え方   | 放課後における子どもの健全な育成が図れているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠   | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。    |            |

## ■施策3 ひとり親家庭への支援

### 現状分析

ひとり親家庭は、経済的な課題や養育上の問題等を抱えていることが多く、仕事と子育ての両方を担っていることから多様なサポートを必要としています。

### 達成目標

ひとり親家庭の経済的な負担の軽減や子育てに関する不安が解消されるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 母子福祉団体の活動を支援します。
- ひとり親家庭の就業や自立を支援します。
- ひとり親家庭等の相談体制を充実します。
- 母子・父子福祉センターの運営内容の充実に努めます。
- 児童扶養手当をひとり親の対象家庭に支給します。

### 主な事業

- 母子・父子福祉事業
- 児童扶養手当支給事業

### 成果指標

| 指標名        | 基準値(令和3年度)                             | 目標値(令和7年度) |
|------------|--|------------|
| ひとり親家庭相談件数 | 1,490件                                 | 1,639件     |
| 指標設定の考え方   | ひとり親家庭へのきめ細やかな支援が充実しているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠   | 基準値の10%増を目指します。                        |            |

## 基本施策2

## 子育てへの悩みにきめ細かく対応できるまちをつくります

## ■施策1 子どもを守る地域ネットワークの強化

## 現状分析

子どもを取り巻く状況は、児童虐待や貧困と格差等の問題が複雑化・多様化しており、育児・養育・虐待に関する相談が増加しています。

## 達成目標

関係機関のネットワークが構築され、児童虐待が未然に防止されるなど子どもを守ることができる環境を目指します。

## 具体的な取組

- 虐待の早期発見と適切な初期対応を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会の体制を強化します。
- 子ども家庭相談センター等と連携し家庭への適切な支援や長期的な見守りの体制の構築に努めます。
- 緊急に児童の保護が必要な場合に、一定期間、養育及び保護する子育て短期支援事業を実施します。
- 児童虐待防止に対する市民の理解を深めるため、積極的な啓発活動を行います。
- 子どもへの適切な関わり方のスキルを身につけて指導できる人材の育成を行います。
- 里親会の活動を支援します。
- 子どもの貧困対策を推進します。

## 主な事業

- 児童虐待防止対策事業

## 成果指標

| 指標名        | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|------------|------------|------------|
| 児童虐待対応児童件数 | 686件       | 822件       |

|          |  |
|----------|--|
| 指標設定の考え方 | 児童虐待が未然に防止されているかを見る指標として設定します。   |
| 目標値の設定根拠 | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により実態と比較しても少ないため、近年の最高値である平成30年度の実績(895件)より減少を目指します。 |

## ■施策2 子育て家庭の不安の解消

### 現状分析

家族形態の変化により、身近に相談相手がないなどの要因から子育て家庭の不安が高まっているため、各家庭の状況に応じた支援が求められています。

### 達成目標

子育て家庭の不安が軽減され、子どもが健やかに育つ環境の確保を目指します。

### 具体的な取組

- 子どもの相談体制を充実します。
- 家庭児童相談員が不安を抱く養育者の相談に対応します。
- 養育に不安を抱える家庭に専門的な育児指導を行う専門的相談員を派遣します。
- 簡易な家事指導や育児相談を行う子ども家庭支援員を派遣します。
- 養育に不安を抱える家庭の児童に学生ボランティア等支援員を派遣します。
- 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を支援します。
- DV等の被害を受けている母子の保護及び自立を支援します。

### 主な事業

- 家庭支援事業
- 児童入所施設等措置事業

### 成果指標

| 指標名           | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|---------------|------------|------------|
| 家庭児童相談員の関わり件数 | 28,397件    | 29,000件    |

|          |   |
|----------|---|
| 指標設定の考え方 | 子育て家庭への不安が軽減できているかを見る指標として設定します。                            |
| 目標値の設定根拠 | 家庭児童相談員の支援や相談対応の充実による件数増(平成27年度から令和元年度の増加割合と同程度の伸び率)を目指します。 |

## 基本施策3

## 子どもが元気に育つ幼児教育・保育が充実したまちをつくります

## ■施策1 幼児教育・保育の充実

## 現状分析

幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け、待機児童が発生していることから、定員調整や小規模保育事業所の整備を検討するとともに、保育人材の確保が必要です。

## 達成目標

待機児童を解消し、多様な保育ニーズに対応できる充実した幼児教育・保育が提供されるまちを目指します。

## 具体的な取組

- 保育人材の確保を図ります。
- 地域型保育や病児保育等の充実を図ります。
- 保育人材の育成を推進し、幼児教育・保育の質的向上を図ります。
- 保育アドバイザーを配置し、施設やサービス利用の相談支援を行います。
- 乳幼児一人一人の発達に応じた支援の充実を図ります。
- 家庭、地域、認定こども園・保育所・幼稚園等の連携による食育を推進します。
- 民間認定こども園、保育所、小規模保育事業所等の職員の処遇改善や運営を支援します。
- 外国にルーツのある子どもが円滑に教育・保育を受けることのできる環境を充実します。

## 主な事業

- 保育推進事業
- 幼児教育センター運営事業
- 公立幼稚園運営事業
- 公立認定こども園運営事業
- 公立小規模保育事業所運営事業
- 民間保育所等運営支援事業

## 成果指標

|          | 指標名                                | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------------------------------|------------|------------|
|          | 待機児童数                              | 26人        | 0人         |
| 指標設定の考え方 | 充実した幼児教育・保育が提供できているかを見る指標として設定します。 |            |            |
| 目標値の設定根拠 | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。 |            |            |

## ■施策2 子育て支援拠点機能の充実

### 現状分析

家族形態の変化や核家族化により育児に不安を抱えている家庭や子育てと社会参加の両立を望む家庭に対する支援が求められています。

### 達成目標

気軽に子育て家庭の交流・相談や保護者が社会参加できる体制が整ったまちを目指します。

### 具体的な取組

- 子育て中の親が、気軽に交流や相談ができる地域の子育て拠点の機能を充実します。
- 子育てコンシェルジュを配置し、関係機関と連携強化を図ります。
- 子育て拠点施設の管理を行います。
- ファミリーサポートセンターを組織し、地域での子育てや社会参加等を支援します。

### 主な事業

- 地域子育て支援拠点事業
- ファミリーサポートセンター運営事業

### 成果指標

| 指標名             | 基準値(令和3年度)                         | 目標値(令和7年度) |
|-----------------|------------------------------------|------------|
| 子育て支援拠点利用人数(親子) | 48,629人                            | 70,962人    |
| 指標設定の考え方        | 子育て支援体制が充実しているかを見る指標として設定します。      |            |
| 目標値の設定根拠        | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。 |            |

## 基本施策4

## 多様化する子育てニーズに対応できる環境が整備されたまちをつくります

## ■施策1 幼児教育・保育施設の充実

## 現状分析

人口増加地域において待機児童の発生が予測されることから、保育ニーズ等を見定めた上で施設の整備を検討する必要があります。

## 達成目標

誰もが幼児教育・保育を受けられる施設規模が確保され、安心して利用できる保育環境を目指します。

## 具体的な取組

- ・認定こども園の整備や既存施設の改修等を進めます。
- ・単独幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行を図ります。
- ・待機児童の解消の役割が期待できる民間認定こども園の整備や運営を支援します。
- ・幼稚園及び認定こども園の適正な維持管理を行います。

## 主な事業

- ・公立認定こども園施設整備事業
- ・公立幼稚園施設整備事業
- ・民間保育所施設整備支援事業
- ・公立認定こども園施設管理事業
- ・公立幼稚園施設管理事業

## 成果指標

| 指標名          | 基準値(令和3年度)                         | 目標値(令和7年度) |
|--------------|------------------------------------|------------|
| 2号・3号認定の利用定員 | 2,750人                             | 2,908人     |
| 指標設定の考え方     | 保育ニーズ等が充足できているかを見る指標として設定します。      |            |
| 目標値の設定根拠     | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。 |            |

## ■施策2 学童保育施設の充実

### 現状分析

核家族化等の進行により、放課後の子どもを見守る保護者のいない家庭が増え、学童保育所への入所希望者の増加による施設の不足、老朽化による改修等が必要な施設があります。

### 達成目標

安心して利用できる学童保育所が整ったまちを目指します。

### 具体的な取組

- 学童保育所の老朽化による改修・改築や整備を行います。
- 学童保育所の適正な維持管理を行います。

### 主な事業

- 学童保育所施設整備事業
- 学童保育所施設管理事業

### 成果指標

|          | 指標名                                | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------------------------------|------------|------------|
|          | 学童保育所数                             | 38箇所       | 43箇所       |
| 指標設定の考え方 | 利用ニーズに適した施設が整備されているかを見る指標として設定します。 |            |            |
| 目標値の設定根拠 | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。 |            |            |





## 政策3 未来を創造するひとをつくるまち

| 分野     | 基本施策：政策の基本的な方向性                       | 施策   |
|--------|---------------------------------------|--|
| 教育     | 1 子どもと大人と地域が共に育つまちをつくりまします。           | 1 学びを支える環境づくり  |
|        | 2 子どもが安全で快適な環境のもと学べるまちをつくりまします。       | 1 教育環境の充実  |
|        | 3 子どもが健やかに育つことができるまちをつくりまします。         | 1 児童・生徒の育成<br>2 教育内容の充実<br>3 特別支援教育の推進<br>4 教育相談体制の充実      |
|        | 4 子どもの食を支えるまちをつくりまします。                | 1 学校給食の充実  |
| 生涯学習   | 5 生涯にわたり学ぶことができ、学んだことがいかせるまちをつくりまします。 | 1 人権教育・啓発の推進<br>2 青少年の健全育成<br>3 多様な学習機会・情報の提供<br>4 文化芸術の振興 |
|        | 6 生涯を通じて図書に親しめるまちをつくりまします。            | 1 市民のための図書館づくり   |
| 文化スポーツ | 7 豊かな歴史・文化・伝統をいかすまちをつくりまします。          | 1 地域文化の継承と創造<br>2 文化財の保存・継承<br>3 文化財の活用・愛護の普及              |
|        | 8 気軽にスポーツを楽しむまちをつくりまします。              | 1 スポーツの推進<br>2 国民スポーツ大会等の開催に向けた体制の充実                       |

## 基本施策1 子どもと大人と地域が共に育つまちをつくります

### ■施策1 学びを支える環境づくり

#### 現 状 分 析

教育課題の解決に向けた支援を積極的に進めていますが、教育を取り巻く環境は複雑で多様化、困難化しています。

#### 達 成 目 標

多様化、困難化する教育課題に適切に対応するとともに、児童生徒の教育環境を整え、子どもと大人と地域が共に育つまちを目指します。

#### 具 体 的 な 取 組

- 総合教育会議を開催し、教育行政の推進を図ります。
- 教育振興基本計画の着実な実施による教育行政を推進します。
- 適正な就学援助による児童生徒の教育環境を支援します。
- 関係機関との連携を強化し、通学路の安全対策を実施します。

#### 主 な 事 業

- 教育委員会運営事業
- 教育総務管理事業
- 就学援助事業
- 通学路安全対策事業

#### 成 果 指 標

| 指標名                  | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------------------|------------|------------|
| 通学路安全対策への満足度(市民意識調査) | 36.6%      | 40.0%      |

**指標設定の考え方** 通学路安全が確保されているかを見る指標として設定します。

**目標値の設定根拠** 通学路に関する市民意識が高まっており、危険箇所改善要望件数が増える見込みであることから、年1%程度の増加を目指します。

## 基本施策2

## 子どもが安全で快適な環境のもと学べるまちをつくります

## ■施策1 教育環境の充実

## 現状分析

全小中学校施設の耐震化は完了しましたが、長寿命化への対応が必要です。

## 達成目標

小中学校の長寿命化に対応できた安全で快適な学習環境を目指します。

## 具体的な取組

- 学校施設を適正に管理します。
- 学校長寿命化計画に基づき、計画的な改修を行います。

## 主な事業

- 小中学校管理事業
- 小中学校施設整備事業

## 成果指標

| 指標名                   | 基準値(令和3年度)                        | 目標値(令和7年度) |
|-----------------------|-----------------------------------|------------|
| 学校施設長寿命化計画に基づく施設改修箇所数 | 1/8校                              | 8/8校       |
| 指標設定の考え方              | 安全で快適な学習環境を提供できているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠              | 東近江市学校長寿命化(個別施設)計画で定める目標値を目指します。  |            |

## 基本施策3 子どもが健やかに育つことができるまちをつくります

### ■施策1 児童・生徒の育成

#### 現状分析

家族の絆や地域での人間関係が希薄化の傾向にあり、ルールや社会性、人を思いやる心や感動する心など、豊かな心が十分に育っていない子どもたちが増えています。

#### 達成目標

児童生徒が豊かな体験活動を積むことにより、規範意識や思いやりの心と望ましい職業観等の社会性や豊かな人間性を身につけ、心身共に健やかに育つことを目指します。

#### 具体的な取組

- 生きる力を育む豊かな体験活動や校外活動を支援します。
- 市内小学校の水泳や陸上の記録会を支援します。
- 自主的、実践的な態度を育てる中学校の生徒会活動や部活動を支援します。
- 外国人児童生徒の学校生活を支援します。
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び保護者と連携し適切な健康管理に努めます。
- 学校管理下における児童生徒の事故や災害に対して、賠償や補償等事務を適切に行います。

#### 主な事業

- 小学校体験活動等支援事業
- 中学校体験活動等支援事業
- 外国人児童生徒等教育支援事業
- 学校保健事業
- 学校災害補償事業

#### 成果指標

| 指標名        | 基準値(令和3年度)             | 目標値(令和7年度)             |
|------------|------------------------|------------------------|
| 児童・生徒の不登校率 | 小学校 0.96%<br>中学校 3.57% | 小学校 0.80%<br>中学校 3.21% |

**指標設定の考え方** 子どもたちにとって魅力ある学校となっているかを見る指標として設定します。

**目標値の設定根拠** 小学校は令和元年度実績の全国平均値、中学校は市の基準値の10%減を目指します。

## ■施策2 教育内容の充実

### 現状分析

国際化や情報化の進展に対応できる児童生徒の「生きる力」（確かな学力・豊かな心・健やかな体）が求められています。

### 達成目標

子どもたち一人一人に、人として生きる上で大切な道徳性や人を思いやる心を育み、子どもたちが将来にわたって幸せな生活を営んでいくための基礎的な力の育成を目指します。

### 具体的な取組

- ・ICT環境を整備し、機器を活用した授業改善を推進します。
- ・学力向上に取り組みます。
- ・保幼小中が地域と連携して育ちを支える取組を推進します。
- ・教材及び教師用教科書等を整備します。
- ・児童生徒の読書環境を整備します。
- ・英語教育、国際理解教育の推進を図ります。
- ・美術や書写教育の振興と芸術性の向上を図ります。
- ・生活と学ぶ意欲を支える基本となる自尊感情を高める取組を推進します。
- ・基本的な生活習慣を身につける指導の充実を図ります。
- ・食に関する指導の充実を図ります。
- ・教職員の資質向上に資する事業を推進します。
- ・ふるさとへの愛着や誇りを醸成する取組を推進します。

### 主な事業

- ・校務支援事業
- ・教育指導力向上事業
- ・幼小中連携推進事業
- ・小中学校教育振興事業
- ・英語教育振興事業
- ・豊かな情操育成事業
- ・教育研究所運営事業

### 成果指標

| 指標名        | 基準値(令和3年度)   | 目標値(令和7年度)            |
|------------|--|-----------------------|
| 児童・生徒の読書冊数 | 小学校 9.5冊<br>中学校 4.5冊   | 小学校 11.3冊<br>中学校 4.7冊 |
| 指標設定の考え方   | 全国学力・学習状況調査結果報告において、読書時間や読書冊数の多い児童・生徒の平均正答率が高いことや読書には生きる力を育み、知的好奇心の醸成や安らぎのある時間を過ごすことにも関連があることから指標として設定します。 |                       |
| 目標値の設定根拠   | 令和元年度全国平均値を目指します。  |                       |

## ■施策3 特別支援教育の推進

### 現状分析

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加しています。

### 達成目標

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立する力の育成を目指します。

### 具体的な取組

- 教職員の特別支援教育の研修の機会の充実を図ります。
- 保幼小中が連携し、特別支援教育の充実を図ります。
- 発達相談員を配置し、サポート事業の充実を図ります。
- 通級による指導（通級指導教室）を実施します。

### 主な事業

- 特別支援教育推進事業
- 通級指導教室運営事業

### 成果指標

| 指標名        | 基準値(令和3年度)                             | 目標値(令和7年度)         |
|------------|--|--------------------|
| 個別の指導計画作成率 | 小学校 90.0%<br>中学校 87.6%                 | 小学校100%<br>中学校100% |
| 指標設定の考え方   | 支援が必要な子どもにきめ細かい対応ができているかを見る指標として設定します。 |                    |
| 目標値の設定根拠   | 家庭事情により作成できないケースを除く全てのケースの作成を目指します。    |                    |

## ■施策4 教育相談体制の充実

### 現状分析

学習や人間関係に対する不安など様々な要因により、学校に登校できない児童・生徒がいます。

### 達成目標

個々の相談や不登校支援において、きめ細かな対応ができる教育相談体制により、登校できる児童生徒の増加や将来の社会的自立を目指します。

### 具体的な取組

- スクールソーシャルワーカー及びスクーリングケアサポーターを配置します。
- スクールカウンセラーを配置します。
- 不登校（傾向）にある児童生徒、保護者及び学校関係者への相談を実施します。
- 適応指導教室を開設し、不登校児童生徒の学校復帰を支援します。
- 子どもオアシスを管理運営します。

### 主な事業

- 学校問題対策事業
- いじめ対策推進事業
- 不登校児童生徒支援事業
- 子どもオアシス管理運営事業

### 成果指標

|          | 指標名                          | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------------------------|------------|------------|
|          | 学校への復帰率                      | 64.7%      | 60%以上      |
| 指標設定の考え方 | きめ細かな支援ができているかを見る指標として設定します。 |            |            |
| 目標値の設定根拠 | 毎年60%以上を目指します。               |            |            |

## 基本施策4 ▶ 子どもの食を支えるまちをつくります

### ■施策1 学校給食の充実

#### ■現 状 分 析

偏食や食習慣の乱れ等、児童生徒の食に関する様々な問題が起こっています。また、学校給食において、地場農産物の活用促進が求められています。

#### ■達 成 目 標

地域食材を活用することで、食文化への関心を高めるとともに、子どもたちの食に対する意識を高めつつ、適正な食習慣が身につくことを目指します。

#### ■具体的取組

- 衛生管理を徹底し、安全で安心な給食を提供します。
- 学校給食を通して、食育の充実を図ります。
- 学校給食への地場農産物の利用拡大を進めます。
- 食文化に関心を深める郷土食、行事食を提供します。

#### ■主 な 事 業

- 学校給食センター管理運営事業

#### ■成 果 指 標

| 指標名           | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|---------------|------------|------------|
| 学校給食地場産農産物利用率 | 42.2%      | 45.0%      |

**指標設定の考え方** 地産地消の推進状況を見る指標として設定します。

**目標値の設定根拠** 現況及び取組状況から45%の利用率を目指します。



## 基本施策5

生涯にわたり学ぶことができ、学んだことが  
いかせるまちをつくります

## ■施策1 人権教育・啓発の推進

## 現状分析

日常生活の中には様々な人権課題があり、正しく理解されるよう啓発する必要があります。

## 達成目標

人権感覚を高め、人権尊重の精神を日常生活の場で実践し、全ての人の人権が守られるまちを目指します。

## 具体的な取組

- 人権のまちづくり推進員等の人材育成を図ります。
- 人権のまちづくり協議会の活動や町別懇談会の開催を推進します。
- 人権のまちづくり講座を開催します。
- 人権学習冊子を発行します。

## 主な事業

- 人権学習推進事業

## 成果指標

| 指標名                            | 基準値(令和3年度)                  | 目標値(令和7年度) |
|--------------------------------|-----------------------------|------------|
| 人権に関する講座等に参加した人の割合<br>(市民意識調査) | 25.1%                       | 31.0%      |
| 指標設定の考え方                       | 人権学習に対する意識の高さを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠                       | 年2%の増加を目指します。               |            |

## ■施策2 青少年の健全育成

### 現状分析

家庭や地域の教育力の低下や子どもの生きる力を育む自然体験や社会体験が不足しています。また、就学、就労等に悩みをもつ青少年がいます。

### 達成目標

市民全体で健全な青少年が育成され、若者が生き生きと活躍するまちを目指します。

### 具体的な取組

- 東近江少年センターを核とし、若者に就学や就労に関する助言、相談など青少年の立ち直りを支援します。
- 青少年育成市民会議が実施する愛のパトロールやこども110番のくるま、こども110番の家の設置等の市民活動を支援します。
- 東近江やまの子キャンプなど子どもの自然体験や青少年活動を推進します。
- 青少年団体の支援、善行少年少女の表彰など青少年活動を推進します。
- 地域住民等の参画による学校を核とした地域力強化を図ります。

### 主な事業

- 青少年育成推進事業
- 地域力強化事業

### 成果指標

| 指標名                | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|--------------------|------------|------------|
| 青少年育成推進事業への若者の協力者数 | 69人        | 83人        |

**指標設定の考え方** 将来地域で活躍することが期待される若者が事業に参加しているかを見る指標として設定します。

**目標値の設定根拠** 基準値の20%増を目指します。

## ■施策3 多様な学習機会・情報の提供

### 現状分析

多くの市民は、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、多様な学習の機会を求めており、市民や社会のニーズに応じた学習機会・情報を提供する必要があります。

### 達成目標

いつでも、どこでも、誰でもが、主体的に個々に応じた適切な方法で学習でき、学習成果を社会でいかすことのできるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 社会教育に携わる人材の充実を図り、社会教育を推進します。
- 社会教育団体への指導や助言を充実し、活動を推進します。
- 多様な学習機会・情報を提供します。
- 学んだことを社会でいかせる機会を創出します。
- 市民大学や生涯学習出前講座を開催します。

### 主な事業

- 社会教育推進事業
- 生涯学習推進事業

### 成果指標

| 指標名                  | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------------------|------------|------------|
| 市民講師による生涯学習出前講座の実施回数 | 93回        | 112回       |

指標設定の考え方 学習成果が社会でいかされているかを見る指標として設定します。

目標値の設定根拠 基準値の20%増を目指します。

## ■施策4 文化芸術の振興

### 現状分析

市民の文化芸術活動の発表や鑑賞の場を提供しています。文化芸術活動により、心に豊かさや生きる活力をもたらすとともに、人と人との交流を生み、地域の活性化を図る必要があります。

### 達成目標

多様な文化芸術活動が生まれ、全ての市民が文化に触れ、心豊かで活力のあるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 美術展覧会や芸術文化祭を開催します。
- 芸術文化活動団体の活動を推進します。
- 文化振興施設を適正に管理します。
- 文化振興施設を計画的に整備します。
- 文化交流の在り方を再検討し、市民レベルの交流を推進します。

### 主な事業

- 文化振興事業
- 文化振興施設管理運営事業
- 文化振興施設整備事業
- 日韓文化交流事業

### 成果指標

| 指標名       | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|-----------|------------|------------|
| 美術展覧会の入場者 | 1,003人     | 1,304人     |

|          |  |
|----------|--|
| 指標設定の考え方 | 文化芸術に対する意識の高さを見る指標として設定します。  |
| 目標値の設定根拠 | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較して利用率が低いため、目標値は令和元年度の実績(1,087人)から20%の増加を目指します。 |

## 基本施策6 生涯を通じて図書に親しめるまちをつくります

### ■施策1 市民のための図書館づくり

#### 現状分析

個々の利用者の状況により、図書館の利用頻度に差があります。また、施設の老朽化が進んでいます。

#### 達成目標

誰にとっても親しみやすく利用しやすい図書館を目指します。

#### 具体的な取組

- 常に鮮度の高い蔵書を維持し、市民の求める資料を提供します。
- 地域や郷土に関わる資料や情報等の収集、発信を行います。
- 子どもたちがより多くの図書に出会える豊かな読書環境を整備します。
- 移動図書館車の巡回により、図書館への来館が困難な市民へのサービスの充実に取り組みます。
- 施設の計画的な改修を進め、利用環境を整備します。

#### 主な事業

- 図書館管理運営事業
- 移動図書館事業
- 図書館施設整備事業

#### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度)             | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------------------|------------|
| 図書館実利用率  | 17.2%                  | 20.5%      |
| 指標設定の考え方 | 図書館の利用状況を見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠 | 基準値の3.3%増を目指します。       |            |

## 基本施策7 豊かな歴史・文化・伝統をいかすまちをつくります

### ■施策1 地域文化の継承と創造

#### 現状分析

地域住民が主体となって自然・歴史・文化等を調べ、その成果を発信する取組が徐々に高まりをみせており、博物館は、豊かな歴史・文化・伝統をいかした活動の環境を整え支援していく使命があります。

#### 達成目標

市内の各種学習施設が有効に活用され、いつでも、どこでも、誰もが、主体的に個々に応じた適切な方法で地域を調べ、得られた成果を発信し活用できるまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 個々の博物館等の機能をいかした博物館運営を行います。
- 市民学芸員の育成など新しい時代に向けた博物館運営を行います。
- 効率的かつ効果的な展示と各種講座等を行います。
- 歴史的資産や地域文化の情報発信を強化します。
- 森の文化を情報発信し、伝承していく手段を検討します。
- 民間を含む他の博物館との連携を図ります。

#### 主な事業

- 博物館等管理運営事業

#### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度)   | 目標値(令和7年度) |
|----------|--|------------|
| 博物館利用者数  | 21,281人  | 41,000人    |
| 指標設定の考え方 | デジタルコンテンツを含め、博物館の利用度・必要度を見る指標として設定します。   |            |
| 目標値の設定根拠 | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により実態と比較しても少ないため、前期基本計画期間の平均値37,000人(平成29年度～令和2年度)の10%増を目指します。 |            |

## ■施策2 文化財の保存・継承

### 現状分析

少子化や高齢化など社会状況の変化により、地域に根ざした文化財、伝統文化及び伝統的建造物の保存・継承が難しくなっています。

### 達成目標

市民の貴重な財産である文化財が未来へ継承されるまちを目指します。

### 具体的な取組

- ・ 伝統文化の調査、資料収集、支援等を行います。
- ・ 文化的景観の保存に取り組みます。
- ・ 歴史資料、出土品等を適正に管理します。
- ・ 未指定文化財の調査を行い、指定に取り組みます。
- ・ 発掘の記録保存や出土品を適正に管理します。
- ・ 史跡等を適切に保存・管理します。
- ・ 伝統的建造物群の適切な保存を図ります。

### 主な事業

- ・ 文化財保護事業
- ・ 文化的景観保存事業
- ・ 埋蔵文化財保護事業
- ・ 埋蔵文化財保護受託等事業
- ・ 史跡等管理運営事業
- ・ 伝統的建造物群保存事業

### 成果指標

| 指標名       | 基準値(令和3年度)                    | 目標値(令和7年度) |
|-----------|-------------------------------|------------|
| 市内指定文化財件数 | 303件                          | 311件       |
| 指標設定の考え方  | 文化財が将来へ継承されているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠  | 年2件の新規指定を目指します。               |            |

## ■施策3 文化財の活用・愛護の普及

### 現状分析

文化財が地域資源として、十分に活用できていない状況にあります。

### 達成目標

文化財に親しむ機会が増え、郷土の歴史資産を大切にすまちを目指します。

### 具体的な取組

- 文化財を顕在化し、歴史文化基本構想に沿った取組を進めます。
- 文化財保存活用地域計画に基づき文化財の磨き上げを行います。
- 埋蔵文化財保護の普及啓発に取り組みます。
- 史跡の周知を図り、歴史学習や地域資源として活用します。
- 文化財保護の普及啓発に取り組みます。
- 貴重なふるさとの歴史や文化を守る心を育みます。

### 主な事業

- 埋蔵文化財活用事業
- 埋蔵文化財センター管理運営事業

### 成果指標

| 指標名           | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|---------------|------------|------------|
| 文化財啓発事業の参加者人数 | 1,600人     | 2,450人     |

|          |   |  |
|----------|---|--|
| 指標設定の考え方 | 文化財がどの程度活用されているのかを見る指標として設定します。   |  |
| 目標値の設定根拠 | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により過去の実績と比較して少ないため、前期基本計画期間の平均値2,200人(平成29年度～令和2年度)の10%増を目指します。 |  |



## 基本施策8 気軽にスポーツを楽しめるまちをつくります

### ■施策1 スポーツの推進

#### 現状分析

総合型地域スポーツクラブの会員数が減少していますが、市民の健康やスポーツに対するニーズは高まっています。

#### 達成目標

子どもから高齢者まで、誰もが気軽にスポーツを楽しめるまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 気軽に運動やスポーツに取り組む機運の醸成を図ります。
- 身近な地域のスポーツ活動を支援します。
- 子どもの体力向上及び高齢者の健康寿命の延伸に取り組みます。
- 身近な地域でのスポーツやスポーツイベントに関する情報を広く発信します。
- プロスポーツ団体や大学等と連携し、スポーツに親しむ機会を充実します。
- スポーツリーダーを育成します。
- スポーツ協会、競技団体及びスポーツ少年団の活動を支援します。
- 各種スポーツ大会の開催を支援します。
- 総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
- 地元スポーツ団体の競技力向上と地元選手の発掘育成に努めます。
- 学校体育施設を開放するなど、スポーツができる場を提供します。
- スポーツ施設を適正に管理します。
- 安全安心に利用できる施設整備に努めます。
- (仮称)黒丸スマートインターチェンジ周辺施設の充実強化を図ります。

#### 主な事業

- 生涯スポーツ振興事業
- 総合型地域スポーツクラブ活動支援事業
- 学校体育施設開放事業
- スポーツ施設整備事業
- スポーツレクリエーション推進事業
- 競技スポーツ推進事業
- スポーツ施設管理運営事業

#### 成果指標

| 指標名                          | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|------------------------------|------------|------------|
| 成人の週1回以上のスポーツ実施率<br>(市民意識調査) | 1回以上 49.2% | 1回以上 65%   |
|                              | 3回以上 26.3% | 3回以上 30%   |

**指標設定の考え方** スポーツが気軽にされているかを見る指標として設定します。

**目標値の設定根拠** スポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画で定める目標値を目指します。

## ■施策2 国民スポーツ大会等の開催に向けた体制の充実

### 現状分析

2025年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備体制の充実を図る必要があります。また、その関心や機運の醸成が必要です。

### 達成目標

国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会開催に向けた準備体制を整え、国民スポーツ大会等への関心と機運を醸成し、市民の生涯スポーツへの意識向上につなげます。

### 具体的な取組

- 国民スポーツ大会等の開催準備に係る体制整備を進めます。
- 市民の国民スポーツ大会等への関心と機運の醸成を図るため、啓発活動を行います。
- 国民スポーツ大会等の開催に合わせ施設の充実と整備に努めます。
- 国民スポーツ大会等の開催を契機に本市の魅力を全国に発信する取組を進めます。

### 主な事業

- 国スポ・障スポ大会推進事業
- 国スポ・障スポ競技会場施設整備事業

### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------|------------|
| —        | —          | —          |
| 指標設定の考え方 | —          |            |
| 目標値の設定根拠 | —          |            |



### 政策4 共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

| 分野 | 基本施策：政策の基本的な方向性                | 施 策  |
|----|--------------------------------|--|
| 福祉 | 1 誰もが支え支えられ豊かに暮らせるまちをつくります。    | 1 地域福祉活動の推進<br>2 社会福祉活動の推進                                       |
|    | 2 健康で文化的な生活ができるまちをつくります。       | 1 生活安定への支援   |
|    | 3 住み慣れた地域で自立した暮らしができるまちをつくります。 | 1 地域包括ケアの推進<br>2 生活困窮者への自立支援                                     |
|    | 4 高齢者が生き生きと暮らせるまちをつくります。       | 1 高齢者の生きがいづくりの推進<br>2 地域で暮らし続けるための支援の充実<br>3 介護保険制度の健全運営とサービスの充実 |
|    | 5 障害者が笑顔でいきあうまちをつくります。         | 1 障害者の社会参加の促進<br>2 障害福祉制度の充実<br>3 地域生活支援体制の充実                    |
|    | 6 発達に障害のある人の個性が大切にされるまちをつくります。 | 1 発達障害に対する支援体制の充実  |
| 健康 | 7 健やかで心豊かに生活できるまちをつくります。       | 1 健康づくりの普及啓発<br>2 乳幼児期からの生活習慣病予防の推進<br>3 介護予防の推進<br>4 感染症予防対策の推進 |
| 医療 | 8 質の高い医療が受けられるまちをつくります。        | 1 地域医療の充実  |

**基本施策1** 誰もが支え支えられ豊かに暮らせるまちをつくります

**施策1 地域福祉活動の推進**

**現 状 分 析**

少子高齢化が進行するとともに、地域のつながりの希薄化や担い手不足など社会情勢が大きく変化する中で、地域の課題がますます多様化・複雑化しています。

**達 成 目 標**

身近な地域で、互いに支え合いながら暮らせるまちを目指します。

**具体的な取組**

- 地域福祉計画の着実な推進と進行管理を行います。
- 重層的支援体制の整備を進めます。
- 社会福祉法人に対し、適正な指導監査を行います。

**主 な 事 業**

- 地域福祉推進事業

**成 果 指 標**

| 指標名                                | 基準値(令和3年度)                 | 目標値(令和7年度) |
|------------------------------------|----------------------------|------------|
| 地域での助け合いができていると思う市民の割合<br>(市民意識調査) | 46.8%                      | 50.0%      |
| 指標設定の考え方                           | 地域の福祉力向上の度合いを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠                           | 50%を目指します。                 |            |

## ■施策2 社会福祉活動の推進

### 現状分析

少子高齢化や核家族化の進行により、福祉のニーズも多様化し、行政サービスだけでは応えきれない状況が生まれています。

### 達成目標

社会福祉団体と連携し、社会生活に配慮を必要とする人が安心して暮らせるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 社会福祉団体等の活動を支援します。
- 戦傷病者や戦没者遺族に対する援護を行います。
- 避難行動要支援者の避難支援を推進します。
- 福祉避難所の適正配置を図ります。
- 福祉センターの適正な管理を行います。
- 民生委員・児童委員の活動を支援します。

### 主な事業

- 社会福祉推進事業
- 福祉センター等管理運営事業
- 民生委員児童委員活動事業

### 成果指標

| 指標名          | 基準値(令和3年度)  | 目標値(令和7年度) |
|--------------|---|------------|
| ボランティア活動参加者数 | 2,964人  | 3,850人     |
| 指標設定の考え方     | ボランティア活動など地域福祉への意識の高さを見る指標として設定します。   |            |
| 目標値の設定根拠     | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較しても少ないため、令和元年度の実績値(3,437人)から年100人程度の増加を目指します。 |            |

## 基本施策2 健康で文化的な生活ができるまちをつくります

### ■施策1 生活安定への支援

#### 現状分析

社会情勢や雇用情勢を反映し、生活保護受給者が増加傾向にあります。

#### 達成目標

生活に困窮する市民に対して、最低限度の生活保障と自立助長を図る生活保護制度が、最後のセーフティネットとしての機能を適切に果たすことができるよう、制度の適正な運用と実施を目指します。

#### 具体的な取組

- 生活保護法に基づき、適正な保護を実施します。
- 生活困窮世帯に生活保護費を支給します。
- 中国残留邦人の生活困窮世帯に生活支援給付費を支給します。
- 行旅病死人の救護等を行います。

#### 主な事業

- 生活保護事務
- 生活保護費支給事業
- 生活支援給付費支給事業
- 行旅病死人救護費支給事業

#### 成果指標

|          | 指標名                                | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------------------------------|------------|------------|
|          | 訪問計画数達成割合                          | 94.6%      | 100%       |
| 指標設定の考え方 | 受給者の生活実態が適正に把握できているかを見る指標として設定します。 |            |            |
| 目標値の設定根拠 | 100%を目指します。                        |            |            |

基本施策3

# 住み慣れた地域で自立した暮らしができるまちをつくりま

## ■施策1 地域包括ケアの推進

### 現状分析

認知症高齢者を始め、単身や夫婦のみの高齢者世帯が、住み慣れた地域で生活を続けていくために、様々な支援が必要になっています。

### 達成目標

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のもと、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 高齢者の困りごとの把握と早期支援につなげます。
- 高齢者虐待の未然防止、早期発見及び早期対応を強化します。
- 高齢者の権利擁護や成年後見制度の相談を充実します。
- 介護支援専門員の育成と支援のため、地域ケア個別会議や研修会等を開催します。
- 在宅医療・介護に関する市民への啓発を行います。
- 多職種連携による在宅等での介護や看取りの支援体制を構築します。
- 地域支え合いの体制づくりを推進します。
- 認知症に対する早期相談と支援を行います。
- 認知症のある方を地域で見守るためのネットワークを構築します。
- 認知症サポーターを養成し、地域見守り体制を強化します。
- 成年後見制度の利用支援を行います。
- 在宅介護者を対象にした家族介護者の会への支援を行います。
- 認知症高齢者の早期発見と保護のための支援をします。
- 予防給付によるサービス等が適切に提供されるよう、自立支援につながるケアマネジメントを行います。
- 介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

### 主な事業

- 総合相談支援事業
- 権利擁護事業
- 包括的・継続的ケアマネジメント事業
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業
- 認知症総合支援事業
- 認知症サポーター養成事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 家族介護支援事業
- 介護予防・生活支援サービス事業
- 介護予防支援給付ケアマネジメント事業

### 成果指標

| 指標名               | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|-------------------|------------|------------|
| 地域包括支援センターからの訪問件数 | 520件       | 620件       |

|          |  |
|----------|--|
| 指標設定の考え方 | 地域包括支援センターからの主体的な訪問件数の増減により、センター業務の充実度を見る指標として設定します。 |
| 目標値の設定根拠 | 年間20件の増加を目指します。                                      |

## ■施策2 生活困窮者への自立支援

### 現状分析

多様で複合的な課題を抱えた生活困窮者が増加しています。

### 達成目標

貧困の連鎖を防ぎ、生活困窮者が就労により自立できるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 関係機関との連携を強化し、アウトリーチ型の支援を推進します。
- 離職者及び減収者に対して家賃を助成します。
- 就労自立に向けた支援を行います。
- 家計再建に向けた相談支援を行います。
- 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援を行います。
- 若者無業者等に対して段階に応じた就労支援を行います。
- 地域福祉権利擁護事業を推進します。

### 主な事業

- 自立相談支援事業

### 成果指標

| 指標名         | 基準値(令和3年度)              | 目標値(令和7年度) |
|-------------|-------------------------|------------|
| 支援による就労決定件数 | 32件                     | 35件        |
| 指標設定の考え方    | 生活困窮からの脱却を見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠    | 基準値の10%増を目指します。         |            |



## 基本施策4 高齢者が生き生きと暮らせるまちをつくります

### ■施策1 高齢者の生きがいのづくりの推進

#### 現状分析

高齢者が増加する中、高齢者が求める居場所や活躍の場は多様化しています。

#### 達成目標

地域に高齢者の居場所があり、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を発揮しながら活躍できるまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 老人クラブ活動を支援します。
- 高齢者の長寿をお祝いします。
- 地域で催される敬老事業を支援します。
- 高齢者の生きがいづくりなどの活動ができる場を充実します。
- 地域サロン活動など高齢者の居場所づくりを支援します。
- 高齢者の生きがいや健康づくりにつながる事業を支援します。

#### 主な事業

- 高齢者生きがいづくり推進事業
- 高齢者慶祝事業
- 地域介護予防活動支援事業

#### 成果指標

| 指標名           | 基準値(令和3年度)   | 目標値(令和7年度) |
|---------------|--|------------|
| 地域サロン事業の実施箇所数 | 132箇所  | 246箇所      |
| 指標設定の考え方      | 地域に高齢者の居場所があり、地域で活躍できているかを見る指標として設定します。  |            |
| 目標値の設定根拠      | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較して実施箇所数が少ないため、目標値は令和元年度の実績(226箇所)から年間5箇所の増加を目指します。 |            |

## ■施策2 地域で暮らし続けるための支援の充実

### 現状分析

高齢者の約7割が住み慣れた家で暮らし続けたいと思っていますが、環境が十分ではありません。

### 達成目標

高齢者が住み慣れた家で暮らし続けることができるまちを目指します。

### 具体的な取組

- ・ 養護老人ホームへの入所が必要な高齢者を措置します。
- ・ 独立して生活を営むことが困難な高齢者の生活を支援します。
- ・ 社会福祉法人等が実施する介護保険サービス利用者負担軽減に対して支援します。
- ・ 高齢者福祉施設等の整備を支援します。
- ・ 事業所の介護・福祉人材確保を支援します。
- ・ 緊急通報システム事業を行います。
- ・ 在宅生活の継続と介護家族の支援をします。

### 主な事業

- ・ 老人保護措置事業
- ・ 高齢者生活支援ハウス運営事業
- ・ 高齢者福祉事業
- ・ 介護・福祉人材確保定着支援事業
- ・ 地域自立生活支援事業
- ・ 介護用品購入助成事業

### 成果指標

|          | 指標名   | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|---|------------|------------|
|          | 地域密着型サービス施設整備率                                    | 90.7%      | 100%       |
| 指標設定の考え方 | 住み慣れた地域で暮らすための施設整備の進捗状況を見る指標として設定します。             |            |            |
| 目標値の設定根拠 | 第8期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備計画の100%完了を目指します。 |            |            |

## ■施策3 介護保険制度の健全運営とサービスの充実

### 現状分析

高齢者人口の増加に伴い要介護認定者や給付費は増大しており、介護保険財政を圧迫しています。

### 達成目標

介護保険制度の円滑な運営を目指します。

### 具体的な取組

- ・ 介護保険の運営管理を行います。
- ・ 介護保険による保険給付を行います。
- ・ 介護保険給付など費用の適正化を図ります。
- ・ 適正な介護認定を行います。
- ・ 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の進捗を管理します。
- ・ 介護保険資格業務を適切に行います。

### 主な事業

- ・ 介護保険一般管理事務
- ・ 介護保険給付事業
- ・ 介護認定審査会運営事業
- ・ 介護保険運営協議会運営事業
- ・ 介護保険資格事務

### 成果指標

| 指標名              | 基準値(令和3年度)                              | 目標値(令和7年度) |
|------------------|---|------------|
| 給付費実績値の計画値に対する割合 | 99.9%                                   | 100%以下     |
| 指標設定の考え方         | 介護保険事業が円滑に運営できたかどうかを見る指標として設定します。       |            |
| 目標値の設定根拠         | 第8期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で定める目標値を目指します。 |            |

## 基本施策5 障害者が笑顔でいきあうまちをつくります

### ■施策1 障害者の社会参加の促進

#### 現状分析

障害児(者)の地域活動や社会参加を支援するためには、様々な課題があります。

#### 達成目標

多くの障害児(者)が地域活動等に参加しやすいまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 障害児(者)の社会参加を促進します。
- 障害者団体を支援します。
- 障害者のスポーツ活動を支援します。
- 障害者の余暇活動を支援します。

#### 主な事業

- 障害者社会参加促進事業

#### 成果指標

| 指標名                | 基準値(令和3年度)                 | 目標値(令和7年度) |
|--------------------|----------------------------|------------|
| 障害者に対する理解度(市民意識調査) | 18.7%                      | 30.0%      |
| 指標設定の考え方           | 障害者に対する理解の進捗を見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠           | 30%を目指します。                 |            |

## ■施策2 障害福祉制度の充実

### 現状分析

障害児(者)の生活基盤の安定と自立促進には、障害児(者)のためのサービス基盤が不足しています。

### 達成目標

障害児(者)の生活基盤が安定し、自立した生活を営めるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 障害者のための安定したサービス基盤づくりに努めます。
- 障害者理解の啓発に努めます。
- 介助が必要な障害児(者)が安定した生活ができるよう手当を支給します。
- 能登川障害福祉センター等障害者施設を適正に管理します。
- 障害者施設整備を支援します。
- 障害者のための介助や訓練支援の充実に努めます。

### 主な事業

- 障害者福祉事業
- 特別障害者等手当支給事業
- 障害者施設管理・整備支援事業
- 障害者サービス等給付事業

### 成果指標

| 指標名            | 基準値(令和3年度)                         | 目標値(令和7年度) |
|----------------|------------------------------------|------------|
| 障害者グループホーム利用者数 | 189人                               | 209人       |
| 指標設定の考え方       | 障害者が自立生活を送ることができているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠       | 定員5人×4施設の新設・利用増を目指します。             |            |

## ■施策3 地域生活支援体制の充実

### 現状分析

障害児(者)からの相談内容は、家庭環境やニーズの多様化から、複雑・複合化しています。

### 達成目標

障害児(者)の人権を尊重し、権利と財産が守られ、地域で安心して暮らせるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 障害児(者)の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
- 精神障害者の自立を支援します。
- 成年後見制度の利用支援を行います。
- 障害者虐待防止のためのネットワークを強化します。
- 公平性が確保された障害支援区分の認定を行います。
- 障害児(者)を地域全体で支えるサービス提供体制を整備します。
- 障害児(者)が能力と適性に応じて自立した日常・社会生活が営めるように切れ目のない適切なサービスを提供します。
- 就労に向けた支援をします。
- 障害児の地域活動を支援します。

### 主な事業

- 地域生活相談支援事業
- 地域生活サービス支援事業
- 障害児地域生活支援事業

### 成果指標

| 指標名            | 基準値(令和3年度)                                | 目標値(令和7年度) |
|----------------|---|------------|
| 障害者の権利擁護事業利用者数 | 187人                                      | 207人       |
| 指標設定の考え方       | 障害児(者)が安心して生活できる権利が保障されているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠       | 毎年5人の新規利用を目指します。                          |            |

## 基本施策6

## 発達に障害のある人の個性が大切にされるまちをつくります

## ■施策1 発達障害に対する支援体制の充実

## 現状分析

発達障害があり、生活していく上で困難さを抱えている人は増加傾向にあります。必要とされる支援は障害特性により多様であり、ライフステージによっても変化していきます。

## 達成目標

一人一人の障害に応じ、切れ目なくきめ細やかな相談・支援ができるまちを目指します。

## 具体的な取組

- ・乳幼児期から成人期までの幅広い年齢層への相談支援を充実します。
- ・保健センターや保育園、幼稚園、認定こども園、学童保育所等への巡回訪問を充実します。
- ・サポートファイルの必要性と活用方法を伝える機会を充実します。
- ・発達障害に対する正しい知識を普及啓発します。
- ・医療診療等地域医療の活用と医療相談の充実を推進します。
- ・児童発達支援センター「めだかの学校」を充実します。
- ・ことばの教室を充実します。
- ・障害児相談支援事業所「こころ」の運営を充実します。
- ・一人一人の障害に応じた学習支援を行います。

## 主な事業

- ・発達支援センター相談支援事業
- ・発達支援センター療育支援事業
- ・発達支援センター地域支援事業
- ・発達支援センター学習支援事業

## 成果指標

| 指標名          | 基準値(令和3年度)                            | 目標値(令和7年度) |
|--------------|---------------------------------------|------------|
| 発達相談・教育相談の件数 | 1,933件                                | 2,600件     |
| 指標設定の考え方     | 切れ目なくきめ細やかな相談・支援ができているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠     | 2,600件を目指します。                         |            |

## 基本施策7 健やかで心豊かに生活できるまちをつくります

### ■施策1 健康づくりの普及啓発

#### 現状分析

地域ぐるみで健康づくりについて考える機会が少なく、地域や個人での健康づくりの取組に差があります。また、中年期男性の肥満、若い女性の痩せ及び高齢者の体力の虚弱化など、健康に課題のある人が増えています。

#### 達成目標

自分の健康に自らが関心を持ち、心身の健康づくりに積極的に取り組むまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 市民健康づくり推進協議会等の各種団体と協働して健康づくりを推進します。
- 健康推進員の育成と活動の支援を行います。
- 健康に関する知識の普及や啓発を行います。
- 自殺対策計画に基づき、自殺予防に対する正しい知識の普及や啓発を行います。
- 食育推進計画に基づき、ライフステージに応じた食育を推進します。

#### 主な事業

- 地域保健衛生活動推進事業

#### 成果指標

| 指標名                       | 基準値(令和3年度)                 | 目標値(令和7年度) |
|---------------------------|----------------------------|------------|
| 健康づくりに取り組んでいる人の割合(市民意識調査) | 46.3%                      | 50.3%      |
| 指標設定の考え方                  | 健康づくりへの意識の高さを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠                  | 基準値の4%増を目指します。             |            |



## ■施策2 乳幼児期からの生活習慣病予防の推進

### 現状分析

特定健診やがん検診の受診率が国の目標を下回っており、がん、循環器疾患及び糖尿病の人が増加しています。また、地域のつながりの希薄化や多様な家族形態により、子育て支援を必要とする人や容易に支援を得にくい状態の人が増えています。

### 達成目標

全ての市民が、ライフステージに応じた保健予防活動に取り組むまちを目指します。

個々の状態に合わせ、細やかなアセスメントの上、妊娠期から子育て期を安心して送れるように切れ目ない支援を目指します。

### 具体的な取組

- 産後ケア事業及び多胎児家庭サポート事業を充実します。
- 乳幼児の健やかな発育を支援し親の育児力の向上に努めます。
- 妊娠期から生活習慣病予防、重症化予防の支援を強化します。
- 保育園、幼稚園、認定こども園及び小学校においてフッ化物洗口を行います。
- 歯周疾患検診やライフステージに合った歯の健康教育や相談を行います。
- 訪問等による指導を強化します。
- 生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進します。
- 保健センターを適正に管理運営します。

### 主な事業

- 母子保健事業
- 歯科保健事業
- 成人保健事業
- 保健センター管理事業

### 成果指標

| 指標名                                     | 基準値(令和3年度)   | 目標値(令和7年度)         |
|---|--|--------------------|
| 高血圧の改善<br>(中等症高血圧160/100mmHg以上の者の割合の減少) | 男性：9.7%<br>女性：7.2%   | 男性：6.0%<br>女性：4.0% |
| 指標設定の考え方                                | 脳血管疾患、人工透析、心筋梗塞及び狭心症による受療者の医療費が高いため、その原因となる高血圧の数値が改善されているかを見る指標として設定します。 |                    |
| 目標値の設定根拠                                | 健康ひがしおうみ21(第3次)で定める目標値を目指します。  |                    |

## ■施策3 介護予防の推進

### 現状分析

閉じこもりリスク該当者率は2割弱となっており、社会参加の促進や活動の機会づくりが求められています。

### 達成目標

誰もが役割を持ち、互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会を目指します。

### 具体的な取組

- 介護予防の啓発を行います。
- 高齢者の生活環境及び健康状態を把握し、介護予防につなげます。
- 身近な地域での介護予防活動を支援します。

### 主な事業

- 介護予防普及啓発事業
- 介護予防把握事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

### 成果指標

| 指標名                   | 基準値(令和3年度)  | 目標値(令和7年度) |
|-----------------------|---|------------|
| 80歳の高齢者が週1回以上外出している割合 | 13.4%   | 17.4%      |
| 指標設定の考え方              | 住民主体で身近な地域での通いの場づくりの支援を行うことで、社会参加の意欲の醸成と地域や家庭における役割の維持及び孤立化の防止を目指す指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠              | 第8期東近江市高齢者保健福祉計画で定める目標値を目指します。  |            |

## ■施策4 感染症予防対策の推進

### 現状分析

新型コロナウイルス感染症など新たな感染症のまん延により、市民の健康被害など憂慮すべき状況が想定されます。

また、予防接種によって獲得した免疫により、感染症の大きな流行は抑制できていますが、定期的に小流行を繰り返す麻しん風しんや新興感染症の大流行が懸念されます。

### 達成目標

新たな感染症などに対して市民が正しく理解するとともに、市民を健康被害から守るために感染拡大を最小限に抑えることを目指します。

また、予防接種により免疫水準を維持するとともに、市民を感染症から守るために、予防接種の機会を安定的に確保し、一定の接種率を確保します。

### 具体的な取組

- 新たな感染症を予防するための周知啓発や感染症対策を推進します。
- 各種予防接種を推進します。

### 主な事業

- 感染症予防対策事業

### 成果指標

| 指標名                   | 基準値(令和3年度)  | 目標値(令和7年度) |
|-----------------------|---|------------|
| 麻しん風しんの予防接種率(第1期、第2期) | 90.0%   | 95.0%      |
| 指標設定の考え方              | 麻しん風しん共にワクチンの効果が非常に高いため、麻しん風しんの免疫を獲得できているかを見る指標として設定します。                                |            |
| 目標値の設定根拠              | 麻しん排除のためには2回の予防接種率をそれぞれ95%以上に上げる必要があるとされているため目標値とします。また、混合ワクチンのため、風しんの予防接種率も同率を目標値とします。 |            |

## 基本施策8 質の高い医療が受けられるまちをつくります

### ■施策1 地域医療の充実

#### 現状分析

安心して医療を受けられる体制づくりを進めてきましたが、引き続き将来を見据えた持続可能な地域医療体制の構築が求められています。

#### 達成目標

必要なときに、安心して医療が受けられる地域医療体制を目指します。

#### 具体的な取組

- 夜間・休日の救急医療体制の充実・強化に努めます。
- 小児医療や救急医療、がん治療など不足する医療機能の強化に努めます。
- 医師や看護師など医療スタッフの確保に努めます。
- 医療機能の向上と施設の適正な管理を行います。
- 国民健康保険診療所の安定した経営基盤の構築と老朽化する施設の適正な管理を行います。
- 地域医療構想に基づいた医療提供体制と適正な病床運営を促進します。
- 民間病院・診療所等との医療連携を推進します。
- 家庭医を始め、在宅医療を担う人材を育成します。

#### 主な事業

- 救急医療体制整備事業
- 地域医療確保対策事業
- 市立病院管理運営事業
- 国保診療所管理運営事業
- 在宅医療強化事業
- 湖東リハビリステーション管理運営事業

#### 成果指標

| 指標名                                | 基準値(令和3年度)                    | 目標値(令和7年度) |
|------------------------------------|-------------------------------|------------|
| 病院や救急時の医療体制に満足している人の割合<br>(市民意識調査) | 48.8%                         | 60.0%      |
| 指標設定の考え方                           | 市民が地域医療に満足しているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠                           | 60%を目指します。                    |            |



## 政策5 誰もが輝き快適な生活環境が整うまち

| 分野   | 基本施策：政策の基本的な方向性                     | 施策  |
|------|-------------------------------------|---|
| 保険年金 | 1 安心して医療を受けられるまちをつくります。             | 1 国民健康保険の健全運営<br>2 後期高齢者医療保険の円滑な運営<br>3 福祉医療費助成制度の推進<br>4 国民年金の啓発<br>5 介護保険財政の安定運営        |
| 市民人権 | 2 戸籍、住民基本台帳等が適切に管理されるまちをつくります。      | 1 戸籍・住民基本台帳等の適正管理   |
|      | 3 一人一人の人権が尊重され、個性や能力が発揮できるまちをつくります。 | 1 人権施策・啓発の推進<br>2 男女共同参画の推進   |
|      | 4 暮らしの困りごとを身近に相談できるまちをつくります。        | 1 市民相談体制の充実<br>2 消費生活相談・啓発の推進<br>3 在住外国人への窓口支援の推進   |
| 環境   | 5 資源循環型社会への意識の高いまちをつくります。           | 1 環境美化の推進<br>2 ごみの適正処理<br>3 循環型社会の構築  |
|      | 6 豊かな自然環境を未来につなげるまちをつくります。          | 1 森里川湖を活用した次世代の育成   |
|      | 7 環境への負荷を軽減するまちをつくります。              | 1 循環共生型まちづくりの推進<br>2 脱炭素社会の推進<br>3 し尿の適正管理<br>4 公害防止対策の推進<br>5 斎場・墓地の適正管理<br>6 狂犬病予防対策の推進 |
| 交通安全 | 8 交通安全意識の高いまちをつくります。                | 1 交通安全運動の推進   |

## 基本施策1 安心して医療を受けられるまちをつくります

### ■施策1 国民健康保険の健全運営

#### 現状分析

被保険者の減少や高齢化の進行、医療技術の高度化による医療費の増加が国民健康保険財政を圧迫しています。

また、県単位化による事務の整理や課題の解消を進める中で、保険料水準の統一が課題となっています。

#### 達成目標

被保険者が安心して医療を受けられる制度を確保し、国民健康保険事業の安定した運営と健康増進を目指します。

#### 具体的な取組

- 国民健康保険による医療給付を行います。
- 国民健康保険の都道府県単位化により、滋賀県と連携を図ります。
- 国民健康保険資格及び給付の受付相談を行います。
- 国民健康保険被保険者の保健事業を推進します。
- 国民健康保険被保険者の特定健診や特定保健指導の普及啓発を推進します。
- 適正な債権管理等により国民健康保険料の収納率向上に努めます。
- 国民健康保険医療費の適正化を推進します。

#### 主な事業

- 保険給付事業
- 国民健康保険受付相談事業
- 保健事業
- 国保保険料収納対策事業
- 医療費適正化特別対策事業

#### 成果指標

| 指標名        | 基準値(令和3年度)                 | 目標値(令和7年度) |
|------------|----------------------------|------------|
| 国民健康保険料収納率 | 95.5%                      | 95.5%以上    |
| 指標設定の考え方   | 適正な事務が行えているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠   | 95.5%以上を目指します。             |            |

## ■施策2 後期高齢者医療保険の円滑な運営

### 現状分析

後期高齢者の医療費増加により、医療保険財政を圧迫しています。

### 達成目標

被保険者が安心して医療を受けられる制度を県単位で確保し、健康増進を目指します。

### 具体的な取組

- ・後期高齢者医療制度の普及啓発を推進します。
- ・滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携を図ります。
- ・適正な債権管理等により後期高齢者医療保険料の収納率向上に努めます。

### 主な事業

- ・後期高齢者医療事業

### 成果指標

| 指標名           | 基準値(令和3年度)                 | 目標値(令和7年度) |
|---------------|----------------------------|------------|
| 後期高齢者医療保険料収納率 | 99.7%                      | 99.7%以上    |
| 指標設定の考え方      | 適正な事務が行えているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠      | 99.7%以上を目指します。             |            |

## ■施策3 福祉医療費助成制度の推進

### 現状分析

子どもや社会的弱者が、経済的理由により必要な医療が受けられず、重い病気や生命に関わる病気に発展するようなことは防がなければなりません。

### 達成目標

対象者の福祉の向上と健康の増進を目指します。

### 具体的な取組

- 子ども、障害者、母子家庭、高齢者等の対象者に対して医療費の一部助成を行います。
- 持続可能な医療費助成制度を検討します。

### 主な事業

- 福祉医療助成事業

### 成果指標

| 指標名         | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|-------------|------------|------------|
| 医療費受給券資格管理率 | 100%       | 100%       |

|          |                                  |  |
|----------|----------------------------------|--|
| 指標設定の考え方 | 全ての資格管理が適正に行われているかを見る指標として設定します。 |  |
| 目標値の設定根拠 | 100%を目指します。                      |  |



## ■施策4 国民年金の啓発

### 現状分析

年金の未納者は減少傾向ですが、引き続き加入・納付に向けた啓発活動等が必要です。

### 達成目標

無年金者が無い、安定した国民年金制度を目指します。

### 具体的な取組

- ・国民年金制度の啓発を行います。
- ・国民年金に関する相談業務を行います。
- ・国民年金を受給できない在日外国人に対して、老齢福祉金及び障害者福祉金を支給します。

### 主な事業

- ・国民年金事業
- ・在日外国人福祉金支給事務

### 成果指標

|          | 指標名                             | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|---------------------------------|------------|------------|
|          | 国民年金制度広報回数                      | 12回/年      | 12回/年以上    |
| 指標設定の考え方 | 国民年金制度の啓発ができていないかを見る指標として設定します。 |            |            |
| 目標値の設定根拠 | 年12回以上の広報発行回数を目指します。            |            |            |

## ■施策5 介護保険財政の安定運営

### 現状分析

介護保険のサービス利用の増加により、介護保険財政を圧迫しています。

### 達成目標

介護保険料の適正な賦課・徴収を目指します。

### 具体的な取組

- 適正な債権管理等により介護保険料の収納率向上に努めます。

### 主な事業

- 福祉医療助成事業

### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度)                           | 目標値(令和7年度) |
|----------|--------------------------------------|------------|
| 介護保険料収納率 | 99.5%                                | 99.5%      |
| 指標設定の考え方 | 適正な事務が行えているかを見る指標として設定します。           |            |
| 目標値の設定根拠 | 第8期東近江市介護保険事業計画で定める目標値(予定収納率)を目指します。 |            |

基本施策2

戸籍、住民基本台帳等が適切に管理されるまちをつくります

■施策1 戸籍・住民基本台帳等の適正管理

現状分析

法令遵守を徹底し、適正かつ公平な執行に努めています。マイナンバー制度の導入により住民異動など一部の手続きにおいて来客者の待ち時間が増加しています。

達成目標

戸籍や住民基本台帳が適正に管理され、手続きの利便性が向上し迅速かつ正確に処理される窓口を目指します。

具体的な取組

- 戸籍と住民基本台帳の正確な管理を図ります。
- 手続き処理の利便性の向上を図ります。
- マイナンバー制度を周知します。

主な事業

- 戸籍・住民基本台帳管理事業

成果指標

| 指標名                    | 基準値(令和3年度)                              | 目標値(令和7年度) |
|------------------------|---|------------|
| コンビニエンスストア等における証明書交付割合 | 14.6%                                   | 35.0%      |
| 指標設定の考え方               | 利便性が向上し、窓口手続きの負担が軽減されているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠               | 年5%の増加を目指します。                           |            |

**基本施策3** 一人一人の人権が尊重され、個性や能力が発揮できるまちをつくります

**■施策1 人権施策・啓発の推進**

**現状分析**

社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が顕著化するとともに、未だ解決されていない多くの人権問題が存在しています。

**達成目標**

市民一人一人が様々な人権課題に対し理解を深め、人権が尊重されるまちを目指します。

**具体的な取組**

- 人権擁護委員の人権擁護活動を支援し、人権相談や啓発活動を充実します。
- 人権施策基本計画に基づき、施策の計画的な推進に取り組みます。
- 関係機関と連携のもと、人権意識の向上を目指し啓発活動に取り組みます

**主な事業**

- 人権施策推進事業

**成果指標**

| 指標名                       | 基準値(令和3年度)                          | 目標値(令和7年度) |
|---------------------------|-------------------------------------|------------|
| 人権が尊重されているまちだと思割合(市民意識調査) | 24.6%                               | 33.0%      |
| <b>指標設定の考え方</b>           | 人権が尊重された明るく住みよいまちであるかを見る指標として設定します。 |            |
| <b>目標値の設定根拠</b>           | 年2%の増加を目指します。                       |            |

## ■施策2 男女共同参画の推進

### 現状分析

固定的な性別役割分担意識の解消を始め、性差に関する偏見や無意識の思い込みの解消が十分に進んでいません。また、ワーク・ライフ・バランスについて、理想と現実には差があり、女性の就業継続が困難な状況などの課題が残っています。

### 達成目標

ワーク・ライフ・バランスの実現と男女が共に社会のあらゆる分野に参画できるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 男女共同参画に対する理解と意識の浸透を図るための啓発に取り組みます。
- 女性の活躍を支援するための環境づくりを推進します。
- 長時間労働を抑制し働き方を見直し、その啓発をするなどワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。
- 家庭や地域における男女共同参画を推進します。
- 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくりに努めます。

### 主な事業

- 男女共同参画推進事業

### 成果指標

| 指標名                                 | 基準値(令和3年度)                             | 目標値(令和7年度) |
|-------------------------------------|--|------------|
| 「社会全体における男女の地位の平等感」について「平等」と答えた人の割合 | 15.2%                                  | 27.0%      |
| 指標設定の考え方                            | 社会全体において、男女の地位が平等になっているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠                            | 年3%の増加を目指します。                          |            |

**基本施策4** 暮らしの困りごとを身近に相談できるまちをつくります

**施策1** 市民相談体制の充実

**現状分析**

市民を取り巻く生活課題や相談が多様化・複合化しています。

**達成目標**

多様化し、複合化する生活課題に対応できる市民相談を目指します。

**具体的な取組**

- 弁護士等の有職者による相談を充実します。
- 関係機関との連携強化を図り、市民相談への適切な支援に取り組みます。
- 市役所案内窓口の丁寧な案内に努めます。

**主な事業**

- 市民相談事業

**成果指標**

| 指標名                                  | 基準値(令和3年度)                               | 目標値(令和7年度) |
|--------------------------------------|--|------------|
| 法律相談や登記相談等が受けられることを知っている人の割合(市民意識調査) | 44.9%                                    | 50.0%      |
| 指標設定の考え方                             | 市民の暮らしの困りごとに対し、適切に支援できているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠                             | 50%を目指します。                               |            |

## ■施策2 消費生活相談・啓発の推進

### 現状分析

消費者問題が増加しており、消費者に関するトラブルや多重債務相談が多く寄せられています。

### 達成目標

消費者意識が高く、消費者トラブルが少ないまちを目指します。

### 具体的な取組

- 消費生活相談員の資質向上、弁護士による相談など消費生活相談体制の充実を図ります。
- 消費生活市民ボランティアの育成や活動の支援に取り組みます。
- 消費者問題を啓発します。
- 消費者セミナー等を開催します。

### 主な事業

- 消費生活対策事業

### 成果指標

| 指標名                     | 基準値(令和3年度)                                      | 目標値(令和7年度) |
|-------------------------|---|------------|
| 消費生活センターに対する認知度(市民意識調査) | 51.0%   | 60.0%      |
| 指標設定の考え方                | 消費者トラブルに巻き込まれたとき、早期相談につなげることができるかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠                | 60%を目指します。                                      |            |

## ■施策3 在住外国人への窓口支援の推進

### 現状分析

在住外国人で行政手続きの際に通訳等を必要とされる方があります。

### 達成目標

行政手続き等における在住外国人の負担の軽減を目指します。

### 具体的な取組

- 市役所案内窓口外国語通訳者を配置し、通訳支援に取り組みます。
- 市広報紙、市施策等を外国語に翻訳し、情報を提供します。

### 主な事業

- 在住外国人支援事業

### 成果指標

| 指標名           | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|---------------|------------|------------|
| 在住外国人通訳受付相談件数 | 5,254件     | 5,500件     |

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 指標設定の考え方 | 在住外国人の負担を軽減できているかを見る指標として設定します。 |
| 目標値の設定根拠 | 5,500件を目指します。                   |



## 基本施策5 資源循環型社会への意識の高いまちをつくります

### ■施策1 環境美化の推進

#### 現状分析

不法投棄や散在性ごみの未然防止、早期発見及び監視強化が必要です。また、市民の環境美化意識の向上のための啓発や環境教育活動の更なる充実が必要です。

#### 達成目標

不法投棄や散在性ごみのない快適な生活環境の整備と市民の環境美化に関する意識向上を目指します。

#### 具体的な取組

- 不法投棄箇所の監視・取締りや不法投棄監視員によるパトロールを強化します。
- 環境美化推進員による散在性ごみの回収や美化意識の啓発を推進します。
- ボランティアや地域団体による美化清掃活動を支援します。
- 市民団体等への美化意識の啓発や教育機関への環境教育活動を実施します。

#### 主な事業

- 美化推進対策事業

#### 成果指標

| 指標名         | 基準値(令和3年度)                               | 目標値(令和7年度) |
|-------------|--|------------|
| 清掃美化活動の参加者数 | 650人                                     | 1,000人     |
| 指標設定の考え方    | 清掃活動への参加等、市民の環境美化に対する意識の高さを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠    | 1,000人を目指します。                            |            |

## ■施策2 ごみの適正処理

### 現状分析

地震や水害等の大規模災害時及び感染症拡大時においても、市民生活に不可欠なごみ収集運搬及び処理業務が着実に継続できる体制が必要です。

### 達成目標

平常時に加え、大規模災害時や感染症拡大時においてもごみ収集運搬及び処理の社会的役割を果たし、着実に継続した行政サービスの提供を目指します。

### 具体的な取組

- 一部事務組合においてごみを適正に処理します。
- ごみの出し方や分別方法の徹底を啓発します。
- ごみステーションの設置・修繕及び集約化を支援します。
- 危険物の回収等を実施し、収集運搬及び処理業務の安全を確保します。
- 大規模災害時における災害廃棄物の処理体制を構築します。
- 災害時などにおいても収集運搬及び処理業務が継続できる体制を整えます。

### 主な事業

- 廃棄物処理対策事業

### 成果指標

|          | 指標名                                  | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|--------------------------------------|------------|------------|
|          | 市民一人当たりのごみ量                          | 800g/1日    | 780g/1日    |
| 指標設定の考え方 | ごみの減量化と持続可能なごみ収集事業の確実性を見る指標として設定します。 |            |            |
| 目標値の設定根拠 | 年0.5%の削減を目指します。                      |            |            |

## ■施策3 循環型社会の構築

### 現状分析

市民一人一人がごみの減量化や正しい分別に取り組み、再資源化への高い意識を持つことが必要です。

### 達成目標

ごみの減量化と資源リサイクルを推進することにより、資源循環型社会を目指します。

### 具体的な取組

- 資源回収や資源分別活動を推進します。
- 生ごみの減量化や堆肥化を推進します。
- 食品ロス削減を推進します。
- ごみの減量化、再資源化への市民啓発・環境学習を推進します。

### 主な事業

- 廃棄物減量化推進事業

### 成果指標

| 指標名       | 基準値(令和3年度)                     | 目標値(令和7年度) |
|-----------|--------------------------------|------------|
| ごみのリサイクル率 | 11.0%                          | 13.9%      |
| 指標設定の考え方  | リサイクルに対する市民意識の高さを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠  | 年0.5%の増加を目指します。                |            |

## 基本施策6 豊かな自然環境を未来につなげるまちをつくります

### ■施策1 森里川湖を活用した次世代の育成

#### 現 状 分 析

本市には、森里川湖のつながりが育む多様で豊かな自然がありますが、これらと触れ合う場や機会が減少することにより、その価値を認識することが難しくなっています。

#### 達 成 目 標

身近な自然に触れる場や機会を創出することで市民がその価値を認識し、それらに関わることで森里川湖のつながりが育む多様で豊かな自然を次世代に引き継ぐまちを目指します。

#### 具 体 的 な 取 組

- 森に人が集まる場所づくりを推進します。
- 豊かな自然を活用した環境学習を推進します。
- 自然を活用した環境学習施設を整備します。
- 市民による里山の保全活動を支援します。
- 緑のまちづくりを推進します。

#### 主 な 事 業

- 森里川湖次世代育成事業

#### 成 果 指 標

| 指標名                | 基準値(令和3年度)  | 目標値(令和7年度) |
|--------------------|---|------------|
| 自然と関わる人の割合(市民意識調査) | 48.1%   | 50.7%      |
| 指標設定の考え方           | 暮らしや仕事など、日々の営みの中で自然環境との関わりが感じられているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠           | 年0.65%の向上を目指します。                                  |            |

## 基本施策7 環境への負荷を軽減するまちをつくります

### ■施策1 循環共生型まちづくりの推進

#### 現状分析

生活様式の変化や地球温暖化等により持続的利用が可能な自然環境が損なわれるとともに、人と自然の関わりが希薄化することで、多様な生態系の恵みが享受できなくなっています。

#### 達成目標

豊かな自然と市民の営みが有機的につながり、市民が豊かさを感じる循環共生型のまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 環境基本計画の進捗管理を行い、環境政策を推進します。
- 環境学習等を通じて資源循環活動を普及推進します。
- 生物多様性に富む安定した生態系の保全再生に取り組みます

#### 主な事業

- 循環共生型まちづくり推進事業
- 生物多様性保全再生事業

#### 成果指標

| 指標名                      | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|--------------------------|------------|------------|
| 自然環境・環境保全に対する満足度(市民意識調査) | 25.5%      | 30.0%      |

|          |  |
|----------|--|
| 指標設定の考え方 | 森里川湖などの恵まれた自然環境に親しみをもち、未来に引き継げる環境啓発が行えているかを見る指標として設定します。 |
| 目標値の設定根拠 | 年1%の向上を目指します。  |

## ■施策2 脱炭素社会の推進

### 現状分析

2020年10月に国が2050年に脱炭素社会を実現（カーボンニュートラル）することを宣言しました。これまでの地球温暖化防止の取組により二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、更なる排出量削減の取組が必要です。

### 達成目標

市民の温暖化防止に関する意識を更に高め、ライフスタイルの転換、再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

### 具体的な取組

- 温室効果ガスの削減に向けた活動等の啓発をします。
- 資源循環の啓発学習を推進します。
- 再生可能エネルギーの導入・調査研究及び啓発を進めます。
- 市有施設管理において環境マネジメントシステムに取り組みます。
- あいとうエコプラザ菜の花館の拠点施設機能を充実します。

### 主な事業

- 菜の花エコプロジェクト推進事業
- 地球温暖化対策・再生可能エネルギー促進事業

### 成果指標

| 指標名               | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|-------------------|------------|------------|
| 再生可能エネルギー発電設備導入容量 | 114,790kW  | 140,000kW  |

|          |  |
|----------|--|
| 指標設定の考え方 | 市民のライフスタイルの転換を促進し、温室効果ガス排出量が削減できているかを見る指標として設定します。 |
| 目標値の設定根拠 | 年7,200kWの導入容量増加を目指します。                             |

## ■施策3 し尿の適正管理

### 現状分析

し尿収集量の減少に伴い広域行政組合の処理施設の維持管理が難しくなっており、さらに施設も老朽化しています。また、水環境の悪化を防止するため、浄化槽整備区域内における浄化槽の適正な維持管理を浄化槽管理者が継続していく必要があります。

### 達成目標

し尿処理施設や浄化槽の機能が維持され、衛生的に処理されるまちを目指します。

### 具体的な取組

- ・八日市布引ライフ組合でし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理します。
- ・広域行政組合処理施設の適正な改修を検討します。
- ・浄化槽法定検査の受検推進を指導啓発します。
- ・下水道区域外における浄化槽による汚水処理を支援します。

### 主な事業

- ・汚水処理対策事業

### 成果指標

| 指標名   | 基準値(令和3年度)  | 目標値(令和7年度) |
|---|---|------------|
| 下水道又は農業集落排水区域外で、合併処理浄化槽管理組合を置く地域における浄化槽法定検査(法第11条)受検率 | 91.6%   | 92.4%      |
| 指標設定の考え方  | 生活雑排水による水環境の悪化を防止するため、法定検査受検の啓発を行い、水質保全の意識高揚が図れているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠  | 年0.2%の向上を目指します。   |            |

## ■施策4 公害防止対策の推進

### 現状分析

工場や事業所では、環境保全のため各種環境基準等を守り、経済活動が行われていますが、法規制対象にならない苦情等が発生しています。

### 達成目標

公害による不安のない良好な市民生活の環境を維持し、苦情が少ないまちを目指します。

### 具体的な取組

- 公害の発生源の調査と指導を行います。
- 工場に対してパトロールや指導を行います。
- 公害の防止、緑の確保等に関する協定を事業者と締結します。
- 河川水質等の環境調査を実施します。
- 公害防止を啓発します。

### 主な事業

- 環境調査事業

### 成果指標

| 指標名    | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|--------|------------|------------|
| 公害苦情件数 | 172件       | 160件       |

|          |  |
|----------|--|
| 指標設定の考え方 | 公害による不安のない良好な市民生活の環境を維持し、苦情が少ないまちとなっているかを見る指標として設定します。 |
| 目標値の設定根拠 | 年3件の減少を目指します。  |



## ■施策5 斎場・墓地の適正管理

### 現状分析

市営墓地の老朽化が進んでいます。

### 達成目標

利用者が安全で安心して使用できる市営墓地の維持管理を目指します。

### 具体的な取組

- ・八日市布引ライフ組合で火葬を適正に行います。
- ・市営墓地を適正に管理します。
- ・市内墓地の適正管理を指導します。

### 主な事業

- ・斎場・墓地管理運営事業

### 成果指標

| 指標名                | 基準値(令和3年度)                     | 目標値(令和7年度) |
|--------------------|--------------------------------|------------|
| 市営墓地の維持管理に係る改善要望件数 | 2件                             | 0件         |
| 指標設定の考え方           | 市営墓地が適正に管理できているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠           | 年1件の減少を目指します。                  |            |

## ■施策6 狂犬病予防対策の推進

### 現状分析

狂犬病予防注射の接種率が伸び悩んでいます。また、犬の放し飼いや散歩時のふんの放置に対する苦情が多数あります。

### 達成目標

畜犬登録制度の周知と狂犬病予防注射の重要性を周知し接種率の向上を目指します。また、飼い主のマナーやモラルが良いまちを目指します。

### 具体的な取組

- 畜犬登録を推進します。
- 狂犬病の予防注射を推進します。
- 犬の飼育に関する市民啓発に取り組みます。

### 主な事業

- 狂犬病予防事業

### 成果指標

| 指標名        | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|------------|------------|------------|
| 狂犬病予防注射接種率 | 60.1%      | 64.0%      |

|          |  |
|----------|--|
| 指標設定の考え方 | 狂犬病予防注射の必要性についての啓発及び予防注射についての周知ができて<br>いるかを見る指標として設定します。 |
| 目標値の設定根拠 | 年1%の向上を目指します。  |

## 基本施策8 交通安全意識の高いまちをつくります

### ■施策1 交通安全運動の推進

#### 現状分析

交通事故の件数は減少傾向にありますが、高齢者の事故件数が全体の3割以上を占めています。

#### 達成目標

幼児や高齢者といった交通弱者を始め、全ての人の交通事故が減少する交通の安全が守られたまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 交通安全教室など啓発を充実します。
- 関係機関と連携し、交通安全施策を推進します。
- 交通安全団体の活動を支援します。
- 高齢者の交通安全対策の充実を図ります。

#### 主な事業

- 交通安全啓発事業

#### 成果指標

| 指標名       | 基準値(令和3年度)                     | 目標値(令和7年度) |
|-----------|--------------------------------|------------|
| 市内の交通事故件数 | 202件                           | 150件       |
| 指標設定の考え方  | 交通の安全対策が確保されているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠  | 年13件の減少を目指します。                 |            |



## 政策6 共につくり安全に暮らせるまち

| 分野             | 基本施策：政策の基本的な方向性         | 施 策                                    |
|----------------|-------------------------|--|
| 防災<br>消防<br>防犯 | 1 災害に強く防犯意識の高いまちをつくれます。 | 1 防災・減災対策の充実<br>2 消防体制の充実<br>3 防犯対策の充実 |

## 基本施策1 災害に強く防犯意識の高いまちをつくります

### ■施策1 防災・減災対策の充実

#### 現状分析

大規模災害時における被害の拡大を防ぐためには、国、県及び市の対応だけでなく、地域住民による自主防災活動が必要です。また、近年、滋賀県内で大規模な自然災害が発生していないため、防災意識が低いことが懸念されています。

#### 達成目標

自主防災体制と危機管理体制が整った、防災意識の高いまちを目指します。

#### 具体的な取組

- ・防災訓練の実施や防災研修会を開催します。
- ・自主防災組織の設置促進と活動を支援します。
- ・防災リーダーを養成し、防災を担う人材を育成します。
- ・防災マップを普及啓発します。
- ・自主防災組織の資機材整備を支援します。
- ・「地域防災計画」を適宜・適切に見直します。
- ・業務継続計画（BCP）の実効性を高めます。
- ・災害用資機材を整備します。
- ・災害用備蓄食料等の確保を進めます。
- ・災害時応援協定の締結を推進します。
- ・防災行政無線を適正に管理します。
- ・防災情報告知放送システムを整備します。
- ・避難所等防災拠点施設の整備に努めます。
- ・県防災ヘリコプターの運航を支援します。

#### 主な事業

- ・防災対策事業
- ・防災施設整備事業

#### 成果指標

| 指標名        | 基準値(令和3年度)            | 目標値(令和7年度) |
|------------|-----------------------|------------|
| 自主防災組織の組織率 | 85.3%                 | 90.0%      |
| 指標設定の考え方   | 防災意識の高さを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠   | 年1%の増加を目指します。         |            |

## ■施策2 消防体制の充実

### 現状分析

火災発生件数の大幅な増減は見られません。

### 達成目標

消防力や市民の火災予防意識が高く、火災が少ないまちを目指します。

### 具体的な取組

- 東近江行政組合の構成市町と連携し、常備消防力を維持します。
- 消防団員の確保を図り、消防団活動を継続します。
- 防火意識の啓発を強化します。
- 消防団活動拠点、消防車両等を計画的に整備します。
- 消火栓や耐震性防火水槽の整備を推進します。
- 地域の消防防災設備の整備を支援します。

### 主な事業

- 常備消防事業
- 非常備消防事業
- 非常備消防施設整備事業
- 消防水利施設整備事業

### 成果指標

| 指標名                | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|--------------------|------------|------------|
| 出火率(人口1万人当たりの出火件数) | 2.6件       | 2.0件       |

**指標設定の考え方** 火災予防意識の高さを見る指標として設定します。

**目標値の設定根拠** 全国で最も低い出火件数2.0件を目指します。

## ■施策3 防犯対策の充実

### 現状分析

刑法犯認知件数は、減少傾向ですが、犯罪が多様化しています。

### 達成目標

市民の防犯に対する意識が高く、犯罪のないまちを目指します。

### 具体的な取組

- ・東近江・愛知地区防犯自治会の活動を支援します。
- ・自治会、学校等への防犯活動を推進します。
- ・安全なまちづくりを推進する自主活動団体の活動を支援します。
- ・関係機関と連携し、防犯体制の強化を図ります。
- ・犯罪抑止情報を発信し、防犯意識の高揚を図ります。
- ・犯罪を抑止する環境整備を推進します。

### 主な事業

- ・防犯活動推進事業

### 成果指標

| 指標名                   | 基準値(令和3年度)            | 目標値(令和7年度) |
|-----------------------|-----------------------|------------|
| 犯罪率(人口1万人当たりの刑法犯認知件数) | 35.8件                 | 30.8件      |
| 指標設定の考え方              | 防犯意識の高さを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠              | 年1件の削減を目指します。         |            |

### 政策7 活力とにぎわいのあるまち

| 分野       | 基本施策：政策の基本的な方向性                    | 施 策   |
|----------|------------------------------------|---|
| 農林水産     | 1 活力と多様性のある農業水産が発展するまちをつくります。      | 1 農地の保全<br>2 農業担い手育成<br>3 農業生産・特産品の振興<br>4 環境農業の推進<br>5 畜産の振興<br>6 水産業の振興<br>7 食育・地産地消の推進 |
|          | 2 森林や里山が適切に保全管理され資源を利活用するまちをつくります。 | 1 林業の振興<br>2 有害鳥獣対策   |
|          | 3 安定した生産性の高い農業が継続できるまちをつくります。      | 1 農業生産基盤の整備<br>2 農業の多面的機能の維持・発揮   |
|          | 4 農地の適切な維持と有効利用                    | 1 農業委員会   |
| 商工<br>労働 | 5 活発な産業が展開され生き生きと働くことができるまちをつくります。 | 1 企業内人権教育・啓発の推進<br>2 企業支援の推進<br>3 勤労者支援の推進<br>4 雇用機会の充実<br>5 商店街等の活性化                     |
|          | 6 元気で魅力ある企業が立地するまちをつくります。          | 1 企業立地の促進   |
| 観光       | 7 多彩な魅力を感じ多くの人が訪れるまちをつくります。        | 1 観光資源の磨き上げと受入環境の充実・強化<br>2 積極的な誘客と戦略的な情報発信   |



## 基本施策1

## 活力と多様性のある農業水産が発展するまちをつくります

## ■施策1 農地の保全

## 現状分析

耕作放棄地や低利用農地の存在、優良農地への転用圧力の高まりなどから、生産性の高い優良農地の保全・確保が必要です。

## 達成目標

農業振興地域整備計画の適正運営と耕作放棄地対策を実施し、生産性の高い優良農地が保全されるまちを目指します。

## 具体的な取組

- 農業振興地域整備計画と農振法に基づき、農地を計画的に保全します。
- 耕作放棄地対策を推進し農地の有効利用を図ります。

## 主な事業

- 農業振興地域整備計画等管理運営事業

## 成果指標

| 指標名           | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|---------------|------------|------------|
| 農業振興地域内農用地の面積 | 9,318ha    | 9,258ha    |

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 指標設定の考え方 | 農振農用地区域内農地(耕地)の保全状況を見る指標として設定します。 |
| 目標値の設定根拠 | 滋賀県農業振興地域整備基本方針で定める目標値を目指します。     |

## ■施策2 農業担い手育成

### 現状分析

農家戸数や農業従事者数が共に減少傾向であり、農業従事者の高齢化や担い手不足など生産体制の脆弱化が進んでいます。

### 達成目標

安定的な経営体として認定農業者、特定農業団体、法人を始め多様な経営体を育成し、地域の特性をいかした生産体制の確立したまちを目指します。

### 具体的な取組

- 農業関係団体を支援します。
- 認定農業者を育成・支援します。
- 集落営農組織の法人化を推進します。
- 女性や新規就農者等の担い手を育成します。
- 集落営農組織における担い手の育成を支援します。
- ロボット技術やICTなど先端技術を活用したスマート農業を推進します。
- NPO等と協力し新規就農希望者の相談活動や空き農地の斡旋等を行います。
- 農業経営基盤強化資金の利子補給など制度融資を推進します。
- 担い手への農地の利用集積・集約を促進します。

### 主な事業

- 農業総務管理事業
- 担い手支援事業
- 農用地利用集積促進事業

### 成果指標

| 指標名           | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|---------------|------------|------------|
| 農地の担い手への利用集積率 | 77.4%      | 80.0%      |

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 指標設定の考え方 | 地域農業の生産体制が確立されているかを見る指標として設定します。 |
| 目標値の設定根拠 | 東近江市農村振興基本計画で定める目標値を目指します。       |

## ■施策3 農業生産・特産品の振興

### 現状分析

消費者が求める安全で安心な需要に即した野菜や果樹など農産物の生産量が不安定です。米作中心の農業経営では所得の増加は見込めません。

### 達成目標

近江米を始めとする農産物の品質向上とともに、収益性の高い野菜や特産物の安定的かつ計画的な生産が行われる農業を目指します。

### 具体的な取組

- ・近江米の品質向上と販路拡大を図ります。
- ・売れる米づくりと水田を有効活用した麦・大豆・野菜等の産地づくりを推進します。
- ・収益性の高い野菜の作付けを拡大します。
- ・生産調整作物の作付けの団地化等を推進します。
- ・地場農産物の栽培面積の拡大と、生産機械の導入支援を行います。
- ・地場農産物のブランド化と加工品開発、農商工連携を図ります。
- ・農林水産まつりを開催し、生産者と消費者の交流を進めます。
- ・ひがしおうみ晴耕塾を開催し、先進的な農業情報の提供を進めます。
- ・マーケットイン型農業を推進し、生産品目及び生産量の拡大を図ります。

### 主な事業

- ・米政策支援推進事業
- ・特産品生産振興事業
- ・農業振興啓発事業
- ・農林水産創造・ネットワーク事業

### 成果指標

| 指標名       | 基準値(令和3年度)                     | 目標値(令和7年度) |
|-----------|--------------------------------|------------|
| 水田野菜の作付面積 | 270.2ha                        | 325.7ha    |
| 指標設定の考え方  | 高収益野菜の作付状況を見る指標として設定します。       |            |
| 目標値の設定根拠  | 経営所得安定対策における営農計画で定める目標値を目指します。 |            |

## ■施策4 環境農業の推進

### 現状分析

安全で安心な農産物に対する意識が高まっており、農薬や化学肥料の使用を削減し環境への負荷を低減した農業が求められています。

### 達成目標

安全で安心な農産物を生産し、琵琶湖の水環境保全と地球温暖化防止につながる環境農業が盛んなまちを目指します。

### 具体的な取組

- 環境こだわり農業を推進します。
- 濁水防止を推進します。
- 農業用廃棄プラスチック及び廃棄農薬を回収します。
- 資源循環型農業を推進します。
- バイオマス資源の利活用を推進します。
- 環境保全型農業の取組を支援します。

### 主な事業

- 環境農業推進事業

### 成果指標

| 指標名           | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|---------------|------------|------------|
| 環境こだわり米の作付面積率 | 44.3%      | 50.0%      |

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 指標設定の考え方 | 環境農業の推進状況を見る指標として設定します。         |
| 目標値の設定根拠 | 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画で定める目標値を目指します。 |

## ■施策5 畜産の振興

### 現状分析

家畜の飼養環境等による環境問題、飼料等の価格変動、家畜伝染病などのリスクにより、生産や流通環境が変化し、安定した生産・供給体制の整備や新規参入が難しい状況です。

### 達成目標

生産コストの低減が図られ、安定的な畜産経営が行えるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 東近江市産畜産物のPRを推進します。
- 飼料作物の増産を推進します。
- 家畜の伝染病対策を推進します。
- 畜産の環境対策を推進します。

### 主な事業

- 畜産振興事業

### 成果指標

| 指標名         | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|-------------|------------|------------|
| 乳牛・肉用牛の飼養頭数 | 2,537頭     | 3,971頭     |

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 指標設定の考え方 | 飼養頭数の維持拡大の状況を見る指標として設定します。      |
| 目標値の設定根拠 | 東近江市酪農・肉用牛生産近代化計画で定める目標値を目指します。 |

## ■施策6 水産業の振興

### 現状分析

外来魚やカワウによる食害、異常繁茂した水草等による漁場環境の悪化や漁業者の高齢化等による後継者不足が深刻です。

### 達成目標

水産資源が持続的に利用できる環境を目指します。

### 具体的な取組

- 漁場環境づくりを支援します。
- カワウ防除対策を推進します。
- 水産資源の特産化を推進します。

### 主な事業

- 水産業振興対策事業

### 成果指標

| 指標名           | 基準値(令和3年度)                           | 目標値(令和7年度) |
|---------------|--------------------------------------|------------|
| 愛知川に生息するカワウの数 | 2,740羽                               | 850羽       |
| 指標設定の考え方      | カワウの食害被害から漁場環境の改善を見る指標として設定します。      |            |
| 目標値の設定根拠      | 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)で定める目標値を目指します。 |            |

## ■施策7 食育・地産地消の推進

### 現状分析

社会経済状況の変化に伴い、食生活の乱れによる生活習慣病の増加や食文化の衰退、食糧自給率の低下など多くの食に関する問題がある中で、消費者の食の安全や安心に対する関心が高まっています。

### 達成目標

地域でとれた農産物を地域で消費し、生産者と消費者の顔が見える中で、食の大切さへの関心が高く、安全で安心な食文化があるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 地場農産物の供給拡大を推進します。
- 地産地消の推進と啓発活動を行います。
- 食育講座や農業体験講座を開催し、食育学習を推進します。
- 都市と農村の心触れ合う機会の創出を図ります。

### 主な事業

- 食農・食育推進事業
- 地産地消関連施設管理運営事業

### 成果指標

| 指標名       | 基準値(令和3年度)                 | 目標値(令和7年度) |
|-----------|----------------------------|------------|
| 農業産出額(推計) | 109.7億円                    | 140.0億円    |
| 指標設定の考え方  | 地産地消の推進状況を見る指標として設定します。    |            |
| 目標値の設定根拠  | 東近江市農村振興基本計画で定める目標値を目指します。 |            |

基本施策2

森林や里山が適切に保安全管理され資源を利活用するまちをつくります

■施策1 林業の振興

現状分析

木材価格の低迷等による森林所有者の森林離れが進み、適切な維持管理が行われていない森林が多くなっています。また、人工林の半数以上が主伐期を迎えており、森林資源の有効利用を図っていく必要があります。

達成目標

適切な維持管理がされた森林が拡大し、市内産木材が有効利用されるまちを目指します。

具体的な取組

- 関係機関、周辺自治体及び集落と連携して森林保全に取り組みます。
- 市内産木材の利活用促進を図ります。
- 地域資源の流通の確立と販売促進を図ります。
- 林業関係団体を支援します。
- 森林境界の明確化を推進します。
- 施業の集約化による効率的な森林管理を推進します。
- 森林経営管理制度による放置人工林対策を推進します。
- 林業の新たな担い手を育成します。
- 森林の保全と育成を支援します。
- 林道の適正な管理と整備を行います。

主な事業

- 林業総務管理事業
- 地域産材利活用事業
- 林業振興対策事業
- 森林環境保全事業
- 林道整備事業

成果指標

| 指標名       | 基準値(令和3年度)                         | 目標値(令和7年度)              |
|-----------|------------------------------------|-------------------------|
| 市内産木材の搬出量 | 7,482m <sup>3</sup> /年             | 10,000m <sup>3</sup> /年 |
| 指標設定の考え方  | 森林が整備され、林業振興が図れているかを見る指標として設定します。  |                         |
| 目標値の設定根拠  | 年間10,000m <sup>3</sup> の搬出量を目指します。 |                         |



## ■施策2 有害鳥獣対策

### 現状分析

里山に手が入らなくなったことなどにより、イノシシ、シカ、ニホンザル、カラス等による農作物や地域環境等への被害が続いています。

### 達成目標

野生鳥獣による農作物被害等のないまちを目指します。

### 具体的な取組

- 有害鳥獣の捕獲や個体数調整を行います。
- 追払い活動など集落ぐるみの取組を推進します。
- 侵入防止柵や電気柵の施設整備を支援します。
- 広域鳥獣被害対策協議会等の関係機関と連携した対策を図ります。
- 林辺の緩衝帯整備を行います。

### 主な事業

- 鳥獣対策事業

### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度)                       | 目標値(令和7年度) |
|----------|----------------------------------|------------|
| 農作物被害金額  | 5,000千円/年                        | 4,000千円/年  |
| 指標設定の考え方 | 有害鳥獣対策が適切に講じられているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠 | 市内の野生鳥獣による農作物被害を20%削減することを目指します。 |            |

基本施策3

安定した生産性の高い農業が継続できるまちをつくります

■施策1 農業生産基盤の整備

現状分析

ほ場が未整備なため効率的な農業ができない地域が残っています。また、農道、用排水路等の老朽化により、補修や更新を必要とする地域が増加しています。

達成目標

安定した生産性の高い農業を継続できる生産基盤の整ったまちを目指します。

具体的な取組

- 用排水路や農道を適正に管理します。
- 土地改良区等の運営を支援します。
- 基幹水利施設を適正に管理します。
- 基幹水利施設を計画的に更新整備します。
- 大区画ほ場を整備します。
- 畑作が可能な水田を整備します。

主な事業

- 土地改良施設維持管理事業
- 農道維持管理事業
- 国営関連かんがい排水事業
- 大中の湖地区基幹水利施設管理事業
- 団体営・県営・国営土地改良事業

成果指標

| 指標名                   | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|-----------------------|------------|------------|
| 農業生産基盤の整備(ほ場整備)ができた割合 | 91.0%      | 91.6%      |

指標設定の考え方 効率的な農業ができているかを見る指標として設定します。

目標値の設定根拠 東近江市農村振興基本計画で定める目標値を目指します。

## ■施策2 農業の多面的機能の維持・発揮

### 現状分析

集落機能の低下により、農業用排水路等の適切な維持管理が難しくなっています。また、耕作されていない農地や利用が低い農地等が増加傾向にあります。

### 達成目標

農業生産基盤が適切に維持管理され、農地が有効利用されるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 農道、用排水路等の施設が適正に維持管理されるよう支援します。
- 中山間地域の集落単位による農業の生産活動等を支援します。

### 主な事業

- 農用地環境保全事業

### 成果指標

| 指標名                     | 基準値(令和3年度)                                | 目標値(令和7年度) |
|-------------------------|---|------------|
| 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積 | 7,208ha                                   | 7,300ha    |
| 指標設定の考え方                | 農業施設の適切な維持管理が行われ、有効利用されているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠                | 東近江市農村振興基本計画で定める目標値を目指します。                |            |

## 基本施策4 農地の適切な維持と有効利用

### ■施策1 農業委員会

#### 現状分析

優良農地であっても耕作放棄される農地もあり、適正に農地が利用されることが難しくなっています。

#### 達成目標

優良農地が確保され、農地が適正に利用されるまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 農地等の利用の最適化を推進します。
- 農地の売買や賃借の許可事務を行います。
- 農地転用案件への許認可業務等を行います。
- 遊休農地の発生防止と解消に向けた活動を行います。
- 違反転用に対して適正に対応します。

#### 主な事業

- 農業委員会運営事業

#### 成果指標

| 指標名            | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------------|------------|------------|
| 再生利用が可能な荒廃農地面積 | 8.3ha      | 6.1ha      |

**指標設定の考え方** 農地が適正に利用されているかを見る指標として設定します。

**目標値の設定根拠** 年0.2haの解消を目指します。

## 基本施策5

活発な産業が展開され生き生きと働くことができる  
まちをつくります

## ■施策1 企業内人権教育・啓発の推進

## 現状分析

人権問題への取組として、企業内研修や人権啓発等を推進していますが、依然として様々な人権に関わる問題が顕在化しています。企業内の人権教育・啓発に対する一層の取組が求められています。

## 達成目標

企業の社会的責任として誰もが働きやすい明るく職場環境が整ったまちを目指します。

## 具体的な取組

- ・事業所内における公正採用選考及び人権啓発活動を支援します。
- ・企業の人権教育や啓発活動の推進に取り組みます。

## 主な事業

- ・企業内人権啓発推進事業

## 成果指標

| 指標名                  | 基準値(令和3年度)                            | 目標値(令和7年度) |
|----------------------|---------------------------------------|------------|
| 東近江市企業内人権推進協議会加入事業所数 | 114事業所                                | 126事業所     |
| 指標設定の考え方             | 誰もが働きやすく明るい職場づくりがされているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠             | 年3事業所以上の増加を目指します。                     |            |

## ■施策2 企業支援の推進

### 現状分析

景気の先行きが不透明な状況が続いており、中小企業等では、経営の安定と事業の継承に対する懸念があります。

### 達成目標

中小企業が安定した経営のできるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 中小企業の事業経営の安定に努めます。
- 中小企業の後継者育成と事業継承を支援します。
- 経営相談や経営指導活動を支援します。
- 金融機関や経済団体など様々な機関と連携した企業支援を推進します。
- 各産業界が連携する地域経済の活性化に取り組みます。
- 創業や起業を支援します。

### 主な事業

- 中小企業対策事業
- 商工振興対策事業

### 成果指標

| 指標名         | 基準値(令和3年度)                      | 目標値(令和7年度) |
|-------------|---------------------------------|------------|
| 利子補給制度の利用件数 | 136件                            | 176件       |
| 指標設定の考え方    | 安定的な企業経営、企業への支援状況を見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠    | 年10件の伸びを目指します。                  |            |

## ■施策3 勤労者支援の推進

### 現状分析

事業所における勤労者の福利厚生の実現が求められています。

### 達成目標

勤労者の福利厚生の実現度が高いまちを目指します。

### 具体的な取組

- 勤労者関係施設の適正な管理を支援します。
- 勤労者団体活動を支援します。
- 中小企業退職共済制度への加入促進に努めます。

### 主な事業

- 勤労者施設管理運営事業
- 勤労者支援事業

### 成果指標

| 指標名        | 基準値(令和3年度)                         | 目標値(令和7年度) |
|------------|------------------------------------|------------|
| 勤労者互助会加入者数 | 3,260人                             | 3,300人     |
| 指標設定の考え方   | 勤労者の福利厚生が受けやすい環境にあるかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠   | 令和2年度の加入水準を目指します。                  |            |

## ■施策4 雇用機会の充実

### 現状分析

雇用環境が多様化する中、高齢者、障害者、子育て中の女性、外国人労働者等の雇用環境は厳しい状況です。また、若年層の雇用についても定着しない状況が見られます。

### 達成目標

就労を希望する全ての市民が働くことに誇りと喜びを感じる活力あるまちを目指します。

### 具体的な取組

- ・シルバー人材センターの活動を支援します。
- ・多様な人材の確保、育成及び定着を支援します。
- ・障害者雇用の促進を支援します。
- ・女性の雇用機会の拡大に向けた取組を支援します。

### 主な事業

- ・雇用対策事業

### 成果指標

| 指標名                                      | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度)   |
|--|------------|--------------|
| 事業所と求職者のマッチング件数<br>(しごとづくり応援センターマッチング件数) | 20件        | 100件<br>(累計) |

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 指標設定の考え方 | 雇用機会が増加しているかを見る指標として設定します。 |
| 目標値の設定根拠 | 年20件の増加を目指します。             |



## ■施策5 商店街等の活性化

### 現状分析

ライフスタイルの多様化や商業機能の複合化、郊外化等が進んだ影響から、商店街利用者の減少とともに後継者不足が深刻化しており、空店舗が増加しています。

### 達成目標

空店舗の利活用を促進し、商店街がにぎわうまちを目指します。

### 具体的な取組

- 空店舗の利活用を推進します。
- 商店街や商業活性化イベントを支援します。
- 魅力ある商店等の創出を通じ商店街等の活性化を支援します。
- 市内で資金が循環することによる商業の活性化を推進します。
- 中心市街地のにぎわいを創出するイベントを支援します。
- 中心市街地の空店舗改修を支援します。
- 八日市公設地方卸売市場の安定した経営に取り組みます。

### 主な事業

- 商店街等活性化事業
- 中心市街地活性化対策事業
- 卸売市場管理運営事業

### 成果指標

| 指標名                             | 基準値(令和3年度)   | 目標値(令和7年度)  |
|---------------------------------|--|-------------|
| 空店舗の利活用件数<br>(空店舗の利活用補助制度の活用件数) | 9件   | 37件<br>(累計) |
| 指標設定の考え方                        | 空店舗が活用されているかを見る指標として設定します。                                       |             |
| 目標値の設定根拠                        | 平成30年度から令和2年度までの中心市街地及び商店街における空店舗等の補助制度活用実績数の平均値(7件)以上の増加を目指します。 |             |

## 基本施策6 元気で魅力ある企業が立地するまちをつくります

### ■施策1 企業立地の促進

#### 現状分析

企業の投資意欲は高いものの、市内における企業活動に必要な法規制のない事業用地や労働力の確保が難しい状況にあります。

#### 達成目標

新規企業誘致の推進、既存企業の事業拡大や経営安定化を図り、雇用機会の拡大と地域経済の活性化を目指します。また、商業施設の立地等により、まちのにぎわいを創出し、活力のあるまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 工業団地や商業施設用地等の創出など企業進出用地の確保に努め企業誘致活動を推進します。
- 新規企業の立地、既存企業の事業拡大、設備投資や市民の雇用に対する支援を行います。

#### 主な事業

- 企業立地促進対策事業

#### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------|------------|
| 新規企業立地件数 | —          | 延べ4件       |

指標設定の考え方 企業誘致の推進を見る指標として設定します。

目標値の設定根拠 年1件の企業誘致を目指します。

**基本施策7** 多彩な魅力を感じ多くの人を訪れるまちをつくります

**施策1 観光資源の磨き上げと受入環境の充実・強化**

**現 状 分 析**

地域経済への波及効果を意識した戦略的な取組が十分ではありません。

**達 成 目 標**

観光業に携わる人が増加し、地域経済に好影響を与える観光産業の成長を目指します。

**具 体 的 な 取 組**

- 地域資源をいかした着地型旅行商品の造成や特産品の販売拡大を支援します。
- 日本遺産など歴史的資源を活用した観光振興を図ります。
- 観光物産振興による地域経済への波及効果の拡大を図ります。
- 観光施設の適正な維持管理と計画的な整備を行います。
- 民間活力による施設活用の取組を進めます。
- 観光客の受入環境を整備します。
- 観光振興に寄与する人材の確保と組織の構築を図り、おもてなし観光の人材を育成します。

**主 な 事 業**

- 観光資源ブランド化推進事業
- 観光施設管理運営事業
- 観光機能強化事業

**成 果 指 標**

| 指標名         | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|-------------|------------|------------|
| 東近江市観光協会会員数 | 294会員      | 334会員      |

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 指標設定の考え方 | 観光業に携わる担い手数を見る指標として設定します。 |
| 目標値の設定根拠 | 毎年10会員の増を目指します。           |

## ■施策2 積極的な誘客と戦略的な情報発信

### 現状分析

多様な観光資源について、十分な活用ができていません。

### 達成目標

豊かな自然、奥深い歴史と文化に魅力を感じ、多くの観光客が訪れるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 戦略的な観光情報の発信に努めます。
- 広域観光の推進を図ります。
- 森里川湖の多様な自然、歴史や文化をいかした体験交流型観光の促進を図ります。
- 観光客の増加及び知名度向上につながるイベントを実施します。

### 主な事業

- 観光戦略推進事業
- 観光イベント実施事業

### 成果指標

| 指標名          | 基準値(令和3年度)   | 目標値(令和7年度)   |
|--------------|--------------|--------------|
| 東近江市を訪れた観光客数 | 2,049,200人/年 | 3,100,000人/年 |

|          |  |
|----------|--|
| 指標設定の考え方 | 本市の観光を取り巻く動向を把握する指標として設定します。   |
| 目標値の設定根拠 | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較して観光客数が減少したため、目標値は令和元年度の実績(2,817,900人)から10%増加を目指します。 |



## 政策8 市民の暮らしを支える都市機能が整ったまち

| 分野       | 基本施策：政策の基本的な方向性                     | 施 策  |
|----------|-------------------------------------|--|
| 道路<br>河川 | 1 広域的な都市基盤が整ったまちをつくれます。             | 1 主要幹線道路の整備<br>2 一級河川の整備                       |
|          | 2 道路・河川が整備されたまちをつくれます。              | 1 地域内道路の整備<br>2 雨水排水の整備                        |
|          | 3 道路・橋梁・河川が適切に維持管理されたまちをつくれます。      | 1 道路の安全と快適性の確保<br>2 河川・水路の管理<br>3 砂防等の災害対策の推進  |
| 都市<br>計画 | 4 計画的な土地利用を進め、良好な市街地が形成されたまちをつくれます。 | 1 良好な景観の形成<br>2 適正な公園の整備・維持管理<br>3 計画的な土地利用の推進 |
|          | 5 住まいの安全性が確保されたまちをつくれます。            | 1 耐震化の推進                                       |
|          | 6 質の高い公共施設があるまちをつくれます。              | 1 適正な公共施設整備                                    |
| 住宅       | 7 快適な居住環境が整ったまちをつくれます。              | 1 市営住宅の計画的な整備<br>2 住宅整備の促進<br>3 空家等対策の推進       |
| 公共<br>交通 | 8 交通環境の整ったまちをつくれます。                 | 1 公共交通の充実<br>2 公共交通の利用促進<br>3 公共交通関連施設の適切な管理   |

## 基本施策1 広域的な都市基盤が整ったまちをつくります

### ■施策1 主要幹線道路の整備

#### 現状分析

主要幹線道路(国道・県道)において、交通集中による渋滞が発生しているところや道路幅員が狭い箇所があり、通行に支障があります。

#### 達成目標

地域内の交通の利便性が高く、円滑な交通が確保できるまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 国道や県道の改良、バイパス整備等を推進します。
- 滋賀県道路整備アクションプログラムの見直しに積極的に取り組みます。
- 蒲生スマートインターチェンジの周辺道路整備を推進します。
- (仮称)黒丸スマートインターチェンジの整備に向けて取り組みます。
- 名神名阪連絡道路の整備を推進します。

#### 主な事業

- 主要幹線道路整備促進事業
- インターチェンジ設置推進事業

#### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------|------------|
| —        | —          | —          |
| 指標設定の考え方 | —          |            |
| 目標値の設定根拠 | —          |            |

## ■施策2 一級河川の整備

### 現状分析

愛知川、日野川、蛇砂川等市内の一級河川の中に、氾濫、堤防決壊、浸水等の危険性が存在しています。

### 達成目標

安全で、良好な一級河川の環境が整ったまちを目指します。

### 具体的な取組

- 一級河川愛知川や日野川の改修事業の早期実現を推進します。
- 蛇砂川の本川改修と八日市新川全川の早期通水を推進します。
- 一級河川の定期的な維持管理による安全確保を推進します。

### 主な事業

- 河川・砂防整備推進事業

### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------|------------|
| —        | —          | —          |
| 指標設定の考え方 | —          |            |
| 目標値の設定根拠 | —          |            |

## 基本施策2 道路・河川が整備されたまちをつくります

### ■施策1 地域内道路の整備

#### 現状分析

地域内幹線道路（市道）において、道路幅員が狭く、車両の円滑な離合ができないところがあります。

#### 達成目標

人にやさしく誰もが安全で快適に移動できる道路環境が整ったまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 周辺市町との道路ネットワークの整備促進を図ります。
- 道路整備計画を見直し、未整備路線を整備します。
- カーブミラーなど交通安全施設の整備や踏切道の安全対策を行います。

#### 主な事業

- 地域内幹線道路整備促進事業
- 道路新設改良事業
- 街路事業
- 交通安全施設整備事業

#### 成果指標

| 指標名          | 基準値(令和3年度)   | 目標値(令和7年度) |
|--------------|--|------------|
| 道路整備計画路線の整備率 | 33.9%  | 45.6%      |
| 指標設定の考え方     | 地域内交通の安全性と利便性の向上を見る指標として設定します。                                   |            |
| 目標値の設定根拠     | 道路整備計画に基づく令和6年度末整備率を目標とします。<br>計画延長L=20.38km、整備済延長L=9.3km(45.6%) |            |



## ■施策2 雨水排水の整備

### 現状分析

都市化の進展に伴い、雨水の流出量が増大し、集中豪雨時等における家屋への浸水や道路冠水等の局地的な都市型の浸水被害が多くなっています。

### 達成目標

安全な生活環境を確保し、良好な雨水排水環境が整ったまちを目指します。

### 具体的な取組

- 計画的な雨水排水対策を行います。

### 主な事業

- 排水対策事業

### 成果指標

| 指標名                              | 基準値(令和3年度)                      | 目標値(令和7年度) |
|----------------------------------|---------------------------------|------------|
| 雨水排水整備が十分でないと思う市民の割合<br>(市民意識調査) | 20.9%                           | 10.4%      |
| 指標設定の考え方                         | 市民の安全な雨水排水整備の進捗状況を見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠                         | 50%減を目指します。                     |            |

## 基本施策3 道路・橋梁・河川が適切に維持管理されたまちをつくりま

### ■施策1 道路の安全と快適性の確保

#### 現状分析

道路や橋梁の定期的な点検の結果、修繕が必要な箇所があります。

#### 達成目標

道路や橋梁の安全と快適性が確保されたまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、定期的な点検及び計画的な修繕をします。
- 道路を適正に管理します。
- 道路管理事務の効率化を図ります。
- 道路及びトンネルの定期的な点検と計画的な修繕をします。
- 市道の維持修繕をします。
- 道路関連施設を適正に管理します。
- 自治会が行う集落周辺道路整備を支援します。
- 道路の除雪や融雪対策を推進します。

#### 主な事業

- 橋梁長寿命化対策事業
- 土木総務管理事業
- 道路長寿命化対策事業
- 道路維持管理事業
- 道路関連施設維持管理事業
- 生活道路等環境整備事業
- 雪寒対策事業

#### 成果指標

| 指標名       | 基準値(令和3年度)   | 目標値(令和7年度) |
|-----------|--|------------|
| 橋梁の適切な管理率 | 97.5%  | 98.1%      |
| 指標設定の考え方  | 安全な橋梁の適切な管理状況を見る指標として設定します。  |            |
| 目標値の設定根拠  | 橋梁長寿命化修繕計画で定める令和7年度末の適切な管理率を目標とします。<br>全橋梁数663橋、修繕の必要がない橋梁数651橋(98.1%) |            |

## ■施策2 河川・水路の管理

### 現状分析

地域住民が身近な河川や水路に関心を持ち、除草、水路整備等が地域住民自らの手で行われています。

### 達成目標

河川や水路が安全で、良好に維持管理されたまちを目指します。

### 具体的な取組

- 水辺空間整備を支援します。
- 河川愛護活動を支援します。
- 河川の浚渫や除草を行います。

### 主な事業

- 水辺空間整備支援事業
- 河川維持管理事業

### 成果指標

|          | 指標名                                     | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|---|------------|------------|
|          | 河川愛護活動取組団体数                             | 206団体      | 210団体      |
| 指標設定の考え方 | 地域での河川や水路の維持管理に関する市民意識の高さを見る指標として設定します。 |            |            |
| 目標値の設定根拠 | 年1団体増を目指します。                            |            |            |

## ■施策3 砂防等の災害対策の推進

### 現状分析

山間部等における土砂災害や市街地における水害の危険性がある箇所があります。

### 達成目標

土砂災害等の危険性について住民の意識が高く、災害に備えたまちを目指します。

### 具体的な取組

- 土のうステーションを設置します。
- 洪水ハザードマップを活用し、浸水災害の啓発に取り組みます。
- 急傾斜地対策を推進します。
- 土砂災害警戒区域の指定に向けた取組を推進します。
- 土砂災害危険箇所の周知と警戒避難発令時の対応に取り組みます。

### 主な事業

- 水防活動事業
- 急傾斜地崩壊対策事業

### 成果指標

| 指標名       | 基準値(令和3年度)  | 目標値(令和7年度) |
|-----------|---|------------|
| 急傾斜地崩壊対策率 | 29.0%   | 31.2%      |
| 指標設定の考え方  | 安全な斜面の確保の状況を見る指標として設定します。   |            |
| 目標値の設定根拠  | 令和7年末までに予定している急傾斜地崩壊対策率を目標とします。<br>土砂災害危険箇所数93箇所、急傾斜地崩壊対策事業実施数29箇所(31.2%) |            |

## 基本施策4

## 計画的な土地利用を進め、良好な市街地が形成されたまちをつくります

## ■施策1 良好な景観の形成

## 現状分析

鈴鹿の山々から琵琶湖まで多様で個性豊かな風景に恵まれていますが、人々の価値観の多様化、生活様式の変化や都市化の進展に伴って、恵まれた風景が損なわれる危険性があります。

## 達成目標

市民共有の財産である景観を次世代へ継承するとともに、更に魅力ある風景があるまちを目指します。

## 具体的な取組

- 周辺景観と調和した建築を誘導します。
- 地区計画等を活用し、良好な街並景観を形成します。
- 景観形成重点地域や景観形成重点地区を指定します。
- 歴史的街道景観形成計画を策定します。
- 景観重要建造物や景観重要樹木を指定します。
- 屋外広告物の適正な設置を指導します。

## 主な事業

- 景観形成事業
- 屋外広告物指導事業

## 成果指標

| 指標名       | 基準値(令和3年度)                   | 目標値(令和7年度) |
|-----------|------------------------------|------------|
| 景観形成重点地区数 | 1地区                          | 3地区        |
| 指標設定の考え方  | 良好な景観形成が図れているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠  | 2地区の指定を目指します。                |            |

## ■施策2 適正な公園の整備・維持管理

### 現状分析

都市公園等の遊具・施設の老朽化対策や市街地での公園整備が必要となっています。

### 達成目標

市民の憩いの場となり、子どもが安心して遊べる安全で良好な公園があるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 都市公園やその他の公園を適正に管理します。
- 市街地における都市公園を整備します。
- 自治会による児童遊園の管理を支援します。
- 公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園内の遊具及び施設を更新し、適正に管理します。

### 主な事業

- 公園緑地管理事業
- 公園遊具安全対策事業
- 公園施設長寿命化対策支援事業

### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度)                          | 目標値(令和7年度) |
|----------|-------------------------------------|------------|
| 都市公園の面積  | 80.9ha                              | 82.1ha     |
| 指標設定の考え方 | 市民の憩いの場の確保状況を見る指標として設定します。          |            |
| 目標値の設定根拠 | 都市公園条例に定める標準値を目指します。(人口1人当たり都市公園面積) |            |

## ■施策3 計画的な土地利用の推進

### 現状分析

都市機能と居住の誘導を進めるべき市街化区域内に利用度の低い土地(空閑地)が存在しています。

### 達成目標

豊かな自然環境や優良農地が保全され、市街地内のにぎわいの創出と各地区の特性をいかした計画的な土地利用がされるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 都市計画区域の再編に取り組みます。
- 都市計画区域外の無秩序な開発を防止する土地利用の自主条例を制定します。
- 区域区分や用途地域を見直します。
- 市街化区域内の空閑地整序に取り組みます。
- 市街化調整区域の地区計画運用基準に基づき、良好な市街地形成を誘導します。
- 歩いて暮らせる「まちなか居住」を推進します。
- 立地適正化計画に基づき、都市機能が集約した市街地整備に取り組みます。
- 国土利用計画法及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出処理を行います。
- 適切な開発指導、開発許可を行います。
- 地域の実情に適合した有効な土地利用が図れるよう開発許可基準等を見直します。
- 地籍調査を計画的に実施します。

### 主な事業

- 都市計画整備推進事業
- 開発指導事業
- 土地利用規制対策事業
- 地籍調査事業

### 成果指標

| 指標名         | 基準値(令和3年度)                              | 目標値(令和7年度) |
|-------------|---|------------|
| 市街化区域内の未利用率 | 7.97%                                   | 7.47%      |
| 指標設定の考え方    | 都市機能の集約に向け、市街化区域内の未利用地の解消を見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠    | 空閑地において、年2haの利用増加を目指します。                |            |

## 基本施策5 住まいの安全性が確保されたまちをつくります

### ■施策1 耐震化の推進

#### 現状分析

市内には旧耐震基準の住宅が全体の約2割存在しています。

#### 達成目標

地震災害に強い住まいが整ったまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 旧耐震基準の木造住宅の耐震診断及び改修を支援します。
- 高齢者世帯等の耐震改修を支援します。
- 滋賀県産材を活用した耐震改修を支援します。
- 建築物の耐震化を啓発し、支援制度を周知します。
- 避難路沿道のブロック塀等の撤去を支援します。
- 建築基準法に基づく審査を行い、適正な建築計画を指導します。
- 道路内の建築を是正し、狭あい道路の拡幅を指導します。

#### 主な事業

- 木造住宅地震対策推進事業
- 建築物地震対策推進事業
- 建築確認事業

#### 成果指標

| 指標名     | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|---------|------------|------------|
| 住宅の耐震化率 | 82.3%      | 95.0%      |

**指標設定の考え方** 地震災害に強い住まいであるかを見る指標として設定します。

**目標値の設定根拠** 東近江市既存建築物耐震改修促進計画で定める目標値を目指します。



## 基本施策6 質の高い公共施設があるまちをつくります

### ■施策1 適正な公共施設整備

#### 現状分析

市内の公共施設には改善が必要な建築物が存在しています。

#### 達成目標

災害に強い公共建築物が整備されたまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 公共建築物の工事において質の高い設計監理を行います。
- 公共建築物の点検を実施します。
- 公共建築物の適正な維持管理を推進します。

#### 主な事業

- 公共施設営繕事業

#### 成果指標

| 指標名                     | 基準値(令和3年度)                        | 目標値(令和7年度) |
|-------------------------|-----------------------------------|------------|
| 公共建築物12条点検における是正が必要な施設数 | 85施設                              | 65施設       |
| 指標設定の考え方                | 公共建築物が適正に維持管理されているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠                | 年5施設減を目指します。                      |            |

## 基本施策7 ▶ 快適な居住環境が整ったまちをつくります

### ■施策1 市営住宅の計画的な整備

#### 現 状 分 析

老朽化する市営住宅が多い中、住宅の更新や長寿命化を図るべき住宅の維持管理などを計画的に行う必要があります。

#### 達 成 目 標

入居者が安全で快適に暮らせる市営住宅の供給を目指します。

#### 具 体 的 な 取 組

- 市営住宅の計画的修繕等を行い、適正な維持管理を推進します。
- 長寿命化計画に基づき、市営住宅の改修、建替等の整備をします。
- 債権の適正な管理を推進します。

#### 主 な 事 業

- 市営住宅管理事業
- 市営住宅整備事業
- 住宅新築資金等貸付金償還事務

#### 成 果 指 標

| 指標名                | 基準値(令和3年度)                             | 目標値(令和7年度) |
|--------------------|--|------------|
| 長寿命化計画に基づく市営住宅の改善率 | 0.0%                                   | 67.3%      |
| 指標設定の考え方           | 安全で快適に暮らせるよう整備された市営住宅の割合を見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠           | 東近江市公営住宅等長寿命化計画に基づき設定します。              |            |

## ■施策2 住宅整備の促進

### 現状分析

本市の人口動態を見ると、20歳代や30歳代の転出、また近隣市町への転出が超過状態にあることから、人口流出を防ぎ、定住・移住の増加に向けた取組が必要です。

### 達成目標

住宅取得や住宅改修支援により人口減少の抑制を図ることで、持続可能でにぎわいのあるまちを目指します。

### 具体的な取組

- ・若い世代などの住宅取得を支援します。
- ・住宅のリフォームを支援します。

### 主な事業

- ・定住移住・子育て促進住宅取得事業

### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度)                 | 目標値(令和7年度) |
|----------|----------------------------|------------|
| 新築戸建住宅数  | 406棟                       | 400棟       |
| 指標設定の考え方 | 住宅取得に係る支援の効果を見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠 | 令和3年度の水準を維持することを目指します。     |            |

## ■施策3 空家等対策の推進

### 現状分析

相続人がいない等の理由から適正に管理されていない空家等が増加し、防犯、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

### 達成目標

空家等が適正に管理されるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 空家等の実態把握を行います。
- 特定空家等に対する措置を行います。
- 空家等の適正な管理方法、相談窓口等の啓発を行います。
- 適切に管理されていない空家等について、効果的な措置をとるよう情報提供、助言等を行います。
- 空家バンク制度の運営体制の強化と充実を図ります。
- 空家等の可能性を生み出す活動の支援及び特性に応じた活用を推進します。
- 空家等を除却し、跡地を活用する活動の支援を行います。
- 市街化調整区域等での空家等の活用策の検討を行います。

### 主な事業

- 空家等対策事業

### 成果指標

| 指標名            | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------------|------------|------------|
| 適正に管理されている空家等率 | 75.8%      | 80.0%      |

**指標設定の考え方** 適正に管理されている空家等の割合を見る指標として設定します。

**目標値の設定根拠** 空家等総数の80%を目指します。

## 基本施策8 交通環境の整ったまちをつくります

### ■施策1 公共交通の充実

#### 現状分析

近江鉄道やバス路線は、利用者の減少による慢性的な赤字運営が続いています。また、運賃や便数等の改善を求める声が多く、利用者の満足度が低い状況にあります。

#### 達成目標

公共交通の維持・充実に図り、便利で満足度の高いまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 需要動向に合った効率的なコミュニティバスを運行します。
- 路線バスの確保維持を図るため事業者への支援を行います。
- 高齢者など交通弱者が利用しやすい交通環境整備を行います。
- 低床バス導入や駅舎バリアフリー化に対して支援します。
- (仮称)近江鉄道蒲生新駅設置の可能性と整備効果について検討を行います。
- びわこ京阪奈線(仮称)鉄道建設構想の推進を図ります。
- 近江鉄道線の新たな運行形態への移行に向けた取組を進めます。

#### 主な事業

- バス・鉄道活性化事業

#### 成果指標

| 指標名                            | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|--------------------------------|------------|------------|
| バス、鉄道等の公共交通に対する満足度<br>(市民意識調査) | 14.4%      | 20.0%      |

指標設定の考え方 公共交通の利便性を見る指標として設定します。

目標値の設定根拠 年1%の増加を目指します。

## ■施策2 公共交通の利用促進

### 現状分析

コミュニティバス利用者は、年々減少傾向にあります。近江鉄道や路線バスについても利用が低迷しています。

### 達成目標

バスや鉄道利用者の増加を図るため、効果的な利用促進を目指します。

### 具体的な取組

- 沿線企業、商店街及び交通事業者と連携し、公共交通を利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- エコ通勤等マイカーからの利用転換を啓発します。
- 地域に根ざした公共交通利用啓発を実施します。
- 公共交通利用者拡大に向けたパークアンドライドを推進します。

### 主な事業

- 公共交通利用促進事業

### 成果指標

| 指標名                    | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|------------------------|------------|------------|
| コミュニティバス及びデマンドタクシー利用者数 | 131,883人   | 170,000人   |

|          |   |
|----------|---|
| 指標設定の考え方 | 公共交通の利用促進状況を見る指標として設定します。   |
| 目標値の設定根拠 | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較して利用者が減少したため、目標値は令和元年度の実績(165,554人)から年間1,100人の増加を目指します。 |

## ■施策3 公共交通関連施設の適切な管理

### 現状分析

公共交通関連施設については、放置自転車対策、自転車駐車場、駅舎の老朽化等の課題があります。

### 達成目標

公共交通関連施設が適切に管理され、快適に利用できる交通環境を目指します。

### 具体的な取組

- ・放置自転車の解消に向けて監視を強化します。
- ・自転車駐車場を計画的に改修します。
- ・駅関連施設の適切な改修や保守管理に努めます。

### 主な事業

- ・公共交通関連施設管理事業

### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度)                  | 目標値(令和7年度) |
|----------|-----------------------------|------------|
| 放置自転車台数  | 38台                         | 0台         |
| 指標設定の考え方 | 公共交通関連施設の管理状況を見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠 | 年10台減を目指します。                |            |

## 政策9 安全安心な上下水道のあるまち

| 分野  | 基本施策：政策の基本的な方向性                  | 施 策             |
|-----|----------------------------------|-----------------|
| 水道  | 1 安定的に水道水が供給されるまちをつくります。         | 1 水道の安定供給       |
| 下水道 | 2 水質が保全され快適で衛生的な生活環境があるまちをつくります。 | 1 公共下水道の整備と普及促進 |
|     | 3 農村下水道施設が適正に維持管理されたまちをつくります。    | 1 汚水の適正処理       |



# 基本施策1 安定的に水道水が供給されるまちをつくります

## ■施策1 水道の安定供給

### 現状分析

老朽化施設の更新や大規模災害に備えた施設整備に対して多額の費用が必要となる中で、今後給水人口の減少等による料金収入の減収が見込まれることから、中長期的に計画的な水道事業運営を進める必要があります。

### 達成目標

水道事業の健全な経営がされ、安全な水道水を安定的に供給することができるまちを目指します。

### 具体的な取組

- 水道水源の保全を図ります。
- 水道水の水質を適正に管理します。
- 配水池、老朽管等の施設の更新と耐震化に取り組めます。
- 中長期的な整備計画と経営計画により、健全経営を図ります。

### 主な事業

- 水道事業

### 成果指標

| 指標名                                 | 基準値(令和3年度)                                     | 目標値(令和7年度) |
|-------------------------------------|--|------------|
| 東近江市水道事業施設整備計画における「早急に更新が必要な管路」の更新率 | 18.6%  | 53.3%      |
| 指標設定の考え方                            | 上水道の安定供給に不可欠となる老朽管路更新の進捗状況を見る指標として設定します。       |            |
| 目標値の設定根拠                            | 東近江市水道施設整備計画で定める「早急に更新が必要な管路」の令和7年度末更新率を目指します。 |            |

基本施策2

水質が保全され快適で衛生的な生活環境があるまちをつくります

■施策1 公共下水道の整備と普及促進

現状分析

公共下水道整備により、公共用水域の水質保全と快適で衛生的な生活環境の確保がされてきましたが、老朽化に伴う施設の維持管理や更新費用が増大し下水道経営を圧迫します。

達成目標

公共用水域の水質保全と快適で衛生的な生活環境が確保され、安定した公共下水道の経営を目指します。

具体的な取組

- 計画的な下水道整備に取り組みます。
- 農村下水道を公共下水道へ接続する管路整備を進めます。
- 下水道施設を適正に管理します。
- 下水道施設の防災・減災対策を進めます。
- 水洗化の促進を図ります。
- 下水道事業の安定経営に取り組みます。

主な事業

- 下水道事業

成果指標

| 指標名         | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|-------------|------------|------------|
| 下水道水洗化率(人口) | 88.5%      | 88.9%      |

指標設定の考え方

下水道を利用できる地域に住んでいる人のうち、実際に下水道へ接続している人の割合を見る指標として設定します。

目標値の設定根拠

年0.1%増を目指します。

## 基本施策3

農村下水道施設が適正に維持管理されたまちをつくり  
ます

## ■施策1 汚水の適正処理

## 現状分析

老朽化が進んでいる農村下水道処理施設の適正な施設管理に努める必要があります。

## 達成目標

水質の保全と快適で衛生的な生活環境が確保され、農村下水道処理施設が適正に維持管理されたまちを目指します。

## 具体的な取組


- ・維持管理経費軽減のため、農村下水道の公共下水道への接続に取り組みます。
- ・農村下水道処理施設の適正な維持管理を行います。
- ・農村下水道管渠施設や宅内配管を点検調査します。
- ・公営企業会計移行に向けて取り組みます。

## 主な事業

- ・農業集落排水事業

## 成果指標

| 指標名       | 基準値(令和3年度)                   | 目標値(令和7年度) |
|-----------|------------------------------|------------|
| 農村下水道不明水率 | 13.4%                        | 11.4%      |
| 指標設定の考え方  | 適正な維持管理がされているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠  | 2%減を目指します。                   |            |



## 政策10 戦略的な地域の創生

| 分野 | 基本施策：政策の基本的な方向性       | 施策   |
|----|-----------------------|--|
| 創生 | 1 持続可能な地域づくりに向けた施策の推進 | 1 地域資源を活用した地域振興と持続可能な地域づくりの推進<br>2 広域連携による事業の推進<br>3 多文化共生の推進<br>4 統計調査の確実な実施と活用 |
|    | 2 重点プロジェクトの推進         | 1 総合的な政策の推進<br>2 中心市街地のにぎわいの創出<br>3 森里川湖のつながり創生                                  |
|    | 3 市政情報の効果的な発信         | 1 広報・広聴の充実   |

## 基本施策1 持続可能な地域づくりに向けた施策の推進

### ■施策1 地域資源を活用した地域振興と持続可能な地域づくりの推進

#### 現状分析

本市の多様性のある自然や歴史、文化など豊かな地域資源をいかした取組を進める一方、人口減少や高齢化の進展による社会構造の変化等に伴い、生じる様々な課題に対応する必要があります。

#### 達成目標

多様性のある自然や歴史、文化などの魅力を再認識し発信することで、「ふるさと東近江市」への愛着を高めるまちづくりを進めるとともに、社会構造の変化に伴う市民サービスの低下を招かないよう持続可能な地域づくりを目指します。

#### 具体的な取組

- 大学等との連携により地域課題の解決に取り組みます。
- 公共施設の適正な配置と運営の効率化を図ります。
- PPP/PFIの優先的手法導入を検討するとともに民間委託や指定管理者制度の推進を図ります。
- 効率的な行政運営を推進します。
- 地域資源に磨きをかけ、まちづくりにいかす取組を支援します。
- 定住移住の推進を行うとともに効果的な情報発信を行います。
- 木地師やまの子の家の活用検討を進めます。
- 地域課題の解決及び地域活性化に向けて地域おこし協力隊を導入します。

#### 主な事業

- 企画調整事業
- 行財政改革推進事業
- 地域活性化事業
- 定住移住推進事業
- 地域おこし協力隊推進事業

#### 成果指標

| 指標名                  | 基準値(令和3年度)                | 目標値(令和7年度) |
|----------------------|---------------------------|------------|
| 東近江市に対するの愛着度(市民意識調査) | 65.3%                     | 73.0%      |
| 指標設定の考え方             | 東近江市への愛着の高さを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠             | 年2%の増加を目指します。             |            |

## ■施策2 広域連携による事業の推進

### 現状分析

単独の自治体だけでは解決できない課題への対応や業務の効率化を図る必要があります。

### 達成目標

近隣市町と一体的な取組による市民サービスの向上を目指します。

### 具体的な取組

- 広域行政組合を近隣市町と協力連携し、共同で運営します。
- 近隣市町と連携し、広域的な地域振興を図ります。

### 主な事業

- 広域行政推進事業

### 成果指標

|          | 指標名 | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|-----|------------|------------|
|          | —   | —          | —          |
| 指標設定の考え方 |     | —          |            |
| 目標値の設定根拠 |     | —          |            |

## ■施策3 多文化共生の推進

### 現状分析

在住外国人の中には、日本語の理解が十分でない人もいるため、必要とする情報の取得を始め生活する上で様々な困難が生じている人がいます。また、市民を中心として海外の姉妹都市・友好都市と相互交流を推進し、国際理解を深める必要があります。

### 達成目標

国籍にとらわれず全ての市民が互いの文化や多様な価値観を認め合う多文化共生のまちをつくります。

### 具体的な取組

- ・在住外国人と市民との交流活動を支援します。
- ・行政情報の多言語化等、情報を得やすい環境整備に努めます。
- ・日本語教室の開催や日本語指導ボランティアの育成を支援します。
- ・在住外国人に対して、不法就労、不法滞在、犯罪防止等を啓発します。
- ・市民による姉妹都市・友好都市交流を支援します。
- ・姉妹都市・友好都市との産業・文化交流を推進します。
- ・東近江国際交流協会の活動を支援します。

### 主な事業

- ・多文化共生推進事業

### 成果指標

| 指標名              | 基準値(令和3年度)                                      | 目標値(令和7年度) |
|------------------|---|------------|
| 日本語指導ボランティアの登録者数 | 48人   | 52人        |
| 指標設定の考え方         | 在住外国人と市民がお互いの文化や習慣等の理解を深めることのできるかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠         | 年1人の増加を目指します。                                   |            |

## ■施策4 統計調査の確実な実施と活用

### 現状分析

国勢調査等の基幹統計調査の結果やビッグデータが十分に活用できていません。

### 達成目標

国勢調査等の基幹統計調査の結果が広く有効に活用されることを目指します。

### 具体的な取組

- 統計調査を円滑に進めるため調査員を育成します。
- 基幹統計調査を適切に実施します。
- 統計書の作成など、統計結果が活用できるよう公開します。

### 主な事業

- 統計事業
- 基幹統計調査事業

### 成果指標

| 指標名                        | 基準値(令和3年度)                     | 目標値(令和7年度) |
|----------------------------|--------------------------------|------------|
| 市ホームページにおける統計に関する調査へのアクセス数 | 11,890件                        | 15,000件    |
| 指標設定の考え方                   | 統計資料が広く活用されていることを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠                   | 15,000件を目指します。                 |            |



## 基本施策2 重点プロジェクトの推進

### ■施策1 総合的な政策の推進

#### 現状分析

少子高齢化による社会構造の変化は、地域の活力を弱め、自律的なまちづくりに大きな影響を与えるおそれがあることから、地域全体の課題を解決し、本市の有する強みをいかした、活力あるまちの創出が求められています。

#### 達成目標

本市の多様な地域資源に磨きをかけ、まちの活力や魅力を高め、誰もが安心して暮らせる生き生きとした東近江市の創生を目指します。

#### 具体的な取組

- 総合計画の適正な見直しや各種施策の調整、推進を図ります。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画的な推進を図ります。
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）など官民連携による地方創生を推進します。
- 公益財団法人東近江三方よし基金の運営を支援します。

#### 主な事業

- 政策推進事業

#### 成果指標

| 指標名                  | 基準値(令和3年度)                  | 目標値(令和7年度) |
|----------------------|-----------------------------|------------|
| 住みごこちに関する満足度(市民意識調査) | 78.5%                       | 83.5%      |
| 指標設定の考え方             | 東近江市の魅力や住みやすさを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠             | 5%増を目指します。                  |            |

## ■施策2 中心市街地のにぎわいの創出

### 現状分析

官民一体となって様々な事業を実施した結果、中心市街地の人口、通行量、新規出店が増加傾向となるなど、徐々に効果が表れてきていますが、依然として空家・空店舗が目立つことからにぎわい創出に向けた更なる対策が必要です。

### 達成目標

暮らしたい、暮らし続けたいと思える良好な住環境が整い、誰もが訪れたいくなる、商いをしたくなる魅力的な中心市街地のにぎわいの創出を目指します。

### 具体的な取組

- 八日市駅周辺の地域資源（延命公園、清水川等）を活用したまちづくりを行います。
- 中心市街地内に新たな居住空間の創出に取り組み、移住等を促進します。
- 公園の再生や子育て環境の充実により住環境の向上を図ります。
- 空店舗活用や古民家再生など魅力的な店舗を創出します。
- 八日市駅前に拠点施設と駅前広場を整備します。
- マルシェ等のイベント開催を支援します。
- 駐車場の確保など市街地に訪れやすい環境を整えます。

### 主な事業

- 中心市街地にぎわい創出事業

### 成果指標

| 指標名          | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|--------------|------------|------------|
| 中心市街地の往来者の人数 | 9,603人     | 10,359人    |

**指標設定の考え方** 中心市街地のにぎわいを見る指標として設定します。

**目標値の設定根拠** 第2期東近江市中心市街地活性化基本計画で定める目標値を目指します。

## ■施策3 森里川湖のつながり創生

### 現状分析

本市では、人々の暮らしの中で多様性のある豊かな自然や奥深い歴史文化などが育まれてきましたが、社会やライフスタイルの変化等によりこれらの地域資源と人との関わりが失われつつあります。

### 達成目標

鈴鹿山脈から琵琶湖まで、森里川湖のつながりを保全・活用し、人と自然の関わりが深化するまちを目指します。

### 具体的な取組

- ・100年の森づくりビジョンの取組を推進します。
- ・鈴鹿10座の保全・活用を推進します。
- ・森里川湖の原風景を未来につなぐエコツーリズムを推進します。
- ・森里川湖のつながりをいかした流域政策に取り組みます。

### 主な事業

- ・森里川湖のつながり創生事業

### 成果指標

| 指標名        | 基準値(令和3年度)   | 目標値(令和7年度) |
|------------|--|------------|
| エコツアーの参加者数 | 373人   | 2,100人     |
| 指標設定の考え方   | 鈴鹿山脈から琵琶湖まで、森里川湖のつながりをいかし、人と自然のかかわりが深化しているかを見る指標として設定します。                          |            |
| 目標値の設定根拠   | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較してツアー参加者が減少したため、目標値は令和元年度の実績(692人)から3倍の参加者数を目指します。 |            |

## 基本施策3 市政情報の効果的な発信

### ■施策1 広報・広聴の充実

#### 現状分析

市民への情報提供や市民の声を聴くための施策に対するニーズが高まっています。また、本市には多様性のある自然や歴史、文化など誇れる地域資源が多い反面、その資源を十分に活用、発信できていません。

#### 達成目標

行政情報や地域情報がより市民に届き、市民の声が市政に反映されるとともに、本市の知名度向上や市民が誇れるクオリティの高いまちを目指します。

#### 具体的な取組

- 広報ひがしおうみ、市ホームページ、東近江スマイルネット、SNSなど様々な媒体を利用し、行政情報や地域情報を幅広く発信します。
- 市民の郷土愛を醸成し、市内外に本市の情報を効果的に発信するなど、シティプロモーションを推進します。
- 市民の意見を聴く機会の充実に努めます。

#### 主な事業

- 広報活動事業
- 広聴事業

#### 成果指標

|          | 指標名                                 | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|-------------------------------------|------------|------------|
|          | 広報ひがしおうみの内容満足度(市民意識調査)              | 54.3%      | 62.3%      |
| 指標設定の考え方 | 行政情報や地域情報が広く市民に届いているかを見る指標として設定します。 |            |            |
| 目標値の設定根拠 | 年2%の増加を目指します。                       |            |            |



## 政策11 安定した行政経営

| 分野       | 基本施策：政策の基本的な方向性    | 施策  |
|----------|--------------------|---|
| 行政<br>経営 | 1 公正で透明性の高い行政事務の推進 | 1 適正な法制執務の推進<br>2 適正な公文書の保存・管理<br>3 適正かつ円滑な情報公開                   |
|          | 2 職員力・組織力の向上       | 1 適正な人事・定員管理<br>2 職員の保健・福利厚生の推進<br>3 職員の人材育成の推進                   |
|          | 3 健全な財政運営          | 1 市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応する財政運営の推進  |
|          | 4 公有財産や公用車等の適正な管理  | 1 適正な資産管理   |
|          | 5 公平で透明性の高い契約管理    | 1 公共工事入札・物品調達契約の適正化   |
|          | 6 地域情報化・電子自治体の推進   | 1 デジタル技術の活用と情報発信の充実<br>2 安定的で効率的な情報処理システムの構築<br>3 ケーブルネットワークの活用促進 |
|          | 7 公金の適正な管理         | 1 公金の適正な管理・運用   |

## 基本施策1 公正で透明性の高い行政事務の推進

### ■施策1 適正な法制執務の推進

#### 現状分析

透明性の高い行政事務が求められています。

#### 達成目標

公正で透明性の高い行政事務を目指します。

#### 具体的な取組

- 議案等の調製を行います。
- 法律問題等に対して顧問弁護士と調整し、対応します。
- 例規を適正に整備します。
- 職員の法規研修等を実施します。

#### 主な事業

- 総務一般管理事務
- 文書法規事業

#### 成果指標

| 指標名         | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|-------------|------------|------------|
| 職員の法規研修受講者数 | 88人        | 200人       |

**指標設定の考え方** 適正な法制執務を推進できる体制を整えているかを見る指標として設定します。

**目標値の設定根拠** 200人を目指します。

## ■施策2 適正な公文書の保存・管理

### 現状分析

年々増加する公文書により、公文書センターでの保存容量が不足しつつあります。

### 達成目標

公文書の適正な保存管理を目指します。

### 具体的な取組

- 公文書を適正に保存管理します。
- 保存スペース確保のため、搬入済箱の整理・選別を進めます。
- 新規保存文書の精査が徹底されるよう職員周知を図ります。
- 歴史的文書のデジタル化を推進します。
- 歴史的文書の公開を行います。

### 主な事業

- 公文書管理事業

### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度)                             | 目標値(令和7年度) |
|----------|--|------------|
| 保存文書箱数   | 14,595箱                                | 15,000箱以下  |
| 指標設定の考え方 | 公文書の保存管理が精査できているかどうかを見る指標として設定します。     |            |
| 目標値の設定根拠 | 公文書センターにおける適正な保存文書箱数(15,000箱以下)を目指します。 |            |

## ■施策3 適正かつ円滑な情報公開

### 現状分析

多様化し、複雑化する社会の中で、様々な事項に対して情報公開を求められていることから、適正かつ円滑に処理する必要があります。

### 達成目標

情報公開条例等に基づき、適正かつ円滑な処理を目指します。

### 具体的な取組

- 情報公開制度を適正かつ円滑に運用します。
- 個人情報の取扱いに十分配慮します。
- パブリックコメントを推進します。

### 主な事業

- 情報公開・個人情報保護事業

### 成果指標

| 指標名        | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|------------|------------|------------|
| 情報公開平均処理日数 | 8.9日       | 9日         |

**指標設定の考え方** 情報公開の進捗状況を見る指標として設定します。

**目標値の設定根拠** 平成26年度の水準を維持することを目指します。



## 基本施策2 職員力・組織力の向上

### ■施策1 適正な人事・定員管理

#### 現状分析

行政ニーズの多様化に対応し、サービス水準の向上を図るため、計画的に職員数を確保する必要があります。また、人事考課制度を任用や給与等の人事管理の基礎として適切に活用するため、更なる精度向上が必要です。

#### 達成目標

職員定数及び市民サービス充実に必要な職員数を適正に管理し、職員の能力が発揮できる人員配置により組織体制強化を図るとともに、公平、公正な人事考課制度の運用により、納得度の高い制度の確立を目指します。

#### 具体的な取組

- 職員数の適正管理に取り組みます。
- 人事考課制度の適切な運用と処遇反映に取り組みます。
- 障害者雇用の推進を図ります。
- 組織体制の強化を図ります。

#### 主な事業

- 人事・給与管理事業

#### 成果指標

| 指標名 | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|-----|------------|------------|
| 職員数 | 1,015人     | 1,049人     |

|          |  |
|----------|--|
| 指標設定の考え方 | 安定的であり、計画的かつ効率的な行政運営を行うことができているかを見る指標として設定します。 |
|----------|--|

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 目標値の設定根拠 | 職員定数条例に基づき計画的な人員確保を目指します。 |
|----------|---------------------------|

## ■施策2 職員の保健・福利厚生への推進

### 現状分析

市が担う業務の増加、多様化、複雑化等により、職員の心身の健康管理を一層図る必要があります。また、子育てや介護等、家庭と仕事の両立を図りながら、職員の能力が発揮できる職場環境の構築が必要です。

### 達成目標

職員の疾病の予防及び早期発見、メンタル不調の未然防止等、職員の心身の健康管理の取組を更に進めるとともに、職員がワーク・ライフ・バランスを実現することで能力を発揮し、働きやすい職場を目指します。

### 具体的な取組

- 職員の健康診断を実施します。
- 職員のストレスチェックを実施します。
- 特定事業主行動計画※を推進します。

### 主な事業

- 職員健康管理・福利厚生事業

### 成果指標

| 指標名     | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|---------|------------|------------|
| 健康診断受診率 | 99.1%      | 100%       |

**指標設定の考え方** 職員の健康管理を行うことができているかを見る指標として設定します。

**目標値の設定根拠** 全職員の受診を目指します。

※特定事業主行動計画：職員が仕事と家庭の両立を図りながら、その個性と能力を十分に発揮できる職場風土づくりを推進していくために策定した計画

## ■施策3 職員の人材育成の推進

### 現状分析

市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる能力を習得できるよう研修を企画するとともに、高度な専門知識を要する業務に対応できる職員を育成するため外部機関の派遣研修を効果的に活用する必要があります。

### 達成目標

職員として求められる基礎能力、各階層に応じたマネジメント能力、業務に応じた専門知識等を習得できるよう研修を実施するとともに、人事考課制度の精度向上及び運用改善により着実な人材育成を目指します。

### 具体的な取組

- 職員の能力の開発及び向上を図ります。
- 人事考課制度を活用した人材育成を進めます。
- 市民目線で業務が遂行できる現場主義の人材育成を図ります。

### 主な事業

- 人材育成事業

### 成果指標

| 指標名     | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|---------|------------|------------|
| 職員研修受講率 | 91.6%      | 97.0%      |

指標設定の考え方 人材育成に向けた職員研修の進捗状況を見る指標として設定します。

目標値の設定根拠 過去5年間の最高値(96.1%)を上回る受講率を目指します。

## 基本施策3 健全な財政運営

### ■施策1 市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応する財政運営の推進

#### 現状分析

厳しい財政状況の中で、施設の老朽化対策費、社会保障費及び事業実施に伴う公債費の増大により、歳出に占める経常的経費の割合は依然高く、財政の硬直化により直面する課題解決のための財源不足が懸念されます。

#### 達成目標

財源の最適配分を図り、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努め、社会情勢や市民ニーズの変化を的確につかみ、市民満足度の向上や、公平性・透明性の高い財政運営の実現を目指します。

#### 具体的な取組

- ・経常収支や公債費負担に着目した財政運営を行います。

#### 主な事業

- ・財政運営事業

#### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度)             | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------------------|------------|
| 経常収支比率   | 88.7%                  | 95%以下      |
| 指標設定の考え方 | 財政構造の弾力性を見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠 | 財政健全化の視点から95%以下を目指します。 |            |

## 基本施策4 公有財産や公用車等の適正な管理

### ■施策1 適正な資産管理

#### 現状分析

公有財産の安全性を確保するため、適切な維持管理を行うことが必要です。

#### 達成目標

車両、土地、建物等の公有財産の適切な維持管理を目指します。

#### 具体的な取組

- ・遊休地の処分等により、公有財産の適正な資産管理に努めます。
- ・公有財産台帳の精度を高めます。
- ・庁舎等を適正に維持管理します。
- ・庁舎等維持管理コストの削減に努めます。
- ・公用車と市有バスの適正な運行管理を行います。

#### 主な事業

- ・公有財産管理事業
- ・本庁舎・支所等管理事業
- ・公用車運行管理事業・支所等公用車管理事業

#### 成果指標

| 指標名         | 基準値(令和3年度)                                | 目標値(令和7年度) |
|-------------|---|------------|
| 管理瑕疵による事故件数 | 0件  | 0件         |
| 指標設定の考え方    | 車両、土地、建物等の公有財産を安全に利活用できているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠    | 無事故を目指します。                                |            |

## 基本施策5 公平で透明性の高い契約管理

### ■施策1 公共工事入札・物品調達契約の適正化

#### 現状分析

公共工事や物品調達については、市内業者の競争力の向上が望まれます。

#### 達成目標

公共工事や物品調達に関し、市内業者の競争力が向上するとともに公平性、透明性及び競争性が高く適正な入札契約を目指します。

#### 具体的な取組

- 検査評定要領や点数の公表等により、市内業者の技術力の向上を図ります。
- 多様な契約方式を導入し、公平性、透明性及び競争性の向上を図ります。
- 適正な予定価格や最低制限価格の設定、計画的な発注、適切な工期設定等に努めます。

#### 主な事業

- 契約検査事業

#### 成果指標

|          | 指標名 | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|-----|------------|------------|
|          | —   | —          | —          |
| 指標設定の考え方 |     | —          |            |
| 目標値の設定根拠 |     | —          |            |

## 基本施策6 地域情報化・電子自治体の推進

### ■施策1 デジタル技術の活用と情報発信の充実

#### 現状分析

社会の様々な分野においてデジタル技術の活用が急速に進展しており、デジタル技術を活用した自治体業務の効率化や住民の利便性の向上などの変革が求められています。

#### 達成目標

行政手続のオンライン化を始めとした市民サービスを充実させるとともに、デジタル技術の導入による自治体運営の効率化を目指します。また、デジタル技術・通信環境を活用した市内外への情報発信や市民との情報共有を進めます。

#### 具体的な取組

- 地域課題の解決を図る効果的で効率的なデジタル技術の利活用を推進します。
- 行政手続や公共施設利用のインターネット予約など、多様なニーズへの電子化に対応します。
- デジタルデバイド(情報格差)対策を行います。
- AI<sup>※1</sup>・RPA<sup>※2</sup>などを活用した業務の効率化を進めます。
- デジタル技術・通信環境を活用した情報発信の更なる強化や情報共有を進めます。

#### 主な事業

- デジタル化推進事業

#### 成果指標

| 指標名             | 基準値(令和3年度)                             | 目標値(令和7年度) |
|-----------------|--|------------|
| オンラインで処理する行政手続数 | 7業務                                    | 27業務       |
| 指標設定の考え方        | デジタル技術による市民の利便性向上ができていくかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠        | 年5業務の増加を目指します。                         |            |

※1 AI：人工知能(Artificial Intelligence)の略称。人間の知的振る舞いの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの

※2 RPA:(Robotic Process Automation)の略語。パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術のこと。

## ■施策2 安定的で効率的な情報処理システムの構築

### 現状分析

庁内の電算システムは、制度改正に伴うコストの増大、情報セキュリティの確保、災害時の情報システム復元作業の長期化など様々な問題が残されています。

### 達成目標

情報セキュリティ対策及び災害時にも強い情報システムを基本に、最新のデジタル技術を活用した効率的かつ効果的なシステムの構築を目指します。

### 具体的な取組

- 情報セキュリティ対策を徹底します。
- 災害時にも必要なシステムの稼働ができる体制を整えます。
- 情報システムのクラウド化を図ります。
- 電算システムを最適化し、維持管理コストの低減を図ります。

### 主な事業

- 情報システム管理事業

### 成果指標

| 指標名            | 基準値(令和3年度)                     | 目標値(令和7年度) |
|----------------|--------------------------------|------------|
| 電算システムで処理する業務数 | 92業務                           | 104業務      |
| 指標設定の考え方       | 総合的なコスト削減ができているかを見る指標として設定します。 |            |
| 目標値の設定根拠       | 年3業務の電算処理を目指します。               |            |



## ■施策3 ケーブルネットワークの活用促進

### 現状分析

地域情報格差を是正するために整備したケーブルネットワークは、地域情報の道となっています。

### 達成目標

ケーブルネットワークの安定的運用と安定した東近江ケーブルネットワークの経営を目指します。

### 具体的な取組

- ケーブルネットワークを適切に維持管理します。
- 情報の道を活用した事業の展開を図ります。

### 主な事業

- ケーブルネットワーク施設管理事業

### 成果指標

|          | 指標名                                  | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|--------------------------------------|------------|------------|
|          | 情報の道を活用する事業者件数                       | 14件        | 18件        |
| 指標設定の考え方 | ケーブルネットワークが有効に活用されているかを見る指標として設定します。 |            |            |
| 目標値の設定根拠 | 年1事業者の新たな活用を目指します。                   |            |            |

## 基本施策7 公金の適正な管理

### ■施策1 公金の適正な管理・運用

#### 現状分析

厳しい経済状況の中で、公金の安全かつ効率的な運用が必要です。

#### 達成目標

公金の安全かつ効率的な管理と運用を目指します。

#### 具体的な取組

- 公金の安全かつ効率的な管理と運用を行います。

#### 主な事業

- 会計管理事務

#### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------|------------|
| —        | —          | —          |
| 指標設定の考え方 | —          |            |
| 目標値の設定根拠 | —          |            |



## 政策12 公平公正な課税と徴収

| 分野 | 基本施策：政策の基本的な方向性  | 施 策         |
|----|------------------|-------------|
| 税  | 1 市民税の公正で適正な課税   | 1 適正な市民税の課税 |
|    | 2 固定資産税の公正で適正な課税 | 1 適正な資産税の課税 |
|    | 3 公正で適正な税の収納     | 1 税収納率の向上   |

## 基本施策1 市民税の公正で適正な課税

### ■施策1 適正な市民税の課税

#### 現状分析

市民税収入は経済状況の影響を受けやすく、加えて生産年齢人口の減少により、市財政の安定的な税源の確保がますます難しい状況です。また、地方税法は毎年複雑化・高度化しています。

#### 達成目標

社会経済情勢の的確な把握に努めるとともに、複雑化する税法に適切に対応し、個人・法人の市民税の適正な課税を目指します。

#### 具体的な取組

- 市民税の公正で適正な賦課を行います。
- 申告受付事務における体制の整備を行います。
- 税の賦課事務能力の向上を図ります。
- 特別徴収義務者の指定強化を行い、納税者の納付負担の軽減に努めます。

#### 主な事業

- 市民税等賦課事務

#### 成果指標

| 指標名                 | 基準値(令和3年度)                            | 目標値(令和7年度) |
|---------------------|---------------------------------------|------------|
| 給与所得者の給与特別徴収による賦課割合 | 88.4%                                 | 93.0%      |
| 指標設定の考え方            | 適正な賦課事務ができているかを見る指標として設定します。          |            |
| 目標値の設定根拠            | 特別徴収義務者(事業所)の指定強化を継続することにより5%増を目指します。 |            |

## 基本施策2 固定資産税の公正で適正な課税

### ■施策1 適正な資産税の課税

#### 現状分析

課税に対する信頼性の確保、課税客体の正確な捕捉のため、課税資料の適正な整備が必要になっています。

#### 達成目標

課税資料が適正に整備され、正確で効率的な適正課税を目指します。

#### 具体的な取組

- 固定資産税の公正で適正な賦課を行います。
- 課税資料のデータ化を図ります。

#### 主な事業

- 固定資産税賦課事務

#### 成果指標

|          | 指標名                        | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|----------------------------|------------|------------|
|          | 固定資産税課税資料のデータ化率            | 30%        | 70%        |
| 指標設定の考え方 | 課税資料の適正な整備状況を見る指標として設定します。 |            |            |
| 目標値の設定根拠 | 70%を目指します。                 |            |            |

## 基本施策3 公正で適正な税の収納

### ■施策1 税収納率の向上

#### 現状分析

安定的な自主財源の確保に際して、税の徴収はその根幹となるものであり、公平で公正な徴収事務が必要となります。

#### 達成目標

公正で適正な徴収事務による収納率の向上を目指します。

#### 具体的な取組

- 公正で適正な収納と滞納整理の強化を図ります。
- 納税意識の向上を図ります。
- 新たな納付手段の研究等収納率向上に努めます。

#### 主な事業

- 納税管理事務

#### 成果指標

| 指標名              | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|------------------|------------|------------|
| 市税収納率(現年度分・過年度分) | 98.1%      | 98.3%      |

**指標設定の考え方** 公平で公正な市税の徴収ができているかを見る指標として設定します。

**目標値の設定根拠** 直近5年間での最高収納率(98.3%)の維持を目指します。



## 政策13 議会・行政委員会

| 分野    | 基本施策：政策の基本的な方向性  | 施策      |
|-------|------------------|---------|
| 議会    | 1 円滑な議会運営と議会の活性化 | 1 議会    |
| 行政委員会 | 2 適正な選挙の執行       | 1 選挙    |
|       | 3 正確な行政事務の監査     | 1 監査    |
|       | 4 適正な公平委員会の運営    | 1 公平委員会 |

## 基本施策1 ▶ 円滑な議会運営と議会の活性化

### ■施策1 議会

#### 現 状 分 析

より多くの市民の声を聞き、新たな政策の立案をするなど、市民に開かれた議会が求められています。

#### 達 成 目 標

社会情勢や市民ニーズの変化を把握し、的確な政策立案を行うとともに、市民に開かれた議会運営を目指します。

#### 具 体 的 な 取 組

- 議会を円滑に運営し、議会活動の活性化を図ります。
- 市民と議会の意見交換の場を設け、議会活動や審議内容の周知を図るとともに、市民の声を政策の立案や提案につなげます。
- 議会中継や議会だよりによる広報を充実します。

#### 主 な 事 業

- 議会運営事業
- 議会広報活動事業

#### 成 果 指 標

| 指標名      | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------|------------|
| —        | —          | —          |
| 指標設定の考え方 | —          |            |
| 目標値の設定根拠 | —          |            |



## 基本施策2 適正な選挙の執行

### ■施策1 選挙

#### 現状分析

投票環境の改善と効率的な選挙の管理執行のために実施した投票区見直しにより、投票率の低下を招かないよう、様々な対策を講じる必要があります。

#### 達成目標

公平かつ公正な選挙の管理執行と投票率の向上を目指します。

#### 具体的な取組

- 選挙管理委員会を適正に運営します。
- 投票環境の改善と効率的な選挙の管理執行を行います。
- 効果的な選挙啓発を行います。

#### 主な事業

- 選挙管理委員会運営事業
- 選挙啓発事業

#### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------|------------|
| —        | —          | —          |
| 指標設定の考え方 | —          |            |
| 目標値の設定根拠 | —          |            |

## 基本施策3 正確な行政事務の監査

### ■施策1 監査

#### 現状分析

行政の事務が法令を遵守し、適正かつ効率的に執行されているか検証する必要があります。

#### 達成目標

行政の事務事業の適正かつ正確な監査を目指します。

#### 具体的な取組

- 事務事業の監査を実施し、適正な予算・事務執行を管理します。

#### 主な事業

- 監査事業

#### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------|------------|
| —        | —          | —          |
| 指標設定の考え方 | —          |            |
| 目標値の設定根拠 | —          |            |

## 基本施策4 適正な公平委員会の運営

### ■施策1 公平委員会

#### 現状分析

市職員の利益保護と公平な人事権の行使を保障する必要があります。

#### 達成目標

市職員の利益保護と公平な人事権の行使の保障を目指します。

#### 具体的な取組

- 公平委員会を適正に運営します。

#### 主な事業

- 公平委員会運営事業

#### 成果指標

| 指標名      | 基準値(令和3年度) | 目標値(令和7年度) |
|----------|------------|------------|
| —        | —          | —          |
| 指標設定の考え方 | —          |            |
| 目標値の設定根拠 | —          |            |

# 計画の推進

## 1 総合的な施策の推進

時代の変化や厳しい社会経済情勢に的確に対応するため、本基本計画においては施策を細分化し、課題と施策目標を明確にするよう整理していますが、将来都市像を実現するためには、組織の縦割りによる施策の実施ではなく、関連する施策や事業の連携を図り総合的に取組を推進していかなければなりません。

そのため、組織横断的な事業の立案や運営を行うとともに、市政の重要な企画、調査及び研究を行うプロジェクトチームを設置するなど、複数の部局が関わる仕組みを構築し、問題点や課題を行政職員一人一人が共有し諸問題を解決する総合的な施策の推進を図ります。

## 2 責任ある行財政運営の推進

少子高齢化が進み人口減少社会が到来する中、多様化する課題に的確に対応し市民のまちづくりへの満足度を高める一方で、行政サービスの効率化にも努めなければなりません。そのためには、市民、団体、行政等が互いに知恵と力を出し合いながら、地域の個性をいかした持続可能なまちづくりを共に進めていくことが必要です。

こうした市民、自治会、まちづくり協議会、事業者等との協働によるまちづくりの推進のためには、行政職員が積極的に地域に参画し状況を把握する中で、行政が責任を持ってまちづくりを進めていくとともに、市民等を主体とした地域活動を積極的に支援し自立的なまちづくりを行います。

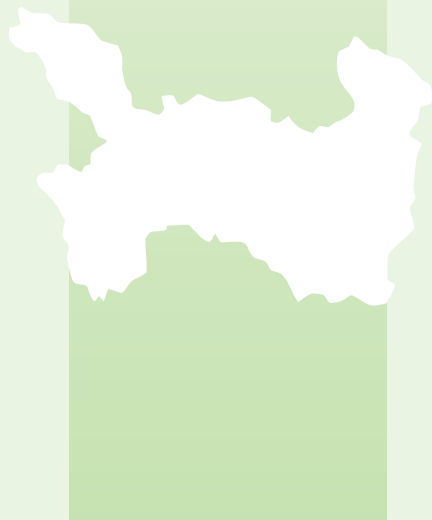
また、行政の情報収集力や分析力を高めるとともに、スピード感を持って様々な課題に対応できる行政組織の構築や将来を見据えた行財政改革に努め、総合計画を具現化する個別計画等の策定や事業を計画から実行、評価のサイクルで見直す行財政マネジメントシステムの機能強化を行い、中長期的な視点を持った責任ある行財政運営の推進を図ります。

## 3 多様な連携の推進

様々な行政課題を解決するため、国、県及び近隣市町との連携を強化し、道路等の基盤整備や環境保全を始め広域的な視点による行政経営を進めます。

また、ごみ処理、消防、斎場等に共同で取り組む広域行政組合については、構成市町と連携し安定的に事業を実施するとともに、運営の効率化や組合業務の合理化を進めます。

さらに、新たな産業の創出、交流人口の増加、誰もが安心して暮らせるまちづくりなどを進めるため、産業、経済、金融、学術等の様々な機関との連携強化、圏域を越えた観光の活性化や防災体制の強化など、多様な連携の推進を図ります。



# 資料編

成果指標一覧

第2次東近江市総合計画後期基本計画  
に関連する個別計画一覧

東近江市総合計画策定条例

東近江市総合計画策定条例施行規則

審議会諮問文

審議会答申文

東近江市総合計画策定委員会規程

東近江市政策推進戦略本部要綱

東近江市総合計画審議会 委員名簿

第2次東近江市総合計画後期基本計画  
策定体制

策定経過

## 第1章 ひと ～人と地域が共に成長できるまちづくり～

### ●政策1 地域を愛し課題を解決する人材が育つまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                           | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法   | 指標設定の考え方                            | 目標値の<br>設定根拠  | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|---------------------------------|---------------|---------------|--|-------------------------------------|---|-------------|----|----|
|                |          |                                 |               |               |  |                                     |   | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 1        | 協働のまちづくりができていると考える市民の割合(市民意識調査) | 16.7%         | 21.0%         | 市民意識調査で、「協働のまちづくり」について「できている」「ある程度できている」と回答した人の割合                                  | 協働のまちづくりができているかを見る指標として設定します。       | 基準値の2割増を目指します。  |             |    |    |
| 1              | 2        | 市民活動への参加度(市民意識調査)               | 34.4%         | 38.0%         | 市民意識調査で、「自治会やまちづくり協議会等の地域活動又はNPOやボランティア等の活動」について「積極的に参加している」「できる限り参加している」と回答した人の割合 | 市民活動の広がりを見る指標として設定します。              | 基準値の1割増を目指します。  |             |    |    |
| 1              | 3        | 自治会活動への参加度(市民意識調査)              | 30.2%         | 34.0%         | 市民意識調査で、自治会活動に「積極的に参加している」「できる限り参加している」と回答した人の割合                                   | 自治会活動に参加ができているかを見る指標として設定します。       | 年1%の増加を目指します。   |             |    |    |
| 1              | 4        | 市民一人当たりの年間コミュニティセンター利用回数        | 1.95回(R2)     | 4.7回          | コミュニティセンター利用者数÷人口  | 地域住民にとって身近で安心して利用できるかを見る指標として設定します。 | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較して利用率が低いため、目標値は令和元年度の実績(3.9回)から年間0.2回の増加を目指します。 |             |    |    |

### ●政策2 子どもが健やかに育つまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名         | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法                            | 指標設定の考え方                               | 目標値の<br>設定根拠   | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|---------------|---------------|---------------|---------------------------------|--|--|-------------|----|----|
|                |          |               |               |               |                                 |  |  | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 1        | おむつ宅配による面談率   | 75.1%(R2)     | 80.0%         | 見守りおむつ宅配便における子育て家庭との面談実施率       | 子育て家庭への切れ目ない支援が充実しているかを見る指標として設定します。   | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。   |             |    |    |
| 1              | 2        | 学童保育所利用児童数    | 1,549人        | 1,723人        | 毎年4月1日現在の学童保育所利用児童数             | 放課後における子どもの健全な育成が図られているかを見る指標として設定します。 | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。   |             |    |    |
| 1              | 3        | ひとり親家庭相談件数    | 1,490件(R2)    | 1,639件        | ひとり親家庭の年間相談件数                   | ひとり親家庭へのきめ細やかな支援が充実しているかを見る指標として設定します。 | 基準値の10%増を目指します。  |             |    |    |
| 2              | 1        | 児童虐待対応児童件数    | 686件(R2)      | 822件          | 情報提供のあった要保護児童対策地域協議会管理ケースの件数    | 児童虐待が未然に防止されているかを見る指標として設定します。         | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により実態と比較しても少ないため、近年の最高値である平成30年度の実績(895件)より減少を目指します。 |             |    |    |
| 2              | 2        | 家庭児童相談員の関わり件数 | 28,397件(R2)   | 29,000件       | 情報提供における家庭児童相談員の関わり件数(来所・訪問・電話) | 子育て家庭への不安が軽減できているかを見る指標として設定します。       | 家庭児童相談員の支援や相談対応の充実による件数増(平成27年度から令和元年度の増加割合と同程度の伸び率)を目指します。                  |             |    |    |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名           | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法                      | 指標設定の考え方                           | 目標値の<br>設定根拠                       | 参考数値(他市・県等)                          |           |               |
|----------------|----------|-----------------|---------------|---------------|---------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|-----------|---------------|
|                |          |                 |               |               |                           |                                    |                                    | 値                                    | 年度        | 内容            |
| 3              | 1        | 待機児童数           | 26人           | 0人            | 毎年4月1日現在の認定こども園・保育所等待機児童数 | 充実した幼児教育・保育が提供できているかを見る指標として設定します。 | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。 |                                      |           |               |
| 3              | 2        | 子育て支援拠点利用人数(親子) | 48,629人(R2)   | 70,962人       | 子育て支援拠点施設の年間延べ利用人数        | 子育て支援体制が充実しているかを見る指標として設定します。      | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。 |                                      |           |               |
| 4              | 1        | 2号・3号認定の利用定員    | 2,750人        | 2,908人        | 2号・3号認定の利用定員              | 保育ニーズ等が充足できているかを見る指標として設定します。      | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。 |                                      |           |               |
| 4              | 2        | 学童保育所数          | 38箇所          | 43箇所          | 学童保育所数                    | 利用ニーズに適した施設が整備されているかを見る指標として設定します。 | 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画で定める目標値を目指します。 | 小学校数<br>220箇所<br>学童保育<br>所数<br>312箇所 | 令和<br>2年度 | 滋賀県内の<br>整備状況 |

### ●政策3 未来を創造するひとをつくるまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                      | 基準値<br>(R3年度)                        | 目標値<br>(R7年度)                | 算出方法   | 指標設定の考え方   | 目標値の<br>設定根拠  | 参考数値(他市・県等)                  |                               |      |
|----------------|----------|----------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--|--|---|------------------------------|-------------------------------|------|
|                |          |                            |                                      |                              |  |  |   | 値                            | 年度                            | 内容   |
| 1              | 1        | 通学路安全対策への満足度(市民意識調査)       | 36.6%                                | 40.0%                        | 市民意識調査で、「児童生徒の通学路の安全確保」について「できている」「どちらかといえばできている」と回答した人の割合       | 通学路安全が確保されているかを見る指標として設定します。   | 通学路に関する市民意識が高まっており、危険箇所改善要望件数が増える見込みであることから、年1%程度の増加を目指します。 |                              |                               |      |
| 2              | 1        | 学校施設長寿命化計画に基づく施設改修箇所数      | 1/8校                                 | 8/8校                         | 義務教育施設(小学校22校、中学校9校)の中で、長寿命化計画により令和7年度までに改修する施設の割合               | 安全で快適な学習環境を提供できているかを見る指標として設定します。  | 東近江市学校長寿命化(個別施設)計画で定める目標値を目指します。                            |                              |                               |      |
| 3              | 1        | 児童・生徒の不登校率                 | 小0.96%<br>中3.57%<br>(R1実績:<br>R3公表値) | 小学校<br>0.80%<br>中学校<br>3.21% | 病気休暇等を除き30日以上欠席している小中学校の児童・生徒の割合                                 | 子どもたちにとって魅力ある学校となっているかを見る指標として設定します。   | 小学校は令和元年度実績の全国平均値、中学校は市の基準値の1割減を目指します。                      | 小0.8%<br>中3.9%               | 令和元<br>年度実績<br>(令和3年<br>度公表値) | 全国平均 |
| 3              | 2        | 児童・生徒の読書冊数                 | 小学校<br>9.5冊<br>中学校<br>4.5冊<br>(R2)   | 小学校<br>11.3冊<br>中学校<br>4.7冊  | 子供の読書活動に関する調査(毎年5月1ヶ月間の読書冊数)                                     | 全国学力・学習状況調査結果報告において、読書時間や読書冊数の多い児童・生徒の平均正答率が高いことや読書には生きる力を育み、知的好奇心の醸成や安らぎのある時間を過ごすことにも関連があることから指標として設定します。 | 令和元年度全国平均値を目指します。   | 小学校<br>11.3冊<br>中学校<br>4.7冊  | 令和<br>元年度                     | 全国平均 |
| 3              | 3        | 個別の指導計画作成率                 | 小学校<br>90.0%<br>中学校<br>87.6%         | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%   | 学校が特別な支援を要すると考えるケースにおける個別指導計画書の作成率                               | 支援が必要な子どもにきめ細かい対応ができているかを見る指標として設定します。   | 家庭事情により作成できないケースを除く全てのケースの作成を目指します。                         | 小学校<br>85.6%<br>中学校<br>77.8% | 平成<br>30年度                    | 全国平均 |
| 3              | 4        | 学校への復帰率                    | 64.7%<br>(R2)                        | 60%以上                        | 子どもオアシスに通室している児童・生徒のうち、年度末の時点で定期的に学校に登校できるようになった割合               | きめ細かな支援ができてきているかを見る指標として設定します。   | 毎年60%以上を目指します。  |                              |                               |      |
| 4              | 1        | 学校給食地場産農産物利用率              | 42.2%<br>(R2)                        | 45.0%                        | 学校給食で地場産農産物が使用されている割合  | 地産地消の推進状況を見る指標として設定します。  | 現況及び取組状況から45%の利用率を目指します。                                    | 29.1%                        | 令和<br>3年度                     | 県内平均 |
| 5              | 1        | 人権に関する講座等に参加した人の割合(市民意識調査) | 25.1%                                | 31.0%                        | 市民意識調査で、「この一年間に職場、市又は地区等が開催する人権に関する講座や講演、研修等」について「参加した」と回答した人の割合 | 人権学習に対する意識の高さを見る指標として設定します。  | 年2%の増加を目指します。   |                              |                               |      |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                    | 基準値<br>(R3年度)                  | 目標値<br>(R7年度)              | 算出方法  | 指標設定の考え方                                     | 目標値の<br>設定根拠   | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|--------------------------|--------------------------------|----------------------------|---|--|--|-------------|----|----|
|                |          |                          |                                |                            |   |  |  | 値           | 年度 | 内容 |
| 5              | 2        | 青少年育成推進事業への若者の協力者数       | 69人<br>(R2)                    | 83人                        | 成人式実行委員会に関わる若者の数やまの子キャンプに関わる若者の数  | 将来地域で活躍することが期待される若者が事業に参加しているかを見る指標として設定します。 | 基準値の2割増を目指します。   |             |    |    |
| 5              | 3        | 市民講師による生涯学習出前講座の実施回数     | 93回<br>(R1)                    | 112回                       | 生涯学習出前講座のうち市民講師による講座の実施回数   | 学習成果が社会でいかにされているかを見る指標として設定します。              | 基準値の2割増を目指します。   |             |    |    |
| 5              | 4        | 美術展覧会の入場者                | 1,003人<br>(R2)                 | 1,304人                     | 市美術展覧会の入場者数   | 文化芸術に対する意識の高さを見る指標として設定します。                  | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較して利用率が低いため、目標値は令和元年度の実績(1,087人)から2割の増加を目指します。          |             |    |    |
| 6              | 1        | 図書館実利用率                  | 17.2%<br>(R2)                  | 20.5%                      | 全市民に占める、1年に1回以上図書館を利用した人の割合   | 図書館の利用状況を見る指標として設定します。                       | 基準値の3.3%増を目指します。   |             |    |    |
| 7              | 1        | 博物館利用者数                  | 21,281人<br>(R2)                | 41,000人                    | 各博物館の利用者累計数   | デジタルコンテンツを含め、博物館の利用度・必要度を見る指標として設定します。       | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により実態と比較しても少ないため、前期基本計画期間の平均値37,000人(平成29年度～令和2年度)の1割増を目指します。  |             |    |    |
| 7              | 2        | 市内指定文化財件数                | 303件                           | 311件                       | 指定文化財件数   | 文化財が将来へ継承されているかを見る指標として設定します。                | 年2件の新規指定を目指します。  |             |    |    |
| 7              | 3        | 文化財啓発事業の参加者人数            | 1,600人<br>(R2)                 | 2,450人                     | 文化財啓発事業参加者の累計数  | 文化財がどの程度活用されているのかを見る指標として設定します。              | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により過去の実績と比較して少ないため、前期基本計画期間の平均値2,200人(平成29年度～令和2年度)の1割増を目指します。 |             |    |    |
| 8              | 1        | 成人の週1回以上のスポーツ実施率(市民意識調査) | 1回以上<br>49.2%<br>3回以上<br>26.3% | 1回以上<br>65%<br>3回以上<br>30% | 市民意識調査で、「スポーツやレクリエーション等の運動(散歩やラジオ体操なども含む)」について「週3回以上」「週1～2回」と回答した人の割合(ただし、1回以上は、「週3回以上」と「週1～2回」の合計) | スポーツが気軽にされているかを見る指標として設定します。                 | スポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画で定める目標値を目指します。  |             |    |    |
| 8              | 2        | —                        | —                              | —                          | —   | —  | —  |             |    |    |

## 第2章 くらし ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～

### ●政策4 共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                          | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法   | 指標設定の考え方                   | 目標値の<br>設定根拠 | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|--------------------------------|---------------|---------------|--|----------------------------|--------------|-------------|----|----|
|                |          |                                |               |               |  |                            |              | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 1        | 地域での助け合いができていると思う市民の割合(市民意識調査) | 46.8%         | 50.0%         | 市民意識調査で、「身近な地域で住民同士の助け合い」について「できている」「どちらかといえばできている」と回答した人の割合 | 地域の福祉力向上の度合いを見る指標として設定します。 | 50%を目指します。   |             |    |    |



| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                               | 基準値<br>(R3年度)              | 目標値<br>(R7年度)              | 算出方法   | 指標設定の考え方   | 目標値の<br>設定根拠   | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|-------------------------------------|----------------------------|----------------------------|--|--|--|-------------|----|----|
|                |          |                                     |                            |                            |  |  |  | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 2        | ボランティア活動参加者数                        | 2,964人<br>(R2)             | 3,850人                     | 社会福祉協議会におけるボランティア保険加入者数                                    | ボランティア活動など地域福祉への意識の高さを見る指標として設定します。                                      | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較しても少ないため、令和元年度の実績値(3,437人)から年100人程度の増加を目指します。    |             |    |    |
| 2              | 1        | 訪問計画数達成割合                           | 94.6%                      | 100%                       | 訪問格付の訪問頻度に対する実績割合  | 受給者の生活実態が適正に把握できているかを見る指標として設定します。                                       | 100%を目指します。  |             |    |    |
| 3              | 1        | 地域包括支援センターからの訪問件数                   | 520件                       | 620件                       | 地域包括支援センターの訪問件数  | 地域包括支援センターからの主体的な訪問件数の増減により、センター業務の充実度を見る指標として設定します。                     | 年間20件の増加を目指します。  |             |    |    |
| 3              | 2        | 支援による就労決定件数                         | 32件<br>(R2)                | 35件                        | 就労支援対象者のうち、就労に結びついた件数                                      | 生活困窮からの脱却を見る指標として設定します。  | 基準値の1割増を目指します。   |             |    |    |
| 4              | 1        | 地域サロン事業の実施箇所数                       | 132箇所<br>(R2)              | 246箇所                      | 地域サロンの実施箇所数  | 地域に高齢者の居場所があり、地域で活躍できているかを見る指標として設定します。                                  | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較して実施箇所数が少ないため、目標値は令和元年度の実績(226回)から年間5回の増加を目指します。 |             |    |    |
| 4              | 2        | 地域密着型サービス施設整備率                      | 90.7%                      | 100%                       | 地域密着型サービス施設総数の実績数÷第8期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備計画数×100 | 住み慣れた地域で暮らすための施設整備の進捗状況を見る指標として設定します。                                    | 第8期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備計画の100%完了を目指します。                                |             |    |    |
| 4              | 3        | 給付費実績値の計画値に対する割合                    | 99.9%                      | 100%<br>以下                 | 保険給付費実績値÷保険給付費計画値×100                                      | 介護保険事業が円滑に運営できたかどうかを見る指標として設定します。  | 第8期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で定める目標値を目指します。  |             |    |    |
| 5              | 1        | 障害者に対する理解度(市民意識調査)                  | 18.7%                      | 30.0%                      | 市民意識調査で、「障害者に対する理解」について「かなり進んできた」「ある程度進んできた」と回答した人の割合      | 障害者に対する理解の進捗を見る指標として設定します。   | 30%を目指します。   |             |    |    |
| 5              | 2        | 障害者グループホーム利用者数                      | 189人<br>(R2)               | 209人                       | 年間のグループホーム利用者数   | 障害者が自立生活を送ることができているかを見る指標として設定します。                                       | 定員5人×4施設の新設・利用増を目指します。   |             |    |    |
| 5              | 3        | 障害者の権利擁護事業利用者数                      | 187人<br>(R2)               | 207人                       | 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の利用者数                                | 障害児(者)が安心して生活できる権利が保障されているかを見る指標として設定します。                                | 毎年5人の新規利用を目指します。   |             |    |    |
| 6              | 1        | 発達相談・教育相談の件数                        | 1,933件                     | 2,600件                     | 年間の発達相談と教育相談の件数  | 切れ目なくきめ細やかな相談・支援ができているかを見る指標として設定します。                                    | 2,600件を目指します。  |             |    |    |
| 7              | 1        | 健康づくりに取り組んでいる人の割合(市民意識調査)           | 46.3%                      | 50.3%                      | 市民意識調査で、「健康づくりの取組」について「取り組んでいる」と回答した人の割合                   | 健康づくりへの意識の高さを見る指標として設定します。   | 基準値の4%増を目指します。   |             |    |    |
| 7              | 2        | 高血圧の改善(中等症高血圧160/100mmHg以上の者の割合の減少) | 男性:<br>9.7%<br>女性:<br>7.2% | 男性:<br>6.0%<br>女性:<br>4.0% | 特定健診受診者のうち、中等症高血圧160/100mmHg以上の者の割合                        | 脳血管疾患、人工透析、心筋梗塞及び狭心症による受療者の医療費が高いため、その原因となる高血圧の数値が改善されているかを見る指標として設定します。 | 健康ひがしおうみ21(第3次)で定める目標値を目指します。  |             |    |    |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                          | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法   | 指標設定の考え方  | 目標値の<br>設定根拠  | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|--------------------------------|---------------|---------------|--|---|---|-------------|----|----|
|                |          |                                |               |               |  |   |   | 値           | 年度 | 内容 |
| 7              | 3        | 80歳の高齢者が週1回以上外出している割合          | 13.4%         | 17.4%         | 「80歳の高齢者が週1回以上外出している人数」÷「80歳の人口」×100<br>※市高齢者実態把握調査で把握<br>※介護サービスによる外出は除く。 | 住民主体で身近な地域での通いの場づくりの支援を行うことで、社会参加の意欲の醸成と地域や家庭における役割の維持及び孤立化の防止を目指す指標として設定します。 | 第8期東近江市高齢者保健福祉計画で定める目標値を目指します。  |             |    |    |
| 7              | 4        | 麻しん風しんの予防接種率(第1期、第2期)          | 90.0%         | 95.0%         | 接種者数を対象者数で除した数   | 麻しん風しん共にワクチンの効果が非常に高いため、麻しん風しんの免疫を獲得できているかを見る指標として設定します。                      | 麻しん排除のためには2回の予防接種率をそれぞれ95%以上に上げる必要があるとされているため目標値とします。また、混合ワクチンのため、風しんの予防接種率も同率を目標値とします。 |             |    |    |
| 8              | 1        | 病院や救急時の医療体制に満足している人の割合(市民意識調査) | 48.8%         | 60.0%         | 市民意識調査で、「医療体制の満足度」について満足と答えた人の割合   | 市民が地域医療に満足しているかを見る指標として設定します。   | 60%を目指します。  |             |    |    |

### ●政策5 誰もが輝き快適な生活環境が整うまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                                | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法  | 指標設定の考え方                                 | 目標値の<br>設定根拠                         | 参考数値(他市・県等) |        |  |
|----------------|----------|--------------------------------------|---------------|---------------|---|--|--------------------------------------|-------------|--------|--|
|                |          |                                      |               |               |   |  |                                      | 値           | 年度     | 内容                                     |
| 1              | 1        | 国民健康保険料収納率                           | 95.5%         | 95.5%以上       | 国民健康保険料収納額/調定額×100  | 適正な事務が行えているかを見る指標として設定します。               | 95.5%以上を目指します。                       | 94.5%       |        | 第2期国民健康保険運営方針で示された収納率の目標値              |
| 1              | 2        | 後期高齢者医療保険料収納率                        | 99.7%         | 99.7%以上       | 後期高齢者医療保険料収納額/調定額×100   | 適正な事務が行えているかを見る指標として設定します。               | 99.7%以上を目指します。                       | 99.64%      | 令和3年度  | 滋賀県後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画で示された目標収納率    |
| 1              | 3        | 医療費受給券資格管理率                          | 100%          | 100%          | 受給券対象者案内から判定後の受給券対象者/受給券発行者数×100  | 全ての資格管理が適正に行われているかを見る指標として設定します。         | 100%を目指します。                          |             |        |  |
| 1              | 4        | 国民年金制度広報回数                           | 12回/年         | 12回/年以上       | 年間の広報回数   | 国民年金制度の啓発ができていないかを見る指標として設定します。          | 年12回以上の広報発行回数を目指します。                 |             |        |  |
| 1              | 5        | 介護保険料収納率                             | 99.5%         | 99.5%         | 介護保険料収納額/調定額×100  | 適正な事務が行えているかを見る指標として設定します。               | 第8期東近江市介護保険事業計画で定める目標値(予定収納率)を目指します。 | 99.5%       |        | 第8期東近江市介護保険事業計画で示された予定収納率              |
| 2              | 1        | コンビニエンスストア等における証明書交付割合               | 14.6%         | 35.0%         | コンビニ交付機及び自動交付機による証明書交付件数÷全体の証明書交付件数                                     | 利便性が向上し、窓口手続きの負担が軽減されているかを見る指標として設定します。  | 年5%の増加を目指します。                        |             |        |  |
| 3              | 1        | 人権が尊重されているまちだと思う割合(市民意識調査)           | 24.6%         | 33.0%         | 市民意識調査で、「人権が尊重されているまちになっているか」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合         | 人権が尊重された明るく住みよいまちであるかを見る指標として設定します。      | 年2%の増加を目指します。                        | 55.4%       | 平成28年度 | 人権に関する県民意識調査                           |
| 3              | 2        | 「社会全体における男女の地位の平等感」について「平等」と答えた人の割合  | 15.2%(R2)     | 27.0%         | 男女共同参画に関する市民意識調査で、「男女の地位はどの程度平等になっているか」という設問に、「社会全体で」「平等である」と回答した人の割合   | 社会全体において、男女の地位が平等になっているかを見る指標として設定します。   | 年3%の増加を目指します。                        | 21.2%       | 令和元年度  | 第5次男女共同参画基本計画(国)<br>パートナーシッププラン2025(県) |
| 4              | 1        | 法律相談や登記相談等が受けられることを知っている人の割合(市民意識調査) | 44.9%         | 50.0%         | 市民意識調査で、「市役所で暮らしの困りごとに関して法律相談や登記相談を受けられることを知っているか」について、「知っている」と回答した人の割合 | 市民の暮らしの困りごとに対し、適切に支援できているかを見る指標として設定します。 | 50%を目指します。                           |             |        |  |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名   | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法  | 指標設定の考え方  | 目標値の<br>設定根拠           | 参考数値(他市・県等) |       |     |
|----------------|----------|---|---------------|---------------|---|---|------------------------|-------------|-------|-----|
|                |          |   |               |               |   |   |                        | 値           | 年度    | 内容  |
| 4              | 2        | 消費生活センターに対する認知度(市民意識調査)                               | 51.0%         | 60.0%         | 市民意識調査で、「消費者トラブルに巻き込まれたときや、多重債務に陥ったときの相談窓口として、市役所内に消費生活センターがあることを知っているか」について、「知っている」と回答した人の割合 | 消費者トラブルに巻き込まれたとき、早期相談につなげることができるかを見る指標として設定します。                   | 60%を目指します。             |             |       |     |
| 4              | 3        | 在住外国人通訳受付相談件数   | 5,254件(R2)    | 5,500件        | 年間の窓口外国人への支援件数  | 在住外国人の負担を軽減できているかを見る指標として設定します。                                   | 5,500件を目指します。          |             |       |     |
| 5              | 1        | 清掃美化活動の参加者数   | 650人          | 1,000人        | 清掃美化活動に参加した市民の数   | 清掃活動への参加等、市民の環境美化に対する意識の高さを見る指標として設定します。                          | 1,000人を目指します。          |             |       |     |
| 5              | 2        | 市民一人当たりのごみ量   | 800g/1日       | 780g/1日       | 1日当たりのごみ総排出量÷人口(1月1日現在住基)   | ごみの減量化と持続可能なごみ収集事業の確実性を見る指標として設定します。                              | 年0.5%の削減を目指します。        |             |       |     |
| 5              | 3        | ごみのリサイクル率   | 11.0%         | 13.9%         | 総資源化量÷年間ごみ総排出量×100  | リサイクルに対する市民意識の高さを見る指標として設定します。                                    | 年0.5%の増加を目指します。        |             |       |     |
| 6              | 1        | 自然と関わる人の割合(市民意識調査)                                    | 48.1%         | 50.7%         | 市民意識調査で、「暮らしや仕事等日々の営みの中で自然環境との関わりを感じているか」について、「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合                 | 暮らしや仕事など、日々の営みの中で自然環境との関わりが感じられているかを見る指標として設定します。                 | 年0.65%の向上を目指します。       |             |       |     |
| 7              | 1        | 自然環境・環境保全に対する満足度(市民意識調査)                              | 25.5%         | 30.0%         | 市民意識調査で、「東近江市の自然環境保全の取組について満足しているか」について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合                     | 森里川湖などの恵まれた自然環境に親しみを持ち、未来に引き継げる環境啓発が行えているかを見る指標として設定します。          | 年1%の向上を目指します。          |             |       |     |
| 7              | 2        | 再生可能エネルギー発電設備導入容量                                     | 114,790kW     | 140,000kW     | 経済産業省資料<br>固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備導入状況  | 市民のライフスタイルの転換を促進し、温室効果ガス排出量が削減できているかを見る指標として設定します。                | 年7,200kWの導入容量増加を目指します。 |             |       |     |
| 7              | 3        | 下水道又は農業集落排水区域外で、合併処理浄化槽管理組合を置く地域における浄化槽法定検査(法第11条)受検率 | 91.6%         | 92.4%         | 受検済浄化槽基数/設置済浄化槽基数(下水道又は農業集落排水区域外で、合併処理浄化槽管理組合を置く地域内)  | 生活雑排水による水環境の悪化を防止するため、法定検査受検の啓発を行い、水質保全の意識高揚が図れているかを見る指標として設定します。 | 年0.2%の向上を目指します。        |             |       |     |
| 7              | 4        | 公害苦情件数  | 172件          | 160件          | 市民から寄せられた公害に関する苦情相談件数   | 公害による不安のない良好な市民生活の環境を維持し、苦情が少ないまちとなっているかを見る指標として設定します。            | 年3件の減少を目指します。          |             |       |     |
| 7              | 5        | 市営墓地の維持管理に係る改善要望件数                                    | 2件            | 0件            | 市営墓地利用者から寄せられた維持管理に係る改善要望件数   | 市営墓地が適正に管理できているかを見る指標として設定します。                                    | 年1件の減少を目指します。          |             |       |     |
| 7              | 6        | 狂犬病予防注射接種率  | 60.1%         | 64.0%         | 予防注射済頭数/畜犬登録頭数  | 狂犬病予防注射の必要性についての啓発及び予防注射についての周知ができているかを見る指標として設定します。              | 年1%の向上を目指します。          | 68.7%       | 令和2年度 | 県全体 |
| 8              | 1        | 市内の交通事故件数   | 202件(R2)      | 150件          | 滋賀県警察本部発表の交通事故件数  | 交通の安全対策が確保されているかを見る指標として設定します。                                    | 年13件の減少を目指します。         |             |       |     |

●政策6 共につくり安全に暮らせるまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                 | 基準値<br>(R3年度)    | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法                          | 指標設定の考え方                | 目標値の<br>設定根拠           | 参考数値(他市・県等)          |       |             |
|----------------|----------|-----------------------|------------------|---------------|-------------------------------|-------------------------|------------------------|----------------------|-------|-------------|
|                |          |                       |                  |               |                               |                         |                        | 値                    | 年度    | 内容          |
| 1              | 1        | 自主防災組織の組織率            | 85.3%<br>(R2)    | 90.0%         | 組織されている地域の世帯数÷全世帯×100         | 防災意識の高さを見る指標として設定します。   | 年1%の増加を目指します。          | 84.3%                | 令和2年度 | 全国平均        |
| 1              | 2        | 出火率(人口1万人当たりの出火件数)    | 2.6件/万人<br>(R2)  | 2.0件/万人       | 年間出火件数÷人口(1月1日現在住基)×10,000人   | 火災予防意識の高さを見る指標として設定します。 | 全国で最も低い出火件数2.0件を目指します。 | 3.0件/万人<br>2.7件/万人   | 令和2年度 | 全国平均<br>滋賀県 |
| 1              | 3        | 犯罪率(人口1万人当たりの刑法犯認知件数) | 35.8件/万人<br>(R2) | 30.8件/万人      | 年間犯罪認知件数÷人口(1月1日現在住基)×10,000人 | 防犯意識の高さを見る指標として設定します。   | 年1件の削減を目指します。          | 48.5件/万人<br>42.5件/万人 | 令和2年度 | 全国平均<br>滋賀県 |

第3章 まち ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

●政策7 活力とにぎわいのあるまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                   | 基準値<br>(R3年度)          | 目標値<br>(R7年度)           | 算出方法                                | 指標設定の考え方                                  | 目標値の<br>設定根拠                         | 参考数値(他市・県等) |        |                            |
|----------------|----------|-------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------------------|---|--------------------------------------|-------------|--------|----------------------------|
|                |          |                         |                        |                         |                                     |   |                                      | 値           | 年度     | 内容                         |
| 1              | 1        | 農業振興地域内農用地の面積           | 9,318ha<br>(R2)        | 9,258ha                 | 毎年末の農振農用地区域内農地(耕地)面積                | 農振農用地区域内農地(耕地)の保全状況を見る指標として設定します。         | 滋賀県農業振興地域整備基本方針で定める目標値を目指します。        |             |        |                            |
| 1              | 2        | 農地の担い手への利用集積率           | 77.4%<br>(R2)          | 80.0%                   | 年度末の担い手農家(個人・団体)利用権設定・作業受託を行う農用地の面積 | 地域農業の生産体制が確立されているかを見る指標として設定します。          | 東近江市農村振興基本計画で定める目標値を目指します。           | 63.2%       | 令和2年度  | 農用地の担い手への利用集積率(滋賀県)        |
| 1              | 3        | 水田野菜の作付面積               | 270.2ha<br>(R2)        | 325.7ha                 | 年度末の水田野菜の作付面積(収穫時ベース)               | 高収益野菜の作付状況を見る指標として設定します。                  | 経営所得安定対策における営農計画で定める目標値を目指します。       |             |        |                            |
| 1              | 4        | 環境こだわり米の作付面積率           | 44.3%<br>(R2)          | 50.0%                   | 環境こだわり米の作付面積率                       | 環境農業の推進状況を見る指標として設定します。                   | 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画で定める目標値を目指します。      |             |        |                            |
| 1              | 5        | 乳牛・肉用牛の飼養頭数             | 2,537頭<br>(R2)         | 3,971頭                  | 毎年2月1日現在の飼養頭数                       | 飼養頭数の維持拡大の状況を見る指標として設定します。                | 東近江市酪農・肉用牛生産近代化計画で定める目標値を目指します。      |             |        |                            |
| 1              | 6        | 愛知川に生息するカワウの数           | 2,740羽                 | 850羽                    | カワウ生息数調査(県)                         | カワウの食害被害から漁場環境の改善を見る指標として設定します。           | 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)で定める目標値を目指します。 | 12,829羽     | 令和3年5月 | 滋賀県カワウカウント調査               |
| 1              | 7        | 農業産出額(推計)               | 109.7億円<br>(H30)       | 140.0億円                 | 農林統計の農業産出額(推計)                      | 地産地消の推進状況を見る指標として設定します。                   | 東近江市農村振興基本計画で定める目標値を目指します。           | 641億円       | 平成30年度 | 農林統計の農業産出額(推計)(滋賀県)        |
| 2              | 1        | 市内産木材の搬出量               | 7,482m <sup>3</sup> /年 | 10,000m <sup>3</sup> /年 | 年間に市内の森林から搬出される木材の量                 | 森林が整備され、林業振興が図れているかを見る指標として設定します。         | 年間10,000m <sup>3</sup> の搬出量を目指します。   |             |        |                            |
| 2              | 2        | 農作物被害金額                 | 5,000千円/年              | 4,000千円/年               | 5,000千円/年×0.8=4,000千円/年             | 有害鳥獣対策が適切に講じられているかを見る指標として設定します。          | 市内の野生鳥獣による農作物被害を20%削減することを目指します。     |             |        |                            |
| 3              | 1        | 農業生産基盤の整備(ほ場整備)ができた割合   | 91.0%                  | 91.6%                   | ほ場整備実施済み面積の割合                       | 効率的な農業ができてきているかを見る指標として設定します。             | 東近江市農村振興基本計画で定める目標値を目指します。           | 89.4%       | 令和2年度  | 県のほ場整備率                    |
| 3              | 2        | 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積 | 7,208ha                | 7,300ha                 | 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積             | 農業施設の適切な維持管理が行われ、有効利用されているかを見る指標として設定します。 | 東近江市農村振興基本計画で定める目標値を目指します。           | 35,956ha    | 令和2年度  | 県内の世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積 |
| 4              | 1        | 再生利用が可能な荒廃農地面積          | 8.3ha                  | 6.1ha                   | 農地利用状況全体調査による再生利用が可能な荒廃農地           | 農地が適正に利用されているかを見る指標として設定します。              | 年0.2haの解消を目指します。                     |             |        |                            |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名  | 基準値<br>(R3年度)            | 目標値<br>(R7年度)    | 算出方法  | 指標設定の考え方  | 目標値の<br>設定根拠  | 参考数値(他市・県等) |           |  |
|----------------|----------|--|--------------------------|------------------|---|---|---|-------------|-----------|--|
|                |          |  |                          |                  |   |   |   | 値           | 年度        | 内容   |
| 5              | 1        | 東近江市企業<br>内人権推進協<br>議会加入事業<br>所数                         | 114事業<br>所               | 126事業<br>所       | 毎年度末の東近江市<br>企業内人権教育推進<br>協会加入事業所数  | 誰もが働きやすく明<br>るい職場づくりがされ<br>ているかを見る指標<br>として設定します。 | 年3社以上の増<br>加を目指します。   |             |           |  |
| 5              | 2        | 利子補給制度<br>の利用件数  | 136件                     | 176件             | 平成28年度から令和<br>2年度の東近江市利<br>子補給制度の利用件<br>数の平均(経営改善・<br>新規開業の合計)              | 安定的な企業経営、企<br>業への支援状況を見る<br>指標として設定します。           | 年10件の伸びを<br>目指します。  |             |           |  |
| 5              | 3        | 勤労者互助会<br>加入者数   | 3,260人                   | 3,300人           | 毎年度末の東近江勤労<br>者互助会の加入者数   | 勤労者の福利厚生が<br>受けやすい環境にあ<br>るかを見る指標とし<br>て設定します。    | 令和2年度の加<br>入水準を目指し<br>ます。   |             |           |  |
| 5              | 4        | 事業所と求職<br>者のマッチン<br>グ件数(しごと<br>づくり応援セ<br>ンターマッチ<br>ング件数) | 20件<br>(R2)              | 100件<br>(累計)     | しごとづくり応援セン<br>ター利用者の年間採<br>用件数  | 雇用機会が増加して<br>いるかを見る指標と<br>して設定します。                | 年20件の増加を<br>目指します。  |             |           |  |
| 5              | 5        | 空店舗の利活<br>用件数(空店<br>舗の利活用補<br>助制度の活用<br>件数)              | 9件<br>(R2)               | 37件<br>(累計)      | 中心市街地及び商店<br>街におけるウェルカム<br>ショップ、中心市街地<br>空店舗再生支援事業、<br>空店舗改修支援事業<br>の年間活用件数 | 空店舗が活用されて<br>いるかを見る指標と<br>して設定します。                | 平成30年度から<br>令和2年度までの<br>中心市街地及び<br>商店街における<br>空店舗等の補<br>助制度活用実績<br>数の平均値(7<br>件)以上の増加<br>を目指します。                        |             |           |  |
| 6              | 1        | 新規企業立地<br>件数   | —                        | 延べ4件             | 企業進出に市が関<br>わった数  | 企業誘致の推進を見る<br>指標として設定します。                         | 年1社の企業誘<br>致を目指します。   | 19件         | 令和<br>2年度 | 工場立地動向<br>調査結果に基<br>づく新設立地<br>件数(滋賀県<br>分) |
| 7              | 1        | 東近江市観光<br>協会会員数  | 294会員<br>(R2)            | 334会員            | 東近江市観光協会<br>の会員数を算出   | 観光業に携わる担<br>い手数を見る指標と<br>して設定します。                 | 毎年10会員の増<br>加を目指します。  |             |           |  |
| 7              | 2        | 東近江市を訪<br>れた観光客数   | 2,049,200人<br>/年<br>(R2) | 3,100,000人<br>/年 | 観光施設、道の駅、イ<br>ベント等の日帰り観光<br>客数及びホテル等の宿<br>泊客数の合計を算出                         | 本市の観光を取り巻<br>く動向を把握する指<br>標として設定します。              | 基準値について<br>は、新型コロナウイルス<br>感染症の影響により<br>例年と比較して観光<br>客数が減少したた<br>め、目標値は<br>令和元年度の実<br>績(2,817,900<br>人)から1割増加<br>を目指します。 |             |           |  |

## ●政策8 市民の暮らしを支える都市機能が整ったまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名  | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法   | 指標設定の考え方                                    | 目標値の<br>設定根拠   | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|--|---------------|---------------|--|---|--|-------------|----|----|
|                |          |  |               |               |  |   |  | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 1        | —  | —             | —             | —  | —   | —  |             |    |    |
| 1              | 2        | —  | —             | —             | —  | —   | —  |             |    |    |
| 2              | 1        | 道路整備計画<br>路線の整備率                             | 33.9%<br>(R2) | 45.6%         | 改良済延長/道路整<br>備計画(アクションプ<br>ログラム)延長×100                                     | 地域内交通の安全性と<br>利便性の向上を見る指<br>標として設定します。      | 道路整備計画<br>に基づく令和6<br>年度末整備率を<br>目標とします。<br>計画延長L=20.38km、整備<br>済延長L=9.3km<br>(45.6%) |             |    |    |
| 2              | 2        | 雨水排水整備<br>が十分でない<br>と思う市民の<br>割合(市民意<br>識調査) | 20.9%         | 10.4%         | 市民意識調査で、「雨<br>水排水の整備(身近<br>な水路等)」について<br>「不満」「どちらかと<br>いえば不満」と回答し<br>た人の割合 | 市民の安全な雨水排<br>水整備の進捗状況<br>を見る指標として設定<br>します。 | 5割減を目指し<br>ます。   |             |    |    |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                      | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法  | 指標設定の考え方                                | 目標値の<br>設定根拠  | 参考数値(他市・県等)          |        |        |
|----------------|----------|----------------------------|---------------|---------------|---|---|---|----------------------|--------|--------|
|                |          |                            |               |               |   |   |   | 値                    | 年度     | 内容     |
| 3              | 1        | 橋梁の適切な管理率                  | 97.5%         | 98.1%         | 橋梁点検に基づく健全判定Ⅰ(健全)・Ⅱ(予防保全段階)の橋梁数÷全橋梁数×100                                      | 安全な橋梁の適切な管理状況を見る指標として設定します。             | 橋梁長寿命化修繕計画で定める令和7年度末の適切な管理率を目標とします。全橋梁数663橋、修繕の必要がない橋梁数651橋(98.1%)    |                      |        |        |
| 3              | 2        | 河川愛護活動取組団体数                | 206団体(R2)     | 210団体         | 河川愛護活動実施団体数   | 地域での河川や水路の維持管理に関する市民意識の高さを見る指標として設定します。 | 年1団体増を目指します。  |                      |        |        |
| 3              | 3        | 急傾斜地崩壊対策率                  | 29.0%         | 31.2%         | 急傾斜地崩壊対策事業実施箇所数÷土砂災害危険箇所数(水防計画)×100   | 安全な斜面の確保の状況を見る指標として設定します。               | 令和7年末までに予定している急傾斜地崩壊対策率を目標とします。土砂災害危険箇所数93箇所、急傾斜地崩壊対策事業実施数29箇所(31.2%) |                      |        |        |
| 4              | 1        | 景観形成重点地区数                  | 1地区           | 3地区           | 景観形成重点地区の数  | 良好な景観形成が図れているかを見る指標として設定します。            | 2地区の指定を目指します。   |                      |        |        |
| 4              | 2        | 都市公園の面積                    | 80.9ha        | 82.1ha        | 都市公園開設面積の合計   | 市民の憩いの場の確保状況を見る指標として設定します。              | 都市公園条例に定める標準値を目指します。(人口1人当たり都市公園面積)                                   | 9.2m <sup>2</sup> /人 | 平成30年度 | 滋賀県    |
| 4              | 3        | 市街化区域内の未利用率                | 7.97%         | 7.47%         | 市街化区域(工業専用地域は除く)に占める空地の割合   | 都市機能の集約に向け、市街化区域内の未利用地の解消を見る指標として設定します。 | 空地において、年2haの利用増加を目指します。   |                      |        |        |
| 5              | 1        | 住宅の耐震化率                    | 82.3%(R2)     | 95.0%         | 住宅土地統計調査を基に昭和56年6月以前に建築されたもので耐震性が不十分な建築物を除いた住宅の割合                             | 地震災害に強い住まいであるかを見る指標として設定します。            | 東近江市既存建築物耐震改修促進計画で定める目標値を目指します。                                       | 95.0%                | 令和7年度  | 滋賀県目標値 |
| 6              | 1        | 公共建築物12条点検における是正が必要な施設数    | 85施設(R2)      | 65施設          | 要是正の指摘(重要度Cの指摘を除く。)があった施設数  | 公共建築物が適正に維持管理されているかを見る指標として設定します。       | 年5施設減を目指します。  |                      |        |        |
| 7              | 1        | 長寿命化計画に基づく市営住宅の改善率         | 0.0%          | 67.3%         | 東近江市市営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的修繕、改善事業等を実施していく市営住宅のうち、その実施が完了した市営住宅の割合                | 安全で快適に暮らせるよう整備された市営住宅の割合を見る指標として設定します。  | 東近江市市営住宅等長寿命化計画に基づき設定します。   |                      |        |        |
| 7              | 2        | 新築戸建住宅数                    | 406棟          | 400棟          | 「固定資産の価格等の概要調査等報告書」(総務省)における新増分家屋に関する調の第31表の木造専用住宅と第32表の非木造住宅・アパート軽量鉄骨造の棟数の合計 | 住宅取得に係る支援の効果を見る指標として設定します。              | 令和3年度の水準を維持することを目指します。  |                      |        |        |
| 7              | 3        | 適正に管理されている空家等率             | 75.8%(R2)     | 80.0%         | (そのまま活用できる空家等数+修繕すれば活用できる空家等数)÷総空家等数×100                                      | 適正に管理されている空家等の割合を見る指標として設定します。          | 空家等総数の80%を目指します。  |                      |        |        |
| 8              | 1        | バス、鉄道等の公共交通に対する満足度(市民意識調査) | 14.4%         | 20.0%         | 市民意識調査で、「市内の鉄道やバス等の公共交通」について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合                | 公共交通の利便性を見る指標として設定します。                  | 年1%の増加を目指します。   |                      |        |        |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                  | 基準値<br>(R3年度)    | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法                          | 指標設定の考え方                    | 目標値の<br>設定根拠  | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|------------------------|------------------|---------------|-------------------------------|-----------------------------|---|-------------|----|----|
|                |          |                        |                  |               |                               |                             |   | 値           | 年度 | 内容 |
| 8              | 2        | コミュニティバス及びデマンドタクシー利用者数 | 131,883人<br>(R2) | 170,000人      | 東近江市コミュニティバス及びデマンドタクシーの年間利用者数 | 公共交通の利用促進状況を見る指標として設定します。   | 基準値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較して利用者が減少したため、目標値は令和元年度の実績(165,554人)から年間1,100人の増加を目指します。 |             |    |    |
| 8              | 3        | 放置自転車台数                | 38台<br>(R2)      | 0台            | 年間の放置自転車撤去台数                  | 公共交通関連施設の管理状況を見る指標として設定します。 | 年10台減を目指します。  |             |    |    |

### ●政策9 安全安心な上下水道のあるまち

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                               | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法   | 指標設定の考え方  | 目標値の<br>設定根拠                                   | 参考数値(他市・県等) |       |        |
|----------------|----------|-------------------------------------|---------------|---------------|--|---|--|-------------|-------|--------|
|                |          |                                     |               |               |  |   |  | 値           | 年度    | 内容     |
| 1              | 1        | 東近江市水道事業施設整備計画における「早急に更新が必要な管路」の更新率 | 18.6%         | 53.3%         | 「早急に更新が必要な管路」のうち、更新した管路の延長 ÷ 「早急に更新が必要な管路」の総延長(69km) | 上下道の安定供給に不可欠となる老朽管路更新の進捗状況を見る指標として設定します。              | 東近江市水道施設整備計画で定める「早急に更新が必要な管路」の令和7年度末更新率を目指します。 |             |       |        |
| 2              | 1        | 下水道水化率(人口)                          | 88.5%         | 88.9%         | 処理区域内水化人口/処理区域内人口                                    | 下水道を利用できる地域に住んでいる人のうち、実際に下水道へ接続している人の割合を見る指標として設定します。 | 年0.1%増を目指します。                                  | 94.0%       | 令和元年度 | 滋賀県水化率 |
| 3              | 1        | 農村下水道不明水率                           | 13.4%<br>(R2) | 11.4%         | (年間実処理排水量-年間有収水量)÷年間実処理排水量×100                       | 適正な維持管理がされているかを見る指標として設定します。                          | 2%減を目指します。                                     |             |       |        |

## 第4章 行政経営 ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～

### ●政策10 戦略的な地域の創生

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                      | 基準値<br>(R3年度)   | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法  | 指標設定の考え方  | 目標値の<br>設定根拠   | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|----------------------------|-----------------|---------------|---|---|----------------|-------------|----|----|
|                |          |                            |                 |               |   |   |                | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 1        | 東近江市に対する愛着度(市民意識調査)        | 65.3%           | 73.0%         | 市民意識調査で、「東近江市に対する愛着」について、「とても愛着がある」「やや愛着がある」と回答した人の割合 | 東近江市への愛着の高さを見る指標として設定します。                       | 年2%の増加を目指します。  |             |    |    |
| 1              | 2        | —                          | —               | —             | —   | —   | —              |             |    |    |
| 1              | 3        | 日本語指導ボランティアの登録者数           | 48人             | 52人           | 日本語指導ボランティアの登録者数                                      | 在住外国人と市民がお互いの文化や習慣等の理解を深めることができるかを見る指標として設定します。 | 年1人の増加を目指します。  |             |    |    |
| 1              | 4        | 市ホームページにおける統計に関する調査へのアクセス数 | 11,890件<br>(R2) | 15,000件       | 市ホームページのアクセス数   | 統計資料が広く活用されていることを見る指標として設定します。                  | 15,000件を目指します。 |             |    |    |
| 2              | 1        | 住みごこちに関する満足度(市民意識調査)       | 78.5%           | 83.5%         | 市民意識調査で、「東近江市の住みごこち」について「良い」「どちらかといえば良い」と回答した人の割合     | 東近江市の魅力や住みやすさを見る指標として設定します。                     | 5%増を目指します。     |             |    |    |

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                              | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法   | 指標設定の考え方  | 目標値の<br>設定根拠   | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|------------------------------------|---------------|---------------|--|---|--|-------------|----|----|
|                |          |                                    |               |               |  |   |  | 値           | 年度 | 内容 |
| 2              | 2        | 中心市街地の<br>往来者の人数                   | 9,603人        | 10,359人       | 歩行者自転車通行量<br>調査における八日市<br>駅前広場前、アピア<br>前、市役所前、八日市<br>図書館前、太子ホール<br>前の日中時間帯(午<br>前9時から午後5時ま<br>で)の歩行者、自転車<br>通行量(平日と休日の<br>合計数) | 中心市街地のにぎわ<br>いを見る指標として<br>設定します。  | 第2期東近江市<br>中心市街地活性<br>化基本計画で定<br>める目標値を目<br>指します。  |             |    |    |
| 2              | 3        | エコツアーの<br>参加者数                     | 373人<br>(R2)  | 2,100人        | 東近江市エコツーリ<br>ズム推進全体構想に<br>基づくエコツアーへ<br>の参加者数   | 鈴鹿山脈から琵琶湖<br>まで、森里川湖のつな<br>がりをいかし、人と自<br>然のかかわりが深化<br>しているかを見る指<br>標として設定します。 | 基準値について<br>は、新型コロナウイルス<br>感染症の影響により例<br>年と比較してツ<br>アー参加者が減<br>少したため、目<br>標値は令和元<br>年度の実績(692<br>人)から3倍の参<br>加者数を目指し<br>ます。 |             |    |    |
| 3              | 1        | 広報ひがしお<br>うみの内容満<br>足度(市民意<br>識調査) | 54.3%         | 62.3%         | 市民意識調査で、「市<br>の広報紙「広報ひがし<br>おうみ」の内容」につ<br>いて、「満足している」<br>「どちらかといえば満<br>足している」と回答し<br>た人の割合                                     | 行政情報や地域情報<br>が広く市民に届いて<br>いるかを見る指標と<br>して設定します。                               | 年2%の増加を<br>目指します。  |             |    |    |

### ●政策11 安定した行政経営

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名                   | 基準値<br>(R3年度)   | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法   | 指標設定の考え方   | 目標値の<br>設定根拠   | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|-------------------------|-----------------|---------------|--|--|--|-------------|----|----|
|                |          |                         |                 |               |  |  |  | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 1        | 職員の法規研<br>修受講者数         | 88人<br>(R2)     | 200人          | 年間の法規研修を受<br>講した職員数                                | 適正な法制執務を推<br>進できる体制を整え<br>ているかを見る指標<br>として設定します。               | 200人を目指し<br>ます。  |             |    |    |
| 1              | 2        | 保存文書箱数                  | 14,595箱<br>(R2) | 15,000箱<br>以下 | 保存文書箱数   | 公文書の保存管理が<br>精査できているかど<br>うかを見る指標とし<br>て設定します。                 | 公文書センター<br>における適正な<br>保存文書箱数<br>(15,000箱以下)<br>を目指します。 |             |    |    |
| 1              | 3        | 情報公開平均<br>処理日数          | 8.9日<br>(R2)    | 9日            | 年間に処理した公文<br>書公開請求書受付日<br>から公開決定日までの<br>期間の合計日数÷件数 | 情報公開の進捗状況<br>を見る指標として設<br>定します。                                | 平成26年度の水<br>準を維持するこ<br>とを目指します。                        |             |    |    |
| 2              | 1        | 職員数                     | 1,015人          | 1,049人        | 年度ごとの退職者及<br>び新規採用者の見込<br>数を基に算出した職<br>員数          | 安定的であり、計画的<br>かつ効率的な行政運<br>営を行うことができ<br>ているかを見る指標<br>として設定します。 | 職員定数条例に<br>基づき計画的な<br>人員確保を目指<br>します。                  |             |    |    |
| 2              | 2        | 健康診断受診率                 | 99.1%<br>(R2)   | 100%          | 健康診断受診者(人間<br>ドック含む。)÷健康診<br>断受診対象者×100            | 職員の健康管理を行<br>うことができているか<br>を見る指標として設<br>定します。                  | 全職員の受診を<br>目指します。                                      |             |    |    |
| 2              | 3        | 職員研修受講率                 | 91.6%<br>(R2)   | 97.0%         | 職員研修受講者÷職<br>員研修受講対象者×<br>100                      | 人材育成に向けた職<br>員研修の進捗状況<br>を見る指標として設<br>定します。                    | 過去5年間の最<br>高値(96.1%)<br>を上回る受講率<br>を目指します。             |             |    |    |
| 3              | 1        | 経常収支比率                  | 88.7%<br>(R2)   | 95%以下         | 経常経費に充当され<br>た経常一般財源の額<br>÷経常一般財源の総<br>額×100       | 財政構造の弾力性を<br>見る指標として設定<br>します。                                 | 財政健全化の視<br>点から95%以下<br>を目指します。                         |             |    |    |
| 4              | 1        | 管理瑕疵によ<br>る事故件数         | 0件<br>(R2)      | 0件            | 管理瑕疵による事故<br>件数                                    | 車両、土地、建物等の<br>公有財産を安全に利<br>用できているかを見<br>る指標として設定<br>します。       | 無事故を目指<br>します。   |             |    |    |
| 5              | 1        | —                       | —               | —             | —  | —  | —  |             |    |    |
| 6              | 1        | オンラインで<br>処理する行政<br>手続数 | 7業務             | 27業務          | オンラインで処理する<br>行政手続数                                | デジタル技術による<br>市民の利便性向上が<br>できているかを見<br>る指標として設定<br>します。         | 年5業務の増加<br>を目指します。                                     |             |    |    |



|   |   |                |           |       |                    |                                      |                    |  |  |  |
|---|---|----------------|-----------|-------|--------------------|--------------------------------------|--------------------|--|--|--|
| 6 | 2 | 電算システムで処理する業務数 | 92業務 (R2) | 104業務 | 電算システムで処理する業務数     | 総合的なコスト削減ができていないかを見る指標として設定します。      | 年3業務の電算処理を目指します。   |  |  |  |
| 6 | 3 | 情報の道を活用する事業者件数 | 14件 (R2)  | 18件   | 情報の道を活用して事業を行う事業者数 | ケーブルネットワークが有効に活用されているかを見る指標として設定します。 | 年1事業者の新たな活用を目指します。 |  |  |  |
| 7 | 1 | —              | —         | —     | —                  | —                                    | —                  |  |  |  |

### ●政策12 公平公正な課税と徴収

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名               | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法                                  | 指標設定の考え方                          | 目標値の<br>設定根拠                          | 参考数値(他市・県等) |       |         |
|----------------|----------|---------------------|---------------|---------------|---------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|-------------|-------|---------|
|                |          |                     |               |               |                                       |                                   |                                       | 値           | 年度    | 内容      |
| 1              | 1        | 給与所得者の給与特別徴収による賦課割合 | 88.4% (R2)    | 93.0%         | 給与所得者のうちの特別徴収に係る納税義務者の割合              | 適正な賦課事務ができていないかを見る指標として設定します。     | 特別徴収義務者(事業所)の指定強化を継続することにより5%増を目指します。 |             |       |         |
| 2              | 1        | 固定資産税課税資料のデータ化率     | 30%           | 70%           | データ化が必要な固定資産税課税資料件数に対するデータ化された資料件数の割合 | 課税資料の適正な整備状況を見る指標として設定します。        | 70%を目指します。                            |             |       |         |
| 3              | 1        | 市税収納率(現年度分・過年度分)    | 98.1% (R2)    | 98.3%         | 市税調定額に対する収納額の割合                       | 公平で公正な市税の徴収ができていないかを見る指標として設定します。 | 直近5年間の最高収納率(98.3%)の維持を目指します。          | 96.1%       | 令和2年度 | 県内市町の平均 |

### ●政策13 議会・行政委員会

| 基本<br>施策<br>番号 | 施策<br>番号 | 施策指標名 | 基準値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R7年度) | 算出方法 | 指標設定の考え方 | 目標値の<br>設定根拠 | 参考数値(他市・県等) |    |    |
|----------------|----------|-------|---------------|---------------|------|----------|--------------|-------------|----|----|
|                |          |       |               |               |      |          |              | 値           | 年度 | 内容 |
| 1              | 1        | —     | —             | —             | —    | —        | —            |             |    |    |
| 2              | 1        | —     | —             | —             | —    | —        | —            |             |    |    |
| 3              | 1        | —     | —             | —             | —    | —        | —            |             |    |    |
| 4              | 1        | —     | —             | —             | —    | —        | —            |             |    |    |

## 第2次東近江市総合計画後期基本計画に関連する個別計画一覧

| 政策<br>基本<br>施策  | 計画・指針等の名称            | 策定<br>年度 | 計画期間   | 県計画等(関連計画)  | 根拠法令等                        | 所管部     | 備考 |
|---|----------------------|----------|--------|-------------|------------------------------|---------|----|
| 1-1   | 東近江市市民協働推進計画         | H25      | H26～R5 |             | 東近江市協働のまちづくり条例第19条           | 総務部     |    |
| 2-1<br>2-2<br>2-3<br>2-4<br>3-5<br>3-6                                    | 東近江市子ども・子育て支援事業計画    | R1       | R2～R6  |             | 子ども・子育て支援法第61条               | こども未来部  |    |
| 3-1<br>3-2<br>3-3<br>3-4<br>3-5<br>3-6<br>3-7<br>3-8                      | 東近江市教育振興基本計画         | R3       | R4～R8  |             | 教育基本法第17条                    | 教育部     |    |
| 3-1<br>8-2  | 東近江市通学路交通安全プログラム     | H26      |        |             | 任意                           | 教育部     |    |
| 3-2   | 東近江市公立学校等施設整備計画      | R3       | R3     |             | 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条 | 教育部     |    |
| 3-3<br>3-5<br>3-6   | 東近江市子ども読書活動推進計画第3次計画 | H29      | H30～R4 |             | 子ども読書活動の推進に関する法律第9条          | 教育部     |    |
| 3-4   | 東近江市学校給食基本計画         | R2       | R3～R7  |             | 食育基本法第18条                    | 教育部     |    |
| 3-2   | 東近江市学校長寿命化計画         | R2       | R3～R12 |             | 任意                           | 教育部     |    |
| 3-7   | 五個荘金堂伝統的建造物群保存地区保存計画 | H17      |        |             | 文化財保護法第143条                  | 文化スポーツ部 |    |
| 3-7   | 東近江市歴史文化基本構想         | H28      |        |             | 任意                           | 文化スポーツ部 |    |
| 3-7   | 文化的景観保存活用計画          | H29      |        |             | 文化財保護法第134条                  | 文化スポーツ部 |    |
| 3-7   | 史跡百済寺境内保存管理計画        | H23      |        |             | 文化財保護法第53条の2                 | 文化スポーツ部 |    |
| 3-7   | 史跡雪野山古墳保存活用計画        | H28      |        |             | 文化財保護法第53条の2                 | 文化スポーツ部 |    |
| 1-1<br>2-1<br>2-2<br>2-3<br>4-1<br>4-2<br>4-3<br>4-4<br>4-5<br>4-6<br>4-7 | 東近江市地域福祉計画           | R3       | R4～R8  | 滋賀県地域福祉支援計画 | 社会福祉法第107条                   | 健康福祉部   |    |
| 4-3<br>4-4<br>4-7   | 東近江市高齢者保健福祉計画        | R2       | R3～R5  |             | 老人福祉法第20条の8                  | 健康福祉部   |    |
| 4-3<br>4-4<br>4-7<br>5-1  | 東近江市介護保険事業計画         | R2       | R3～R5  |             | 介護保険法第117条                   | 健康福祉部   |    |

| 政策<br>基本<br>施策    | 計画・指針等の名称                         | 策定<br>年度        | 計画期間    | 県計画等(関連計画)            | 根拠法令等   | 所管部   | 備考 |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------|---------|-----------------------|---|-------|----|
| 4-3<br>4-5<br>4-6 | 東近江市障害者計画                         | R2              | R3~R8   |                       | 障害者基本法第11条第3項   | 健康福祉部 |    |
| 4-5<br>4-6        | 東近江市障害福祉計画                        | R2              | R3~R5   |                       | 障害者総合支援法第88条<br>第1項   | 健康福祉部 |    |
| 4-3<br>4-5<br>4-6 | 東近江市障害児福祉<br>計画                   | R2              | R3~R5   |                       | 児童福祉法第33条の20  | 健康福祉部 |    |
| 4-7               | 東近江市健康増進計画<br>健康ひがしおつみ21<br>(第3次) | H30             | H31~R5  | 健康いきいき21<br>ーしが推進プランー | 健康増進法第8条第2項   | 健康福祉部 |    |
| 4-7               | 東近江市食育推進計画<br>(第2次)               | H30             | H31~R5  | 滋賀県食育推進計画             | 食育基本法第18条第1項  | 健康福祉部 |    |
| 4-7               | 東近江市自殺対策計画                        | R1              | R2~R6   | 滋賀県自殺対策計画             | 自殺対策基本法第13条<br>第2項  | 健康福祉部 |    |
| 5-1               | 東近江市国民健康保険<br>保健事業等実施計画           | H29             | H30~R5  |                       | 国民健康保険法に基づく保<br>健事業の実施等に関する指<br>針第5<br>高齢者の医療の確保に関す<br>る法律第19条  | 市民環境部 |    |
| 3-5<br>5-3        | 東近江市人権施策基本<br>計画                  | H29             | H30~R4  |                       | 東近江市人権尊重のまちづ<br>くり条例第4条   | 市民環境部 |    |
| 5-3               | 東近江市男女共同参画<br>推進計画                | R3              | R4~R8   |                       | 男女共同参画社会基本法第<br>9条<br>配偶者からの暴力の防止及<br>び被害者の保護等に関する<br>法律第2条の3<br>女性の職業生活における活<br>躍の推進に関する法律第6条<br>東近江市男女共同参画推進<br>条例第8条 | 市民環境部 |    |
| 5-5               | 一般廃棄物(ごみ)処理<br>基本計画               | R2              | R2~R16  |                       | 廃棄物の処理及び清掃に関<br>する法律第6条   | 市民環境部 |    |
| 5-5               | 一般廃棄物処理実施<br>計画                   | 毎年<br>単年度<br>計画 |         |                       | 廃棄物の処理及び清掃に関<br>する法律第6条   | 市民環境部 |    |
| 5-5               | 東近江市生ごみ等リサ<br>イクル基本方針             | H18             |         |                       | 任意  | 市民環境部 |    |
| 5-6<br>5-7        | 東近江市環境基本計画                        | H28             | H29~R7  |                       | 東近江市民の豊かな環境と<br>風土づくり条例第9条  | 市民環境部 |    |
| 5-7               | 東近江市生活排水処理<br>基本計画                | R3              | R4~R13  | 滋賀県汚水処理施設整備<br>構想2016 | 廃棄物の処理及び清掃に関<br>する法律第6条   | 市民環境部 |    |
| 5-8               | 東近江市交通安全計画<br>(第11次)              | R3              | R3~R7   | 第11次滋賀県交通安全<br>計画     | 交通安全対策基本法第26条   | 市民環境部 |    |
| 5-7               | 東近江市地球温暖化対<br>策実行計画(事務事業<br>編)    | H30             | H31~R12 |                       | 地球温暖化対策の推進に関<br>する法律第21条  | 市民環境部 |    |
| 5-5               | 東近江市災害廃棄物処<br>理計画                 | R3              |         |                       | 任意  | 市民環境部 |    |
| 6-1               | 東近江市地域防災計画                        | H25             |         |                       | 災害対策基本法第42条   | 総務部   |    |
| 6-1               | 東近江市国民保護計画                        | H19             |         |                       | 武力攻撃事態等における国<br>民の保護のための措置に関<br>する法律第35条  | 総務部   |    |
| 6-1               | 東近江市業務継続計画<br>(BCP)【震災編】          | H27             |         |                       | 任意  | 総務部   |    |

| 政策<br>一<br>基本<br>施策   | 計画・指針等の名称              | 策定<br>年度 | 計画期間    | 県計画等(関連計画)           | 根拠法令等                                      | 所管部   | 備考 |
|---|------------------------|----------|---------|----------------------|--|-------|----|
| 6-1<br>8-1<br>8-2<br>8-3<br>8-4<br>8-5<br>8-6<br>8-7<br>9-1<br>9-2<br>9-3 | 東近江市国土強靱化計画            | H27      |         |                      | 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条 | 企画部   |    |
| 7-1<br>7-2<br>7-3<br>7-4  | 東近江市農村振興基本計画(アグリプラン)   | H28      | H28～R7  |                      | 任意(R2中間見直し)                                | 農林水産部 |    |
| 7-1<br>7-4  | 農業振興地域整備計画             | H30      | H31～R5  | 滋賀県農業振興地域整備基本方針      | 農業振興地域の整備に関する法律第8条                         | 農林水産部 |    |
| 7-1   | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 | R3       | R3～R12  | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 | 農業経営基盤強化促進法第6条                             | 農林水産部 |    |
| 7-1   | 東近江市酪農・肉用牛生産近代化計画      | H28      | H28～R7  | 滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画     | 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4                    | 農林水産部 |    |
| 7-2   | 東近江市森林整備計画             | H25      | H25～R4  |                      | 森林法第10条の5                                  | 農林水産部 |    |
| 7-2   | 東近江市特定間伐等促進計画          | R3       | R3～R12  |                      | 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条第4項                | 農林水産部 |    |
| 7-2   | 森林病害虫等防除法に基づく地区実施計画    | H24      |         |                      | 森林病害虫等防除法第7条の10                            | 農林水産部 |    |
| 7-2   | 東近江地域鳥獣被害防止計画          | R2       | R2～R4   |                      | 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第4条        | 農林水産部 |    |
| 7-3   | 農業農村整備事業管理計画           | R3       | R4～R8   |                      | 県指定様式                                      | 農林水産部 |    |
| 7-7   | 東近江市観光戦略               | R3       | R4～R8   |                      | 任意   | 商工観光部 |    |
| 7-5   | 東近江市八日市公設地方卸売市場経営戦略    | R1       | R2～R11  |                      | 任意   | 商工観光部 |    |
| 8-1<br>8-2<br>8-3   | 東近江市道路整備基本計画           | H24      | H25～R14 |                      | 任意   | 都市整備部 |    |
| 8-2   | 東近江市道路整備アクションプログラム     | H30      | R1～R10  |                      | 任意   | 都市整備部 |    |
| 8-2   | 東近江市浸水対策下水道(雨水)基本計画    | H18      |         |                      | 下水道法第4条                                    | 都市整備部 |    |
| 6-1<br>7-2<br>8-2<br>8-3<br>10-1<br>10-2                                  | 辺地総合整備計画               | H29      | H30～R4  |                      | 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条      | 企画部   |    |
| 8-2   | 東近江市公共下水道(雨水)全体計画      | R2       | R2～R27  |                      | 任意   | 都市整備部 |    |
| 8-3   | 東近江市橋梁長寿命化修繕計画         | R1       | R1～R21  |                      | 任意   | 都市整備部 |    |
| 8-4   | 東近江市国土利用計画             | H29      | H30～R9  |                      | 国土利用計画法第8条                                 | 企画部   |    |
| 8-4   | 東近江市都市計画マスタープラン        | R2       | R2～R12  |                      | 都市計画法第18条の2                                | 都市整備部 |    |

| 政策<br>一<br>基本<br>施策 | 計画・指針等の名称                        | 策定<br>年度 | 計画期間    | 県計画等(関連計画) | 根拠法令等                                 | 所管部   | 備考 |
|---------------------|----------------------------------|----------|---------|------------|---------------------------------------|-------|----|
| 8-4                 | 東近江市景観計画                         | H22      |         |            | 景観法第8条                                | 都市整備部 |    |
| 8-4                 | 東近江市風景づくり基本計画                    | H22      |         |            | 東近江市風景づくり条例第6条                        | 都市整備部 |    |
| 8-4                 | 東近江市公園施設長寿命化計画                   | H26      | H27～R6  |            | 任意                                    | 都市整備部 |    |
| 8-4                 | 東近江市立地適正化計画                      | H28      |         |            | 都市再生特別措置法第81条                         | 都市整備部 |    |
| 8-5<br>8-6          | 東近江市既存建築物耐震改修促進計画                | H27      | H28～R7  |            | 建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条                  | 都市整備部 |    |
| 8-7                 | 地域住宅計画(東近江市地域)                   | H31      | H31～R5  |            | 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備に関する特別措置法第6条 | 都市整備部 |    |
| 8-7                 | 東近江市公営住宅等長寿命化計画                  | R2       | R3～R12  |            | 任意                                    | 都市整備部 |    |
| 8-7                 | 東近江市空家対策計画                       | R2       | R3～R7   |            | 空家等対策の推進に関する特別措置法第6条                  | 都市整備部 |    |
| 8-8                 | 東近江市地域公共交通計画                     | R3       | R4～R13  |            | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条               | 都市整備部 |    |
| 8-8                 | 東近江市コミュニティバス第5次計画                | R3       | R4～R8   |            | 任意                                    | 都市整備部 |    |
| 9-1                 | 東近江市水道事業ビジョン                     | H27      | H27～R7  |            | 国の「新水道ビジョン」に合わせた任意計画                  | 水道部   |    |
| 9-1                 | 東近江市水道事業施設整備計画(アセットマネジメント)       | H27      | H30～R14 |            | 市の水道事業ビジョンに合わせた任意計画                   | 水道部   |    |
| 9-1                 | 東近江市水道事業経営戦略                     | H30      | R1～R14  |            | 国の経営戦略策定ガイドラインによる策定(平成28年1月)          | 水道部   |    |
| 9-1                 | 東近江市水安全計画                        | H30      | R1～     |            | 国の水安全計画を推奨し任意策定                       | 水道部   |    |
| 9-2                 | 琵琶湖流域下水道(湖南中部処理区)関連東近江市公共下水道事業計画 | S52      | S52～R7  |            | 下水道法第4条第1項                            | 水道部   |    |
| 9-2                 | 琵琶湖流域下水道(東北部処理区)関連東近江市公共下水道事業計画  | H24      | H24～R7  |            | 下水道法第4条第1項                            | 水道部   |    |
| 9-2                 | 東近江市下水道ストックマネジメント基本計画            | H30      | H30～R25 |            | 社会資本整備総合交付金                           | 水道部   |    |
| 9-2                 | 東近江市下水道総合地震対策計画                  | H29      | H29～R8  |            | 社会資本整備総合交付金                           | 水道部   |    |
| 9-2                 | 東近江市公共下水道事業経営戦略                  | H28      | R4～R13  |            | 公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年)          | 水道部   |    |
| 9-3                 | 東近江市農業集落排水事業経営戦略                 | R3       | R4～R13  |            | 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について(平成31年)         | 水道部   |    |
| 9-3                 | 東近江市農業集落排水事業地方公営企業法適用基本計画        | R3       | R3～R5   |            | 公営企業会計の適用の更なる推進について(平成31年)            | 水道部   |    |
| 9-3                 | 東近江市農業集落排水事業最適整備構想(永源寺地区)        | R2       | R3～R42  |            | 農山漁村地域整備交付金                           | 水道部   |    |
| 10-1                | 東近江市公共施設等総合管理計画                  | H28      | H29～R8  |            | インフラ長寿命化基本計画                          | 企画部   |    |

| 政策<br>—<br>基本<br>施策   | 計画・指針等の名称               | 策定<br>年度 | 計画期間   | 県計画等(関連計画) | 根拠法令等   | 所管部 | 備考 |
|---|-------------------------|----------|--------|------------|---|-----|----|
| 10-1  | 東近江市公共施設個別<br>施設計画      | R2       | R3～R8  |            | インフラ長寿命化基本計画  | 企画部 |    |
| 10-2  | 東近江市まち・ひと・<br>しごと創生総合戦略 | R1       | R2～R6  |            | まち・ひと・しごと創生法<br>第10条                                    | 企画部 |    |
| 2-1<br>2-3<br>3-3<br>3-6<br>3-8<br>4-5<br>4-6<br>4-7<br>4-8<br>5-6<br>6-1<br>7-1<br>7-5<br>7-6<br>7-7<br>8-2<br>8-8<br>10-1<br>10-2<br>10-3<br>11-2<br>11-6 | 東近江市定住自立圏<br>共生ビジョン     | R3       | R4～R7  |            | 定住自立圏構想推進要綱<br>第6                                       | 企画部 |    |
| 10-2  | 東近江市エコツーリズム<br>ム全体構想    | R3       | R3～    |            | エコツーリズム推進法第5条<br>第2項第1号                                 | 企画部 |    |
| 10-2  | 東近江市中心市街地活<br>性化基本計画    | R3       | R4～R8  |            | 中心市街地の活性化に関す<br>る法律第9条                                  | 企画部 |    |
| -   | 新市まちづくり計画               | H16      | H16～R6 |            | 地方自治法第252条の2<br>市町村の合併の特例に関す<br>る法律第6条                  | 企画部 |    |
| -   | 合併建設計画                  | H17      | H17～R7 |            | 地方自治法第252条の2<br>市町村の合併の特例に関す<br>る法律第6条                  | 企画部 |    |
| 11-2  | 東近江市人材育成基本<br>方針        | H28      |        |            | 任意  | 総務部 |    |
| 11-2  | 東近江市特定事業主行<br>動計画       | R2       | R3～R7  |            | 次世代育成支援対策推進法<br>第19条、女性の職業生活に<br>おける活躍の推進に関する<br>法律第19条 | 総務部 |    |
| 11-6  | 東近江市情報セキュリ<br>ティ基本方針    | H27      |        |            | 任意  | 総務部 |    |
| 11-6  | 東近江市情報セキュリ<br>ティ対策基準    | H27      |        |            | 任意  | 総務部 |    |

平成27年12月22日  
条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針で行政運営の基本方針として市長が定めるものをいう。
- (2) 基本構想 総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

3 市長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事務事業の内容を具体的に定めるなど必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、東近江市総合計画の策定に関し必要な事項の調査及び審議を行うため、東近江市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員25人以内で組織する。

(諮問及び答申)

第6条 市長は、基本構想及び基本計画を策定又は変更(軽微なものは除く。)するときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

2 審議会は、諮問された内容について調査及び審議を行い、その意見を答申するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定又は変更(軽微なものは除く。)するときは、議会の議決を得なければならない。

(総合計画の公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東近江市総合計画審議会条例の廃止)

2 東近江市総合計画審議会条例(平成17年東近江市条例第39号)は、廃止する。

平成27年12月22日  
規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江市総合計画策定条例(平成27年東近江市条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第2条 条例第5条に規定する東近江市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(審議会の運営)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 5 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(軽微な変更)

第4条 条例第6条及び第7条に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

- (1) 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更
- (2) 用語、名称等の変更、誤記の訂正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、記載事項の趣旨の変更を伴わない変更

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第3条第4項の規定にかかわらず、市長が招集する。



● 審議会諮問文

東政策第935号  
令和3年3月19日

東近江市総合計画審議会  
会長 深尾昌峰様

東近江市長 小椋正清

第2次東近江市総合計画について(諮問)

平成29年3月に策定の第2次東近江市総合計画の前期基本計画が令和3年度末で終了することから、基本構想の時点修正及び後期基本計画の策定について、東近江市総合計画審議会条例第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

● 審議会答申文

令和3年12月27日

東近江市長 小椋正清様

東近江市総合計画審議会  
会長 深尾昌峰

第2次東近江市総合計画について(答申)

令和3年3月19日付け東政策第935号で諮問のありました、第2次東近江市総合計画基本構想及び後期基本計画について、当審議会では慎重に審議を重ね、別冊のとおり計画案を取りまとめましたので、東近江市総合計画策定条例第6条第2項の規定に基づき答申します。

計画の策定及び推進に当たっては、市民の声をしっかりと汲み取り、本答申の趣旨を十分尊重され「うるおいとにぎわいのまち東近江市」の実現に向けて取り組まれることを希望します。

平成18年1月4日

訓令第2号

改正 平成18年4月1日訓令第9号

平成19年3月28日訓令第13号

平成22年11月1日訓令第34号

平成27年4月1日訓令第19号

令和2年4月1日訓令第13号

(設置)

第1条 東近江市総合計画の基本構想及び基本計画を策定するため、東近江市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、企画部次長をもって充てる。

3 委員は、部長級及び次長級の職にある者のうちから市長が指名する。

(職務)

第3条 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(部会)

第4条 策定委員会の下に、専門的事項を検討するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会長及び部会員は、委員長が職員のうちから指名する。

3 それぞれの部会に、調査及び研究作業を行うためワーキンググループを設置することができる。

4 部会長は、各部会における審議の経過、結果等について、策定委員会に報告しなければならない。

(関係職員の出席等)

第5条 策定委員会及び部会は、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は出席を求めて所掌事務について説明若しくは報告させることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画部において処理する。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月4日から施行する。

附 則(平成18年訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第13号)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により、この訓令の施行の際現に在職する収入役が、その任期中に限り、なお従前の例により在職する場合においては、この訓令による改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則(平成22年訓令第34号)

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第19号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年訓令第13号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

平成26年11月28日

訓令第44号

改正 平成27年4月1日訓令第20号

平成28年4月1日訓令第7号

平成31年4月1日訓令第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少や複雑多様化する地域課題の解決を目指した施策の全庁的な推進を図るため、東近江市政策推進戦略本部(以下「戦略本部」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 戦略本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 人口減少や複雑多様化する地域課題の解決を目指した施策の総合企画及び調整に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 戦略本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、政策監、危機管理監、部長(議会議務局長及び教育部長を含む。)及び理事の中から本部長が指名する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、戦略本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 戦略本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(下部組織)

第6条 本部長は、必要に応じて戦略本部の下部組織として幹事会、分科会、ワーキンググループ等を設置することができる。

(庶務)

第7条 戦略本部の庶務は、企画部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年11月28日から施行する。

附 則(平成27年訓令第20号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第7号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年訓令第10号)

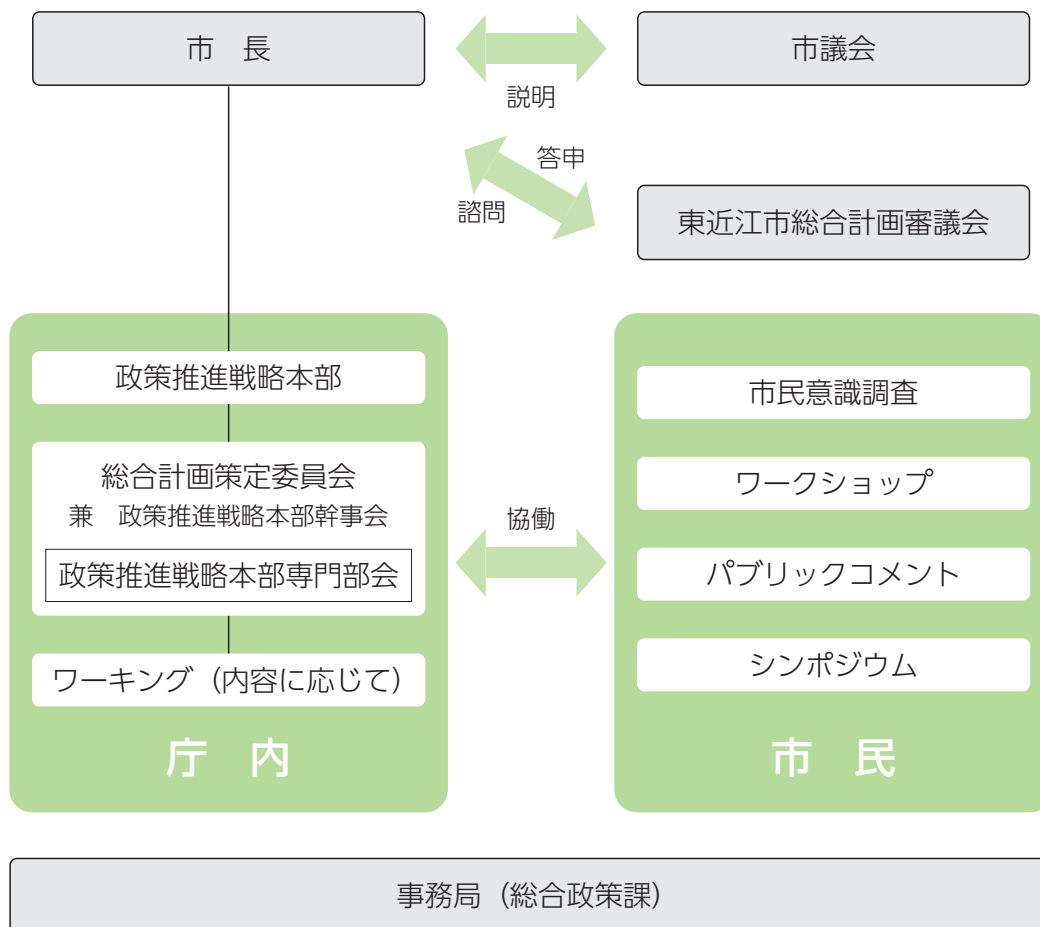
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

●東近江市総合計画審議会 委員名簿

|    | 分野    | 所属等                    | 氏名     | 備考  |
|----|-------|------------------------|--------|-----|
| 1  | 学識    | 龍谷大学 政策学部教授            | 深尾 昌峰  | 会長  |
| 2  | 商工    | 八日市商工会議所 副会頭           | 向 真史   | 副会長 |
| 3  | 商工    | 東近江市商工会 副会長            | 寺嶋 嘉孝  |     |
| 4  | 農業    | 東近江市農業委員               | 湯ノ口 絢也 |     |
| 5  | 林業    | 東近江市永源寺森林組合 企画事業課長     | 落部 弘紀  |     |
| 6  | 金融    | 湖東信用金庫 専務理事            | 矢島 之貴  |     |
| 7  | 観光    | 東近江市観光協会 理事            | 井上 由美  |     |
| 8  | 労働    | 日本電気硝子労働組合能登川支部 支部長    | 清水 健   |     |
| 9  | 報道    | 東近江ケーブルネットワーク(株) 常務取締役 | 村田 吉則  |     |
| 10 | まちづくり | 湖東地区まちづくり協議会 会長        | 小島 善雄  |     |
| 11 | 環境    | 滋賀県環境影響評価審査会委員         | 山崎 亨   |     |
| 12 | 福祉    | 東近江市社会福祉協議会 会長         | 大塚 ふさ  |     |
| 13 | 福祉    | 民生委員児童委員協議会 会長         | 山田 滋   |     |
| 14 | 福祉    | 社会福祉法人慈照会 カルナハウス 施設長   | 後藤 清   |     |
| 15 | こども   | びわこ学院大学教育福祉学部 講師       | 川副 知佐  |     |
| 16 | 教育    | 東近江市教育委員会 教育長職務代理者     | 青地 弘子  |     |
| 17 | 教育    | 愛知学泉大学 准教授             | 筒井 正   |     |
| 18 | 行政    | 東近江市 政策監               | 久田 哲哉  |     |

(順不同・敬称略)

■第2次東近江市総合計画後期基本計画策定体制



## 策定経過

令和2年度

|     | 総合計画審議会      | 政策推進戦略本部会議           | 政策推進戦略本部幹事会議<br>(兼 総合計画策定委員会) | 備考   |
|-----|--------------|----------------------|-------------------------------|--|
| 7月  |              | 7/3 第1回              | 7/1 第1回                       |  |
| 11月 |              |                      |                               | 11/10~11/24<br>市民意識調査  |
| 12月 |              |                      |                               | 12/10~12/21<br>若者を対象にした<br>まちづくりアンケート<br>12/24<br>大学生ワークショップ |
| 1月  |              |                      |                               | 1/20・26<br>まちづくり座談会<br>まちづくり協議会                              |
| 2月  |              | 2/12 第2回<br>2/26 第3回 | 2/10 第2回<br>2/25 第3回          |  |
| 3月  | 3/19 第1回(諮問) | 3/26 第4回             | 3/24 第4回                      |  |

令和3年度

|     | 総合計画審議会       | 政策推進戦略本部会議 | 政策推進戦略本部幹事会議<br>(兼 総合計画策定委員会) | 備考                   |
|-----|---------------|------------|-------------------------------|----------------------|
| 5月  |               | 5/27 第1回   | 5/26 第1回                      |                      |
| 6月  |               |            | 6/30 第2回                      | 6/21~7/5<br>市民意識調査   |
| 7月  | 7/5 第2回       | 7/1 第2回    |                               | 7/29~8/20<br>事業者意識調査 |
| 8月  | 8/30 第3回(※中止) | 8/20 第3回   | 8/18 第3回                      |                      |
| 10月 | 10/25 第3回     | 10/15 第4回  | 10/13 第4回                     |                      |
| 11月 | 11/22 第4回     | 11/19 第5回  | 11/17 第5回                     |                      |
| 12月 | 12/27 第5回(答申) | 12/24 第6回  | 12/22 第6回                     |                      |
| 2月  |               | 2/17 第7回   | 2/16 第7回                      |                      |

※新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発令に伴い、文書による意見照会とした。









## 第2次東近江市総合計画

---

令和4年(2022年)3月

発行／東近江市 編集／企画部企画課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

代表IP 050-5801-1234 電話 0748-24-1234 FAX 0748-24-1457



